

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月30日

【発行者名】 F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
（FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 マルク・ワセレット  
（Marc Wathelet）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ポルシェット通り 2 a  
（2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 十枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -  
米ドル・マンスリー・インカム  
（Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
クラスA 受益証券 100億アメリカ合衆国ドル（約8,213億円）を上限とする。  
クラスB 受益証券 100億アメリカ合衆国ドル（約8,213億円）を上限とする。  
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成23年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝82.13円）による。以下、別段の表示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによる。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年6月30日付をもって半期報告書を提出いたしましたので、平成23年3月31日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年4月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また原届出書に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

（注）\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。ただし、全文訂正の場合は下線を付しておりません。

## 2【訂正の内容】

### (1) 半期報告書の提出に伴う訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況 (3) 運用実績 (4) 販売及び買戻しの実績	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況 (2) 運用実績 2 販売及び買戻しの実績	更新 追加 追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額 2 事業の内容及び営業の概況 5 その他	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額 (2) 事業の内容及び営業の状況 (3) その他	更新 更新 追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（半期報告書「5 管理会社の経理の概況」は、原届出書に対する訂正に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.）（以下「管理会社」という。）により管理されるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ（Fidelity Global Bond Series）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム（Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income）（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は以下のとおりである。

## （１）投資状況

## 資産別および地域別の投資状況

（平成23年４月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
債券	アメリカ合衆国	238,585,337.69	57.91
	イタリア	18,692,552.87	4.54
	カナダ	13,603,689.87	3.30
	英国	12,812,598.34	3.11
	ルクセンブルグ	11,481,285.65	2.79
	ドイツ	7,833,934.89	1.90
	フランス	6,087,163.03	1.48
	ベネズエラ	4,960,437.99	1.20
	メキシコ	4,621,829.09	1.12
	アルゼンチン	4,320,021.03	1.05
	ブラジル	3,897,196.85	0.95
	トルコ	3,407,522.55	0.83
	インドネシア	3,008,542.17	0.73
	フィリピン	2,974,244.58	0.72
	ロシア	2,850,692.92	0.69
	バミューダ	2,840,310.88	0.69
	オランダ	2,716,557.03	0.66
	スペイン	2,295,153.04	0.56
	ケイマン諸島	2,292,215.29	0.56
	オーストラリア	2,253,489.51	0.55
	アラブ首長国連邦	1,953,530.18	0.47
	アイルランド	1,936,758.28	0.47
	日本	1,848,833.41	0.45
	カザフスタン	1,713,591.80	0.42
	エルサルバドル	1,707,479.91	0.41
	コロンビア	1,379,916.64	0.33
	ベトナム	969,149.83	0.24
	ペルー	908,641.12	0.22
	ウクライナ	843,514.31	0.20
	クロアチア	814,560.39	0.20
	リトアニア	685,893.07	0.17
	ウルグアイ	677,994.46	0.16
	ハンガリー	626,979.15	0.15
パナマ	618,786.91	0.15	
セルビア	604,607.81	0.15	
ベラルーシ	590,900.53	0.14	
ベルギー	583,291.24	0.14	
フィンランド	579,989.01	0.14	
レバノン	572,218.54	0.14	

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
	ポーランド	544,544.88	0.13
	オーストリア	501,109.59	0.12
	南アフリカ	490,196.27	0.12
	スリランカ	482,445.81	0.12
	イラク	458,464.23	0.11
	チリ	416,422.92	0.10
	マーシャル諸島	411,935.45	0.10
	ヨルダン	376,456.31	0.09
	パキスタン	367,883.03	0.09
	パラグアイ	300,342.01	0.07
	グルジア	297,740.53	0.07
	ノルウェー	292,858.46	0.07
	モンゴル	275,520.35	0.07
	ドミニカ共和国	265,482.22	0.06
	ナイジェリア	259,355.04	0.06
	バーレーン	218,978.01	0.05
	エジプト	209,233.48	0.05
	ガーナ	207,453.94	0.05
	シンガポール	204,659.93	0.05
	コートジボワール	151,084.46	0.04
	スイス	148,417.95	0.04
	インド	120,127.91	0.03
	コンゴ	110,010.71	0.03
	カタール	101,024.25	0.02
	バハマ	73,169.28	0.02
	債券合計	378,436,328.89	91.86
	現金およびその他の資産 (負債控除後)	33,549,930.16	8.14
	合計 (純資産総額)	411,986,259.05 (33,816百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル (以下「米ドル」という。) の円貨換算は、便宜上、平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル = 82.08円) による。以下、別段の表示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによる。

(注3) ファンドおよびサブ・ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券は米ドル建のため、本書の金額表示は別段の記載がない限りサブ・ファンドの基準通貨である米ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## ( 2 ) 運用実績

## 純資産の推移

平成23年4月30日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成22年5月末日	254,915,915.09	20,923,498,311	A . 10.43 B . 10.42	856 855
6月末日	266,118,689.81	21,843,022,060	A . 10.55 B . 10.54	866 865
7月末日	268,643,987.69	22,050,298,510	A . 10.82 B . 10.81	888 887
8月末日	290,554,810.21	23,848,738,822	A . 10.88 B . 10.88	893 893
9月末日	307,554,576.10	25,244,079,606	A . 11.06 B . 11.05	908 907
10月末日	332,017,616.89	27,252,005,994	A . 11.20 B . 11.19	919 918
11月末日	352,121,073.98	28,902,097,752	A . 10.96 B . 10.95	900 899
12月末日	373,687,629.41	30,672,280,622	A . 10.96 B . 10.95	900 899
平成23年1月末日	383,505,380.06	31,478,121,595	A . 11.01 B . 11.01	904 904
2月末日	391,880,732.28	32,165,570,506	A . 11.04 B . 11.03	906 906
3月末日	403,804,421.32	33,144,266,902	A . 11.05 B . 11.05	907 907
4月末日	411,986,259.05	33,815,832,143	A . 11.22 B . 11.21	921 920

(注) 「1口当たり純資産価格」中、A . B . は各々クラスA受益証券、クラスB受益証券を指す。

## 分配の推移

平成23年4月30日前1年間における分配金および設定来累計の分配金は以下のとおりである。

	1口当たり分配金額				分配落ち日
	クラスA 受益証券		クラスB 受益証券		
	米ドル	円	米ドル	円	
平成22年5月	0.0353	2.90	0.0309	2.54	平成22年5月3日
6月	0.0361	2.96	0.0317	2.60	平成22年6月1日
7月	0.0341	2.80	0.0298	2.45	平成22年7月1日
8月	0.0358	2.94	0.0312	2.56	平成22年8月2日
9月	0.0340	2.79	0.0294	2.41	平成22年9月1日
10月	0.0362	2.97	0.0317	2.60	平成22年10月1日
11月	0.0320	2.63	0.0272	2.23	平成22年11月1日
12月	0.0306	2.51	0.0260	2.13	平成22年12月1日
平成23年1月	0.0295	2.42	0.0249	2.04	平成23年1月3日
2月	0.0297	2.44	0.0250	2.05	平成23年2月1日
3月	0.0305	2.50	0.0263	2.16	平成23年3月1日
4月	0.0338	2.77	0.0291	2.39	平成23年4月1日
直近1年間累計 (平成22年5月1日 ~平成23年4月30日)	0.3976	32.64	0.3432	28.17	-
設定来累計 (平成18年10月16日 ~平成23年4月30日)	1.8990	155.87	1.6759	137.56	-

(注) 直近1年間累計とは、平成22年5月1日から平成23年4月30日までの期間における分配金の累計額である。設定来累計とは、運用開始日である平成18年10月16日から平成23年4月30日までの期間における分配金の累計額である。

## 収益率の推移

平成23年4月30日前1年間における収益率は以下のとおりである。

	収益率 (%) (注)
クラスA 受益証券	8.65
クラスB 受益証券	8.18

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 平成23年4月30日の受益証券1口当たり純資産価格 (当該期間の分配金 (税引き前) の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日 (平成22年4月30日) の受益証券1口当たり純資産価格 (分配落ちの額)



## 2 販売及び買戻しの実績

平成23年4月30日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成23年4月30日現在の発行済口数は以下のとおりである。

### クラスA受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
4,568,680 (4,568,680)	718,830 (718,830)	9,938,590 (9,938,590)

### クラスB受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
9,398,350 (9,398,350)	625,530 (625,530)	26,805,250 (26,805,250)

（注）（ ）内の数字は、日本における販売、買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=82.08円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

## フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ

## 純資産計算書

2011年3月31日現在

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -  
米ドル・マンスリー・インカム

	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>		
投資有価証券時価評価額	372,610,803	30,583,895
銀行預金	30,228,665	2,481,169
投資有価証券売却未収金	8,703,577	714,390
受益証券発行未収金	3,797,243	311,678
未収利息	5,087,703	417,599
為替先渡契約未実現利益	168,467	13,828
先物未実現利益	4,965	408
<b>資産合計</b>	<b>420,601,423</b>	<b>34,522,965</b>
<b>負債</b>		
投資有価証券購入未払金	15,845,496	1,300,598
未払費用	587,125	48,191
為替先渡契約未実現損失	154,868	12,712
先物未実現損失	17,675	1,451
その他の未払金	1,579	130
当座借越	190,259	15,616
<b>負債合計</b>	<b>16,797,002</b>	<b>1,378,698</b>
純資産 2011年3月31日現在	403,804,421	33,144,267
純資産 2010年9月30日現在	307,554,576	25,244,080
純資産 2009年9月30日現在	207,548,718	17,035,599
純資産 2008年9月30日現在	153,332,828	12,585,559
受益証券発行残高 2011年3月31日現在		
- クラスA 受益証券	9,823,300口	
- クラスB 受益証券	26,725,190口	
受益証券1口当たり純資産価格 2011年3月31日現在		
- クラスA 受益証券	11.05米ドル	907円
- クラスB 受益証券	11.05米ドル	907円
受益証券1口当たり純資産価格 2010年9月30日現在		
- クラスA 受益証券	11.06米ドル	908円
- クラスB 受益証券	11.05米ドル	907円
受益証券1口当たり純資産価格 2009年9月30日現在		
- クラスA 受益証券	10.40米ドル	854円
- クラスB 受益証券	10.40米ドル	854円
受益証券1口当たり純資産価格 2008年9月30日現在		
- クラスA 受益証券	9.60米ドル	788円
- クラスB 受益証券	9.60米ドル	788円
投資有価証券取得原価	358,037,616	29,387,728

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

## フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ

## 財務書類に対する注記

2011年3月31日

## 1 . 一般事項

ファンドは、非法人形態の証券共有持分としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド (Fonds Commun de Placement) である。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有している F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (「管理会社」) によって、共同所有者 (「受益者」) の利益のために管理運用されている。ファンドは、ルクセンブルグの2002年12月20日の投資信託に関する法律のパート に基づき登録されている。

本書におけるファンドへの言及は、文脈上適切な場合、ファンドのために行為する管理会社を意味するものとする。

2011年3月31日現在、ファンドは一つのサブ・ファンド、すなわち米ドル・マンスリー・インカム (「サブ・ファンド」) から構成されていた。

## 2 . 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価 - 証券取引所で取引される有価証券への投資は、かかる証券が取引されている主要な証券取引所において評価が行われる時点で入手可能な直近の価格で評価されるものとする。店頭市場で取扱われる有価証券も、同様に評価される。規制された証券取引所で取引されない短期債務譲渡可能証券および短期金融商品の評価は、償却原価法により決定される。この方法に従って、償却原価は、原初原価で証券を評価し、その後満期まで定率で額面価額に対してディスカウントを付加する (またはプレミアムを償却する) ことによって算定される。その他の資産はすべて、管理会社の取締役が適切と判断する方法で評価される。サブ・ファンドの投資明細表に明記される場合を除き、ファンドが保有するものはすべて、公認の証券取引所またはその他の規制ある市場で値が付けられるものである。

当期中、2010年10月25日付で債券に対する評価方針の変更がなされた。新評価方針の下では、債券は買値ではなく仲値で値付けされる。かかる変更による財務書類への影響には、方針変更日付でなされた米ドル・マンスリー・インカムのパフォーマンスに対する一回限りの調整が含まれる。かかる評価方針の変更は、サブ・ファンドに重大な影響を及ぼさなかった。

公正価額調整方針 - 公正価額調整は、マーケット・タイミング取引に対してファンドの受益者の利益を保護するために行われる場合がある。したがって、サブ・ファンドが評価される時に取引が閉鎖されている市場にサブ・ファンドが投資する場合、取締役は、市場が不安定な期間中、有価証券評価に基づく上記規定から逸脱して、評価時点のサブ・ファンドの投資有価証券の公正価額をより正確に反映するための調整を特定ポートフォリオに含まれる証券について行うことができる。2011年3月31日現在、サブ・ファンドには実質的に公正価額調整を行っている有価証券は存在しない。

銀行預金 - 銀行預金は額面価額で計上されている。

投資有価証券取引 - 投資有価証券取引は、有価証券を購入もしくは売却した日に会計処理される。有価証券の売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

先物取引 - 先物取引は、契約の開始日または終了日に会計処理される。その後の支払は、ポートフォリオによる未実現損益として財務報告上記載される対象指数または対象証券の評価額の日々の変動に基づき、毎日ポートフォリオによって支払われるか受領される。先物取引から生じる未実現損益は、純資産計算書および投資明細表に計上される。実現損益は、先入れ先出し法に基づいて計上される。

為替先渡契約 - 為替先渡契約は、クロージングの日付現在の実勢為替先渡レートに基づき評価され、満期までの残存期間に適用される。為替先渡契約による未実現損益は、純資産計算書および投資明細表に含まれている。

外国為替 - ファンドの指定通貨は米ドルである。2011年3月31日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。管理会社の取締役により各サブ・ファンドの指定通貨が決定される。当期中

の外貨建取引はすべて、取引日の実勢為替レートでサブ・ファンドの指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引 - サブ・ファンドの受益証券1口当たりの発行価格および買戻価格は、取引日の受益証券1口当たり純資産価格である。

収益 - 利息は、発生基準で会計処理される。

### 3．管理会社またはその関連会社との取引

管理会社ならびにその関連会社であるF I L（ルクセンブルグ）エス・エイおよびF I L・リミテッドは、ファンドに対して管理事務サービス、評価、記録保持または投資運用等の一定のサービスを提供している。

投資運用会社により提供される業務に関して、管理会社は、サブ・ファンドの通貨で日々計算され発生する運用報酬を、ファンドの資産から投資運用会社に対して支払う。サブ・ファンドの純資産額の1.00%の現在適用されている年間運用報酬に加えて、0.02%の代行協会員報酬が適用されている。

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産価額の1.00%を上限とする年間販売報酬が課せられる。当該報酬は日々発生し、総販売会社に対して毎月支払われる。

### 4．税金

ファンドは、利益もしくは実現・未実現キャピタル・ゲインに対していかなるルクセンブルグの税金も、またはいかなるルクセンブルグの源泉徴収税も課せられない。サブ・ファンドは、各暦四半期の最終日のサブ・ファンドの純資産に対し四半期毎に計算され支払われる、その純資産の年率0.05%の税金を課せられる。

キャピタル・ゲインおよび利息に関して、それらの発生国で源泉徴収されることがあり、かかる税金はファンドや受益者によって回収不能である。

### 5．投資変動明細表

当期中に発生した各投資対象の購入合計額および売却合計額を詳述する一覧表は、管理会社の登記上の事務所またはファンドの販売会社として登録されている会社から無料で入手可能である。

## 6 . 分配金支払

2011年3月31日に終了した期間中に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	通貨	1口当たり分配金	分配落ち日
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム			
クラスA 受益証券	米ドル	0.0362	2010年10月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0317	2010年10月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0320	2010年11月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0272	2010年11月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0306	2010年12月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0260	2010年12月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0295	2011年1月3日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0249	2011年1月3日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0297	2011年2月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0250	2011年2月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0305	2011年3月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0263	2011年3月1日

## 7 . ブローカーが保有する現金残高

2011年3月31日現在、ブローカーが現金残高の形態で保有する未決済の先物取引の担保額があり、それらは純資産計算書の銀行およびブローカーにおける現金（訳注：純資産計算書では「銀行預金」）に含まれている。2011年3月31日現在、ブローカーが保有するかかる現金額は、133,985米ドルにのぼった。

## 8 . 為替レート

2011年3月31日現在の米ドル（USD）への為替レートは、以下のとおりであった。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
アルゼンチン・ペソ（ARS）	4.05125	日本円（JPY）	82.77
カナダ・ドル（CAD）	0.9718	ガーナ新セディ（GHS）	1.511
中国元（CNY）	6.5486	フィリピン・ペソ（PHP）	43.35
ユーロ（EUR）	0.70501974	英ポンド（GBP）	0.62324712

## 9 . 後発事象

2011年3月31日に終了した期間の後に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	通貨	1口当たり分配金	分配落ち日
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム			
クラスA 受益証券	米ドル	0.0338	2011年4月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0291	2011年4月1日

2011年3月31日に終了した期間の後に、以下のサブ・ファンドが設定された。

サブ・ファンド名	設定日
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - エマージング・マーケット・デット・ファンド (米ドル)	
クラスDB - ACC 受益証券	2011年4月5日
クラスCS - QDIST 受益証券	2011年4月5日

## ( 2 ) 投資有価証券明細表等

## フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム

## 投資明細表

2011年3月31日現在

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
公認の証券取引所またはその他の規制ある市場で取引される証券					
US Treasury 1.25% 15/03/2014	US	USD	7,143,000	7,144,395	1.77
US Treasury 2.125% 29/02/2016	US	USD	6,819,000	6,805,149	1.69
Germany 1.00% 14/12/2012	DE	EUR	4,000,000	5,608,585	1.39
US Treasury 1.75% 15/04/2013	US	USD	5,070,000	5,167,538	1.28
US Treasury 2.75% 28/02/2018	US	USD	4,760,000	4,731,459	1.17
CIT Group 7.00% 01/05/2017	US	USD	4,215,000	4,222,903	1.05
US Treasury Inflation Indexed Bonds 2.375% 15/04/2011	US	USD	3,651,000	4,064,429	1.01
European Investment Bank 1.40% 20/06/2017	99	JPY	310,000,000	3,889,045	0.96
Italy 3.00% 15/06/2015	IT	EUR	2,800,000	3,859,125	0.96
Freddie Mac 0.625% 28/12/2012	US	USD	3,470,000	3,465,867	0.86
Canada 3.50% 01/06/2020	CA	CAD	3,300,000	3,456,042	0.86
US Treasury 1.25% 15/02/2014	US	USD	3,449,000	3,453,244	0.86
US Treasury 3.125% 31/10/2016	US	USD	3,249,000	3,367,918	0.83
US Treasury 1.00% 30/04/2012	US	USD	3,317,000	3,340,906	0.83
US Treasury 3.625% 15/02/2021	US	USD	3,261,000	3,312,208	0.82
Italy 4.75% 01/09/2021	IT	EUR	2,350,000	3,305,624	0.82
UK Treasury 9.00% 12/07/2011	GB	GBP	1,800,000	2,956,663	0.73
UK Treasury 4.25% 07/12/2040	GB	GBP	1,875,000	2,956,145	0.73
US Treasury 2.625% 15/08/2020	US	USD	3,060,000	2,874,962	0.71
Germany 2.50% 04/01/2021	DE	EUR	2,125,000	2,804,151	0.69
HCA Holdings 7.75% 15/05/2021 144A	US	USD	2,550,000	2,664,750	0.66
US Treasury 4.75% 15/02/2041	US	USD	2,520,000	2,623,064	0.65
US Treasury 1.125% 15/06/2013	US	USD	2,500,000	2,513,477	0.62
Canada 2.50% 01/06/2015	CA	CAD	2,360,000	2,433,027	0.60
US Treasury 1.50% 31/12/2013	US	USD	2,381,000	2,404,996	0.60
France 2.50% 25/10/2020	FR	EUR	1,825,000	2,340,413	0.58
US Treasury 1.75% 31/03/2014	US	USD	2,300,000	2,334,680	0.58
US Treasury 2.75% 15/02/2019	US	USD	2,350,000	2,299,466	0.57
Germany 3.25% 04/07/2015	DE	EUR	1,550,000	2,267,190	0.56
Clearwire Communications 12.00% 01/12/2015 144A	US	USD	1,825,000	1,979,250	0.49
US Treasury 6.25% 15/08/2023	US	USD	1,570,000	1,953,178	0.48
France 2.25% 25/02/2016	FR	EUR	1,400,000	1,924,851	0.48
US Treasury 5.125% 15/05/2016	US	USD	1,639,000	1,869,516	0.46
Japan Finance Organization for Municipalities 2.00% 09/05/2016	JP	JPY	140,000,000	1,814,841	0.45
Ally Financial 8.00% 31/12/2018	US	USD	1,655,000	1,787,400	0.44
Russia Foreign Bond 7.50% 31/03/2030 Reg S	RU	USD	1,518,075	1,774,873	0.44
US Treasury 6.125% 15/08/2029	US	USD	1,386,000	1,723,513	0.43
US Treasury 3.00% 30/09/2016	US	USD	1,665,000	1,717,454	0.43
Sprint Capital 6.90% 01/05/2019	US	USD	1,635,000	1,682,006	0.42



	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
US Treasury 1.875% 30/06/2015	US	USD	1,656,000	1,656,873	0.41
Dubai 7.75% 05/10/2020 EMTN	AE	USD	1,605,000	1,588,950	0.39
Venezuela 7.00% 31/03/2038 Reg S	VE	USD	2,775,000	1,557,982	0.39
US Treasury 0.375% 31/10/2012	US	USD	1,562,000	1,557,180	0.39
US Treasury 2.75% 30/11/2016	US	USD	1,520,000	1,543,898	0.38
Canada 1.75% 01/03/2013	CA	CAD	1,500,000	1,543,219	0.38
Energy Future Intermediate Holding 10.00% 01/12/2020	US	USD	1,434,000	1,523,625	0.38
US Treasury 0.50% 30/11/2012	US	USD	1,500,000	1,497,275	0.37
Digicel Group 8.875% 15/01/2015 144A	BM	USD	1,425,000	1,489,125	0.37
Mexico 5.125% 15/01/2020	MX	USD	1,400,000	1,463,000	0.36
US Treasury 3.125% 31/01/2017	US	USD	1,385,000	1,431,365	0.35
US Treasury 4.75% 31/05/2012	US	USD	1,350,000	1,418,555	0.35
US Treasury 4.25% 15/05/2039	US	USD	1,474,000	1,415,904	0.35
Calpine 7.875% 15/01/2023 144A	US	USD	1,360,000	1,414,400	0.35
UK Treasury 5.00% 07/03/2025	GB	GBP	800,000	1,409,714	0.35
Germany 2.00% 26/02/2016	DE	EUR	1,025,000	1,409,619	0.35
Banco Nacional de Desenvolv. 5.50% 12/07/2020 144A	BR	USD	1,385,000	1,407,506	0.35
Canada 1.00% 01/09/2011	CA	CAD	1,350,000	1,389,195	0.34
US Treasury 2.75% 31/05/2017	US	USD	1,300,000	1,308,785	0.32
Argentina 7.00% 12/09/2013	AR	USD	1,260,000	1,289,135	0.32
Ally Financial 8.00% 01/11/2031 (Guaranteed)	US	USD	1,171,000	1,282,245	0.32
Argentina 0.467% FRN 03/08/2012	AR	USD	1,317,500	1,281,137	0.32
US Treasury 4.25% 15/11/2040	US	USD	1,330,000	1,273,735	0.32
US Treasury 5.25% 15/02/2029	US	USD	1,127,000	1,271,529	0.31
Citibank 1.875% 07/05/2012	US	USD	1,250,000	1,269,782	0.31
Italy 5.00% 01/09/2040	IT	EUR	960,000	1,247,991	0.31
US Treasury 2.375% 31/10/2014	US	USD	1,210,000	1,244,906	0.31
US Treasury 2.625% 15/11/2020	US	USD	1,330,000	1,242,979	0.31
Canada 5.00% 01/06/2037	CA	CAD	1,000,000	1,239,772	0.31
CCO Holdings Capital 7.00% 15/01/2019	US	USD	1,200,000	1,231,500	0.30
Aquarius Invest. (Azerbaijan Railways) 8.25% 18/02/2016	LU	USD	1,175,000	1,226,598	0.30
Time Warner Cable 8.25% 01/04/2019	US	USD	1,000,000	1,223,722	0.30
Energy Future Holdings 10.00% 15/01/2020	US	USD	1,135,000	1,197,425	0.30
France 4.50% 25/04/2041	FR	EUR	800,000	1,194,897	0.30
Intelsat Jackson Holdings 7.25% 01/04/2019 144A	LU	USD	1,110,000	1,115,550	0.28
MGM Resorts International 13.00% 15/11/2013	US	USD	900,000	1,084,500	0.27
ATP Oil & Gas 11.875% 01/05/2015	US	USD	1,030,000	1,081,500	0.27
MetroPCS Wireless 7.875% 01/09/2018	US	USD	995,000	1,067,759	0.26
US Treasury 1.75% 15/11/2011	US	USD	1,050,000	1,060,131	0.26
US Treasury 0.625% 31/01/2013	US	USD	1,061,000	1,059,425	0.26
US Treasury 0.75% 31/05/2012	US	USD	1,041,000	1,045,575	0.26
US Treasury 2.625% 30/04/2016	US	USD	1,008,000	1,027,176	0.25
KfW 2.60% 20/06/2037	DE	JPY	80,000,000	1,020,297	0.25
Puget Energy 6.50% 15/12/2020 144A	US	USD	1,000,000	1,007,563	0.25
European Union 3.25% 04/04/2018 EMTN	99	EUR	700,000	980,608	0.24
US Treasury 2.625% 31/07/2014	US	USD	935,000	972,126	0.24

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Valeant Pharmaceuticals Int'l 6.75% 15/08/2021 144A	US	USD	1,000,000	952,500	0.24
FMG Resources 6.375% 01/02/2016 144A	AU	USD	920,000	931,535	0.23
CIT Group 7.00% 01/05/2015	US	USD	920,000	930,350	0.23
BG Finance (Bank of Georgia) 9.00% 08/02/2012	NL	USD	900,000	918,000	0.23
GenOn Americas Generation 8.50% 01/10/2021	US	USD	870,000	909,150	0.23
US Treasury 0.875% 31/01/2012	US	USD	900,000	904,535	0.22
Intelsat Jackson Holdings 11.25% 15/06/2016	LU	USD	840,000	901,950	0.22
Ford Motor Credit 8.125% 15/01/2020	US	USD	785,000	900,788	0.22
TransDigm 7.75% 15/12/2018 144A	US	USD	835,000	899,712	0.22
Reynolds Group Issuer 6.875% 15/02/2021 144A	US	USD	885,000	893,850	0.22
HCA 9.25% 15/11/2016	US	USD	815,000	878,162	0.22
Argentina 7.00% 03/10/2015	AR	USD	920,000	866,870	0.21
Calpine Construction Finance 8.00% 01/06/2016 144A	US	USD	790,000	863,075	0.21
CEVA Group 8.375% 01/12/2017 144A	GB	USD	830,000	849,419	0.21
Nigeria 6.75% 28/01/2021 144A	NG	USD	850,000	844,785	0.21
US Treasury 8.75% 15/05/2020	US	USD	584,000	839,432	0.21
Intelsat Jackson Holdings 9.50% 15/06/2016	LU	USD	790,000	835,425	0.21
Expro Finance Luxembourg 8.50% 15/12/2016 144A	LU	USD	840,000	835,137	0.21
NII Capital 10.00% 15/08/2016	US	USD	725,000	826,500	0.20
US Treasury 6.875% 15/08/2025	US	USD	625,000	824,292	0.20
Rite Aid 7.50% 01/03/2017	US	USD	820,000	820,000	0.20
Clear Channel Worldwide Holdings 9.25% 15/12/2017 A	US	USD	740,000	813,075	0.20
Valeant Pharmaceuticals Int'l 6.50% 15/07/2016 144A	US	USD	805,000	798,962	0.20
UniCredit Luxembourg (Yapi) 5.188% 13/10/2015 144A	LU	USD	785,000	791,453	0.20
CCH II Capital 13.50% 30/11/2016	US	USD	659,188	791,026	0.20
US Treasury 3.50% 15/05/2020	US	USD	775,000	786,489	0.19
US Treasury 2.375% 31/07/2017	US	USD	800,000	785,436	0.19
Wind Acquisition Finance 11.75% 15/07/2017 144A	LU	USD	675,000	781,312	0.19
US Treasury 3.625% 15/02/2020	US	USD	756,000	777,632	0.19
Frontier Communications 8.75% 15/04/2022	US	USD	710,000	772,125	0.19
Philippines 6.25% 14/01/2036	PH	PHP	34,000,000	743,184	0.18
Clear Channel Communications 5.50% 15/09/2014	US	USD	825,000	738,375	0.18
Petrohawk Energy 7.25% 15/08/2018 144A	US	USD	700,000	726,250	0.18
Freddie Mac 1.75% 15/06/2012	US	USD	710,000	721,506	0.18
US Treasury 4.375% 15/08/2012	US	USD	682,000	718,551	0.18
Ford Motor Credit 8.00% 15/12/2016	US	USD	625,000	709,375	0.18
Rite Aid 8.00% 15/08/2020	US	USD	660,000	697,950	0.17
Alcatel-Lucent USA 6.45% 15/03/2029	US	USD	801,000	692,865	0.17
Wynn Las Vegas 7.875% 01/11/2017	US	USD	640,000	691,200	0.17
Telemovil Finance 8.00% 01/10/2017 144A	SV	USD	660,000	690,776	0.17
Calpine 7.50% 15/02/2021 144A	US	USD	665,000	689,938	0.17
Tennessee Valley Authority 3.875% 15/02/2021	US	USD	680,000	685,460	0.17
Rite Aid 10.375% 15/07/2016	US	USD	635,000	684,212	0.17
Chesapeake Energy 6.50% 15/08/2017	US	USD	630,000	682,762	0.17
CIT Group 7.00% 01/05/2016	US	USD	680,000	680,850	0.17
Sino-Forest 6.25% 21/10/2017 144A	CA	USD	700,000	680,750	0.17
US Treasury Inflation Indexed Bonds 2.125% 15/02/2041	US	USD	631,000	674,361	0.17

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Entertainment Properties 7.75% 15/07/2020 144A	US	USD	625,000	668,848	0.17
Tenet Healthcare 8.875% 01/07/2019	US	USD	585,000	668,362	0.17
European Investment Bank 4.125% 07/12/2017 EMTN	99	GBP	400,000	663,632	0.16
Citigroup Funding 1.875% 22/10/2012	US	USD	650,000	661,866	0.16
US Treasury 2.125% 31/05/2015	US	USD	650,000	657,871	0.16
Nova Chemicals 8.625% 01/11/2019	CA	USD	585,000	656,662	0.16
Cia Saneamento Basico 6.25% 16/12/2020 144A	BR	USD	630,000	646,092	0.16
Anadarko Petroleum 8.70% 15/03/2019	US	USD	525,000	641,873	0.16
International Lease Finance 7.125% 01/09/2018 144A	US	USD	590,000	632,775	0.16
RSHB (Russian Agri. Bank) 6.97% VRN 21/09/2016	LU	USD	625,000	632,728	0.16
Toys R Us 7.875% 15/04/2013	US	USD	580,000	628,575	0.16
Qwest Communications International 7.125% 01/04/2018	US	USD	580,000	626,400	0.16
BanColombia 6.125% 26/07/2020	CO	USD	615,000	622,688	0.15
Vietnam 1.274% VRN 12/03/2016	VN	USD	652,174	616,174	0.15
Southern Copper 6.75% 16/04/2040	US	USD	605,000	615,898	0.15
Intelsat Jackson Holdings 7.50% 01/04/2021 144A	LU	USD	610,000	615,338	0.15
Icahn Enterprises Finance 7.75% 15/01/2016	US	USD	595,000	614,338	0.15
Icahn Enterprises Finance 8.00% 15/01/2018	US	USD	595,000	614,338	0.15
Avaya 7.00% 01/04/2019 144A	US	USD	625,000	614,062	0.15
Cellco Partnership 8.50% 15/11/2018	US	USD	475,000	611,187	0.15
Windstream 7.75% 15/10/2020	US	USD	595,000	609,875	0.15
Sprint Capital 6.875% 15/11/2028	US	USD	655,000	605,056	0.15
Turkey 6.75% 30/05/2040	TR	USD	580,000	603,128	0.15
Serbia 6.75% 01/11/2024 144A	RS	USD	597,333	601,813	0.15
VTB Capital (VTB Bank) 2.95% 23/12/2013	LU	CNY	3,900,000	600,514	0.15
Turkiye Is Bankasi 5.10% 01/02/2016 144A	TR	USD	600,000	599,837	0.15
El Salvador 7.75% 24/01/2023 Reg S	SV	USD	540,000	599,076	0.15
VIP Finance (Vimpel Comm.) 9.125% 30/04/2018 Reg S	IE	USD	525,000	598,056	0.15
Nielsen Finance 7.75% 15/10/2018 144A	US	USD	555,000	598,012	0.15
Russia Foreign Bond 12.75% 24/06/2028 Reg S	RU	USD	340,000	596,204	0.15
Intergen 9.00% 30/06/2017 Reg S	NL	USD	550,000	595,375	0.15
Ally Financial 1.75% 30/10/2012	US	USD	585,000	594,872	0.15
Nextel Communications 7.375% 01/08/2015	US	USD	590,000	592,581	0.15
Argentina 16.727% FRN 30/01/2014	AR	ARS	2,435,000	589,779	0.15
Belarus 8.95% 26/01/2018	BY	USD	670,000	587,925	0.15
Brazil 5.625% 07/01/2041	BR	USD	595,000	585,331	0.14
Germany 3.25% 04/07/2042	DE	EUR	450,000	575,498	0.14
Lebanon 4.00% 31/12/2017 EMTN	LB	USD	591,500	572,383	0.14
Power Sector A&L Management 7.39% 02/12/2024 144A	PH	USD	500,000	571,470	0.14
Uruguay 7.625% 21/03/2036	UY	USD	475,000	569,501	0.14
Digicel Group 8.875% 15/01/2015 Reg S	BM	USD	540,000	564,300	0.14
US Treasury 3.00% 28/02/2017	US	USD	550,000	563,653	0.14
US Treasury 2.50% 30/04/2015	US	USD	548,000	563,520	0.14
European Union 3.375% 10/05/2019 EMTN	99	EUR	400,000	560,201	0.14
Citycenter Holdings 7.625% 15/01/2016 144A	US	USD	540,000	557,550	0.14
US Treasury 1.00% 31/12/2011	US	USD	554,000	557,105	0.14
Standard Pacific 8.375% 15/01/2021 144A	US	USD	525,000	554,531	0.14

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
US Treasury 4.75% 15/08/2017	US	USD	494,000	554,505	0.14
NXP 7.875% 15/10/2014	NL	USD	530,000	551,730	0.14
Kansas City Southern Mexico 8.00% 01/02/2018	MX	USD	500,000	550,795	0.14
Power Sector A&L Management 7.25% 27/05/2019 144A	PH	USD	470,000	540,599	0.13
International Lease Finance 8.875% 15/09/2015 144A	US	USD	480,000	528,000	0.13
FMG Resources 6.875% 01/02/2018 144A	AU	USD	500,000	522,200	0.13
Indonesia 8.50% 12/10/2035 144A	ID	USD	400,000	517,000	0.13
Poland 4.00% 23/03/2021	PL	EUR	400,000	516,952	0.13
Ally Financial 6.625% 15/05/2012 (Guaranteed)	US	USD	495,000	514,800	0.13
AmeriGas 6.50% 20/05/2021	US	USD	500,000	513,750	0.13
Zhaikunai Finance 10.50% 19/10/2015 144A	NL	USD	475,000	505,875	0.13
Panama 6.70% 26/01/2036	PA	USD	450,000	503,199	0.12
DaVita 6.625% 01/11/2020	US	USD	494,000	501,410	0.12
Ford Motor Credit 12.00% 15/05/2015	US	USD	395,000	500,179	0.12
SLM 8.45% 15/06/2018 MTN	US	USD	445,000	497,031	0.12
US Treasury 2.50% 30/06/2017	US	USD	500,000	495,400	0.12
Russia Foreign Bond 5.00% 29/04/2020 144A	RU	USD	485,000	492,881	0.12
Ceridian 11.25% 15/11/2015	US	USD	470,000	491,150	0.12
US Treasury 1.375% 15/02/2013	US	USD	484,000	489,889	0.12
Colombia 7.375% 18/09/2037	CO	USD	410,000	488,925	0.12
Freddie Mac 1.375% 25/02/2014	US	USD	486,000	486,738	0.12
GenOn Energy 9.875% 15/10/2020 144A	US	USD	460,000	483,000	0.12
US Treasury 7.50% 15/11/2016	US	USD	375,000	475,679	0.12
Petroleos Mexicanos 6.00% 05/03/2020	MX	USD	440,000	470,922	0.12
Brazil 8.25% 20/01/2034	BR	USD	355,000	470,375	0.12
Sri Lanka 6.25% 04/10/2020 144A	LK	USD	480,000	469,200	0.12
Fannie Mae 0.375% 28/12/2012	US	USD	470,000	467,177	0.12
NII Capital 7.625% 01/04/2021	US	USD	455,000	466,944	0.12
AbitibiBowater 10.25% 15/10/2018 144A	US	USD	420,000	465,675	0.12
Iraq 5.80% 15/01/2028 Reg S	IQ	USD	500,000	462,870	0.11
Georgia-Pacific 7.125% 15/01/2017 Reg S	US	USD	430,000	461,175	0.11
Lithuania 5.125% 14/09/2017 144A	LT	USD	455,000	458,412	0.11
Novelis 8.375% 15/12/2017 144A	CA	USD	420,000	456,225	0.11
SPV Credit Finance (PrivatBank) 8.00% 06/02/2012 Reg S	GB	USD	450,000	455,681	0.11
Alliance Bank JSC 10.50% 25/03/2017 144A	KZ	USD	480,000	455,311	0.11
DISH DBS 6.625% 01/10/2014	US	USD	425,000	451,031	0.11
Toys R Us Property 10.75% 15/07/2017	US	USD	395,000	450,794	0.11
Euramax International 9.50% 01/04/2016 144A	US	USD	440,000	447,700	0.11
Ameristar Casinos 9.25% 01/06/2014	US	USD	405,000	447,525	0.11
US Treasury 4.375% 15/02/2038	US	USD	450,000	443,232	0.11
Edgen Murray 12.25% 15/01/2015	US	USD	445,000	438,325	0.11
International Lease Finance 6.625% 15/11/2013 MTN	US	USD	422,000	437,825	0.11
Kinder Morgan Finance 6.00% 15/01/2018 144A	US	USD	420,000	437,325	0.11
Rearden G Holdings EINS 7.875% 30/03/2020 144A	DE	USD	400,000	435,908	0.11
AES 7.75% 15/10/2015	US	USD	400,000	434,000	0.11
Turkey 7.375% 05/02/2025	TR	USD	375,000	433,125	0.11
Mexico 8.00% 24/09/2022	MX	USD	325,000	430,711	0.11

[次へ](#)

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Croatia 6.625% 14/07/2020 144A	HR	USD	410,000	424,619	0.11
Standard Bank (Privatbank) 5.799% VRN 09/02/2016	GB	USD	490,000	423,715	0.10
US Treasury 4.375% 15/05/2040	US	USD	430,000	421,030	0.10
Petroleos Mexicanos 5.50% 21/01/2021	MX	USD	410,000	417,603	0.10
CSFB (EXIM of Ukraine) 5.793% VRN 09/02/2016	GB	USD	455,000	414,523	0.10
Argentina 8.28% 31/12/2033	AR	USD	461,838	412,687	0.10
Mexico 6.05% 11/01/2040	MX	USD	400,000	411,500	0.10
Frontier Communications 8.125% 01/10/2018	US	USD	380,000	411,350	0.10
CDW Escrow 8.50% 01/04/2019 144A	US	USD	405,000	406,012	0.10
Windstream 7.50% 01/04/2023 144A	US	USD	405,000	401,962	0.10
Avaya 9.75% 01/11/2015	US	USD	390,000	400,238	0.10
Tenet Healthcare 10.00% 01/05/2018	US	USD	340,000	398,650	0.10
Graphic Packaging International 9.50% 15/06/2017	US	USD	355,000	394,938	0.10
Basell Finance 8.10% 15/03/2027 144A	NL	USD	350,000	393,750	0.10
Inergy Finance 6.875% 01/08/2021 144A	US	USD	380,000	391,875	0.10
CIT Group 6.625% 01/04/2018 144A	US	USD	380,000	387,362	0.10
Alcatel-Lucent (USA) 6.50% 15/01/2028	US	USD	445,000	384,925	0.10
ARAMARK 8.50% 01/02/2015	US	USD	370,000	383,412	0.09
Huntsman International 8.625% 15/03/2021 144A	US	USD	350,000	383,250	0.09
ConvaTec Healthcare 10.50% 15/12/2018 144A	LU	USD	365,000	383,250	0.09
Gold Fields Orogen Holdings 4.875% 07/10/2020 144A	VG	USD	400,000	382,932	0.09
HCA 7.25% 15/09/2020	US	USD	355,000	381,625	0.09
Owens-Brockway Glass Container 7.375% 15/05/2016	US	USD	345,000	380,362	0.09
Freescale Semiconductor 10.125% 15/12/2016	US	USD	355,000	379,850	0.09
Philippines 6.375% 23/10/2034	PH	USD	360,000	378,675	0.09
Energy Transfer Equity 7.50% 15/10/2020	US	USD	345,000	377,775	0.09
Nortek 11.00% 01/12/2013	US	USD	356,577	376,634	0.09
US Treasury 6.375% 15/08/2027	US	USD	293,000	371,606	0.09
Jordan 3.875% 12/11/2015	JO	USD	400,000	368,000	0.09
US Treasury 2.375% 30/09/2014	US	USD	356,000	366,631	0.09
Venezuela 12.75% 23/08/2022 Reg S	VE	USD	420,000	362,198	0.09
NII Capital 8.875% 15/12/2019	US	USD	325,000	361,562	0.09
International Paper 9.375% 15/05/2019	US	USD	280,000	361,452	0.09
Tenet Healthcare 8.00% 01/08/2020	US	USD	345,000	361,388	0.09
Pemex Project Funding MT 6.625% 15/06/2035	US	USD	355,000	361,041	0.09
TRW Automotive 7.25% 15/03/2017 144A	US	USD	330,000	360,525	0.09
Turkey 7.25% 05/03/2038	TR	USD	325,000	359,978	0.09
MCE Finance 10.25% 15/05/2018	KY	USD	310,000	358,825	0.09
RZD Capital 5.739% 03/04/2017 EMTN	IE	USD	340,000	354,960	0.09
Pakistan 7.125% 31/03/2016 144A	PK	USD	400,000	354,500	0.09
Qwest 8.375% 01/05/2016	US	USD	295,000	353,631	0.09
Ford Motor Credit 6.625% 15/08/2017	US	USD	330,000	353,100	0.09
BP Capital Markets 3.83% 06/10/2017 EMTN	GB	EUR	250,000	350,212	0.09
Ally Financial 7.50% 15/09/2020 144A	US	USD	330,000	349,800	0.09
International Lease Finance 5.65% 01/06/2014 MTN	US	USD	345,000	347,588	0.09
Linn Energy 7.75% 01/02/2021 144A	US	USD	325,000	346,938	0.09
International Lease Finance 8.25% 15/12/2020	US	USD	315,000	346,500	0.09

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Reynolds Group Issuer 8.50% 15/05/2018 144A	US	USD	340,000	345,950	0.09
Bio-Rad Laboratories 8.00% 15/09/2016	US	USD	310,000	345,650	0.09
Sally Holdings 9.25% 15/11/2014	US	USD	330,000	345,262	0.09
Cascades 7.875% 15/01/2020	CA	USD	325,000	344,500	0.09
Avis Budget Car Rental 2.813% FRN 15/05/2014	US	USD	350,000	343,000	0.08
Vietnam 4.00% 12/03/2028	VN	USD	420,000	342,220	0.08
Nextel Communications 5.95% 15/03/2014	US	USD	340,000	341,700	0.08
Key Energy Services 6.75% 01/03/2021	US	USD	335,000	341,491	0.08
Linn Energy 8.625% 15/04/2020 144A	US	USD	305,000	340,075	0.08
Corrections Corp of America 7.75% 01/06/2017	US	USD	310,000	337,512	0.08
Limited Brands 6.625% 01/04/2021	US	USD	330,000	337,012	0.08
Cequel Comm. Holdings 8.625% 15/11/2017 144A	US	USD	320,000	336,000	0.08
CSC Holdings 8.625% 15/02/2019	US	USD	290,000	332,412	0.08
FMG Resources 7.00% 01/11/2015 144A	AU	USD	320,000	331,957	0.08
Swift Services Holdings 10.00% 15/11/2018 144A	US	USD	305,000	331,306	0.08
Chesapeake Energy 6.125% 15/02/2021	US	USD	320,000	330,800	0.08
Forest Oil 7.25% 15/06/2019	US	USD	315,000	330,356	0.08
Digicel 12.00% 01/04/2014 144A	BM	USD	280,000	329,350	0.08
MGM Resorts International 6.625% 15/07/2015	US	USD	340,000	323,000	0.08
Ally Financial 6.75% 01/12/2014	US	USD	305,000	321,012	0.08
Pretium Packaging 11.50% 01/04/2016 144A	US	USD	315,000	318,938	0.08
Turkey 6.875% 17/03/2036	TR	USD	300,000	318,300	0.08
Severstal Columbus 10.25% 15/02/2018	US	USD	290,000	317,550	0.08
Intelsat Jackson Holdings 11.50% 15/06/2016	LU	USD	293,000	317,172	0.08
Navistar International 8.25% 01/11/2021	US	USD	285,000	317,062	0.08
US Treasury 4.75% 15/02/2037	US	USD	300,000	314,285	0.08
Brazil 8.875% 15/04/2024	BR	USD	230,000	313,950	0.08
Atlas Pipeline Partners 8.125% 15/12/2015	US	USD	300,000	313,500	0.08
Peru 5.625% 18/11/2050	PE	USD	345,000	312,320	0.08
European Investment Bank 22.00% 14/10/2011 EMTN	99	GHS	455,000	312,056	0.08
Frontier Communications 8.25% 15/04/2017	US	USD	285,000	310,650	0.08
Frontier Communications 8.50% 15/04/2020	US	USD	285,000	310,650	0.08
TransUnion 11.375% 15/06/2018 144A	US	USD	270,000	309,825	0.08
Lyondell Chemical 11.00% 01/05/2018	US	USD	275,000	309,547	0.08
Hungary 6.25% 29/01/2020	HU	USD	300,000	307,275	0.08
Peru 7.125% 30/03/2019	PE	USD	260,000	306,956	0.08
United Surgical Partners Int'l 8.875% 01/05/2017	US	USD	290,000	305,588	0.08
Reddy Ice 11.25% 15/03/2015	US	USD	290,000	304,500	0.08
Dubai 6.70% 05/10/2015 EMTN	AE	USD	295,000	301,676	0.07
Hungary 6.375% 29/03/2021	HU	USD	300,000	301,260	0.07
BBVA Paraguay 9.75% 11/02/2016 144A	PY	USD	275,000	301,125	0.07
US Treasury 0.75% 30/11/2011	US	USD	299,000	300,051	0.07
El Salvador 7.625% 01/02/2041 144A	SV	USD	300,000	299,430	0.07
Petroleos de Venezuela 5.375% 12/04/2027	VE	USD	635,000	298,768	0.07
Wynn Las Vegas 7.75% 15/08/2020	US	USD	280,000	298,200	0.07
Western Express 12.50% 15/04/2015 144A	US	USD	305,000	298,138	0.07
Energy Future Holdings 10.875% 01/11/2017	US	USD	352,000	297,440	0.07

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Germany 3.75% 04/01/2017	DE	EUR	200,000	297,165	0.07
HCA 6.50% 15/02/2016	US	USD	290,000	296,525	0.07
Denbury Resources 6.375% 15/08/2021	US	USD	285,000	294,262	0.07
Rite Aid 9.75% 12/06/2016	US	USD	265,000	293,488	0.07
Virgin Media Finance 9.125% 15/08/2016	GB	USD	275,000	292,875	0.07
Antero Resources Finance 9.375% 01/12/2017	US	USD	265,000	288,850	0.07
El Paso 7.25% 01/06/2018	US	USD	255,000	287,831	0.07
Quicksilver Resources 8.25% 01/08/2015	US	USD	275,000	287,719	0.07
MGM Resorts International 11.125% 15/11/2017	US	USD	250,000	287,500	0.07
Federal Home Loan Banks 1.875% 21/06/2013	US	USD	280,000	285,782	0.07
Commonwealth Bank of Australia 4.25% 06/04/2018 EMTN	AU	EUR	200,000	282,934	0.07
Societe Generale SCF 4.25% 03/02/2023 EMTN	FR	EUR	200,000	282,860	0.07
Fannie Mae 1.25% 20/08/2013	US	USD	280,000	281,271	0.07
Finland 3.50% 15/04/2021	FI	EUR	200,000	279,799	0.07
Austria 3.65% 20/04/2022	AT	EUR	200,000	278,689	0.07
CCO Holdings Capital 7.25% 30/10/2017	US	USD	265,000	276,925	0.07
Chemtura 7.875% 01/09/2018 144A	US	USD	260,000	276,900	0.07
Novelis 8.75% 15/12/2020 144A	CA	USD	250,000	276,562	0.07
NV Energy 6.25% 15/11/2020	US	USD	270,000	276,107	0.07
Citigroup Funding 2.125% 12/07/2012	US	USD	270,000	275,551	0.07
DnB NOR Bank 4.375% 24/02/2021 EMTN	NO	EUR	200,000	275,432	0.07
MGM Resorts International 10.375% 15/05/2014	US	USD	240,000	275,400	0.07
NXP 3.053% FRN 15/10/2013	NL	USD	275,000	275,014	0.07
US Treasury 1.875% 30/04/2014	US	USD	270,000	274,888	0.07
Ford Motor Credit 5.75% 01/02/2021	US	USD	275,000	272,250	0.07
T & D Bank of Mongolia 8.50% 25/10/2013 Reg S	MN	USD	265,000	271,689	0.07
Ply Gem Industries 8.25% 15/02/2018 144A	US	USD	265,000	270,962	0.07
MGM Resorts International 7.50% 01/06/2016	US	USD	285,000	270,750	0.07
Nordea Bank (Finland) 2.25% 16/11/2015	FI	EUR	200,000	270,720	0.07
Evraz Group 9.50% 24/04/2018 Reg S	LU	USD	225,000	264,346	0.07
Standard Bank (First Ukrainian Intl Bank) 11.00% 31/12/2014	GB	USD	250,000	261,250	0.06
Philippines 10.625% 16/03/2025	PH	USD	175,000	259,924	0.06
US Treasury 3.625% 15/08/2019	US	USD	250,000	258,813	0.06
Petrohawk Energy 7.25% 15/08/2018	US	USD	250,000	258,750	0.06
Ally Financial 8.30% 12/02/2015	US	USD	235,000	258,500	0.06
Charter Comm. Operating 8.00% 30/04/2012 144A	US	USD	245,000	257,556	0.06
Ukraine 7.95% 23/02/2021 144A	UA	USD	250,000	257,521	0.06
Offshore Group Investments 11.50% 01/08/2015	KY	USD	230,000	256,019	0.06
Healthsouth 8.125% 15/02/2020	US	USD	235,000	254,975	0.06
Healthsouth 7.75% 15/09/2022	US	USD	245,000	254,800	0.06
Hanesbrands 6.375% 15/12/2020	US	USD	260,000	254,800	0.06
Ipalco Enterprises 8.625% 14/11/2011	US	USD	245,000	254,494	0.06
VTB Capital (VTB Bank) 6.551% 13/10/2020 144A	LU	USD	250,000	254,046	0.06
Sprint Capital 8.375% 15/03/2012	US	USD	240,000	253,500	0.06
Oshkosh 8.50% 01/03/2020	US	USD	225,000	253,125	0.06
Alestra 11.75% 11/08/2014	MX	USD	215,000	252,075	0.06

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Nalco 6.625% 15/01/2019 144A	US	USD	245,000	251,738	0.06
HCA 8.50% 15/04/2019	US	USD	225,000	250,031	0.06
Tenneco 6.875% 15/12/2020	US	USD	240,000	247,200	0.06
Majapahit Holding 7.25% 28/06/2017 Reg S	NL	USD	225,000	247,055	0.06
Clean Harbors 7.625% 15/08/2016 144A	US	USD	230,000	246,100	0.06
MGM Resorts International 5.875% 27/02/2014	US	USD	255,000	246,075	0.06
Windstream 7.75% 15/10/2020 144A	US	USD	240,000	246,000	0.06
Targa Resources Partners 6.875% 01/02/2021 144A	US	USD	250,000	245,625	0.06
Mylan 7.875% 15/07/2020 144A	US	USD	225,000	245,250	0.06
Unitymedia Hessen 8.125% 01/12/2017 144A	DE	USD	230,000	244,550	0.06
CB Richard Ellis Services 11.625% 15/06/2017	US	USD	205,000	242,925	0.06
Headwaters 7.625% 01/04/2019 144A	US	USD	240,000	241,200	0.06
Inergy Finance 7.00% 01/10/2018 144A	US	USD	235,000	240,581	0.06
CCO Holdings Capital 8.125% 30/04/2020	US	USD	220,000	240,350	0.06
France 4.00% 25/04/2055	FR	EUR	175,000	238,674	0.06
Ukraine 7.75% 23/09/2020 144A	UA	USD	230,000	237,475	0.06
Digicel Group 10.50% 15/04/2018 144A	BM	USD	205,000	236,667	0.06
Videotron 9.125% 15/04/2018	CA	USD	210,000	236,512	0.06
Regency Energy 6.875% 01/12/2018	US	USD	220,000	235,125	0.06
Clear Channel Communications 4.40% 15/05/2011	US	USD	235,000	233,384	0.06
Indonesia 6.625% 17/02/2037 144A	ID	USD	215,000	231,662	0.06
Consol Energy 6.375% 01/03/2021 144A	US	USD	230,000	231,438	0.06
MarkWest Energy 6.50% 15/08/2021	US	USD	230,000	230,575	0.06
National Power 6.875% 02/11/2016 144A	PH	USD	200,000	229,832	0.06
Michaels Stores 7.75% 01/11/2018 144A	US	USD	225,000	228,375	0.06
Nextel Communications 6.875% 31/10/2013	US	USD	225,000	226,969	0.06
Mexico 8.30% 15/08/2031 MTN	MX	USD	170,000	226,500	0.06
Lyondell Chemical 8.00% 01/11/2017 144A	US	USD	203,000	225,838	0.06
Sensus Metering Systems 8.625% 15/12/2013	US	USD	220,000	224,675	0.06
Columbus McKinnon 7.875% 01/02/2019 144A	US	USD	215,000	223,600	0.06
Healthsouth 7.25% 01/10/2018	US	USD	215,000	223,062	0.06
Cenveo 10.50% 15/08/2016 144A	US	USD	220,000	222,200	0.06
DaVita 6.375% 01/11/2018	US	USD	220,000	221,650	0.05
Realogy 7.875% 15/02/2019 144A	US	USD	225,000	220,781	0.05
Crown Americas 6.25% 01/02/2021 144A	US	USD	215,000	219,300	0.05
Buccaneer Merger Sub 9.125% 15/01/2019 144A	US	USD	205,000	218,838	0.05
Ardagh Packaging Finance 9.125% 15/10/2020 144A	IE	USD	200,000	218,500	0.05
BTA Bank 10.75% 01/07/2018 144A	KZ	USD	205,000	218,325	0.05
CDW 8.00% 15/12/2018 144A	US	USD	205,000	218,325	0.05
Petroleos de Venezuela 12.75% 17/02/2022 144A	VE	USD	275,000	218,006	0.05
Croatia 6.375% 24/03/2021 144A	HR	USD	215,000	215,994	0.05
International Lease Finance 5.25% 10/01/2013 MTN	US	USD	212,000	215,710	0.05
Bahrain 5.50% 31/03/2020 Reg S	BH	USD	225,000	214,075	0.05
Philippines 4.00% 15/01/2021	PH	USD	225,000	212,484	0.05
BBVA 3.50% 26/07/2013	ES	EUR	150,000	211,541	0.05
Egypt 6.875% 30/04/2040 144A	EG	USD	230,000	211,539	0.05
Dynegy Holdings 7.50% 01/06/2015	US	USD	255,000	211,012	0.05



	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Wind Acquisition Finance 7.25% 15/02/2018 144A	LU	USD	200,000	211,000	0.05
Toys R Us Property 8.50% 01/12/2017	US	USD	195,000	210,844	0.05
Nova Chemicals 8.375% 01/11/2016	CA	USD	190,000	210,188	0.05
Tenet Healthcare 9.875% 01/07/2014	US	USD	190,000	209,000	0.05
Clear Channel Worldwide Holdings 9.25% 15/12/2017 B	US	USD	190,000	209,000	0.05
US Treasury 2.50% 31/03/2015	US	USD	202,000	207,997	0.05
Ventas Realty 6.50% 01/06/2016	US	USD	200,000	206,750	0.05
Ultrapetrol (Bahamas) 9.00% 24/11/2014	BS	USD	202,000	206,545	0.05
Giant Funding 8.25% 01/02/2018 144A	US	USD	200,000	206,000	0.05
Rhodia 6.875% 15/09/2020 144A	FR	USD	200,000	205,627	0.05
Turkey 5.625% 30/03/2021	TR	USD	200,000	205,027	0.05
Ally Financial 6.00% 15/12/2011 (Guaranteed)	US	USD	200,000	204,000	0.05
Windstream 8.125% 01/09/2018	US	USD	190,000	202,825	0.05
International Lease Finance 6.75% 01/09/2016 144A	US	USD	190,000	202,231	0.05
Ghana 15.65% 03/06/2013	GH	GHS	290,000	202,114	0.05
Halyk Savings Bank of Kazakhstan 7.25% 28/01/2021 144A	KZ	USD	200,000	201,035	0.05
GenOn Americas Generation 8.30% 01/05/2011	US	USD	200,000	200,750	0.05
Belarus 8.75% 03/08/2015	BY	USD	220,000	197,450	0.05
SCF Capital 5.375% 27/10/2017 144A	IE	USD	200,000	196,500	0.05
Charter Comm. Operating 10.875% 15/09/2014 144A	US	USD	175,000	196,438	0.05
Coleman Cable 9.00% 15/02/2018	US	USD	185,000	196,100	0.05
Roadhouse Financing 10.75% 15/10/2017 144A	US	USD	180,000	194,400	0.05
Ally Financial 6.875% 28/08/2012	US	USD	185,000	194,250	0.05
EV Energy 8.00% 15/04/2019 144A	US	USD	190,000	194,038	0.05
Turkey 8.00% 14/02/2034	TR	USD	160,000	191,600	0.05
Covanta Holding 7.25% 01/12/2020	US	USD	180,000	189,418	0.05
Lennar 5.60% 31/05/2015	US	USD	190,000	189,050	0.05
KazMunayGas National 7.00% 05/05/2020 144A	KZ	USD	175,000	189,024	0.05
Turkey 6.00% 14/01/2041	TR	USD	200,000	187,974	0.05
Basic Energy Services 7.75% 15/02/2019 144A	US	USD	180,000	186,750	0.05
Drummond 7.375% 15/02/2016	US	USD	180,000	186,750	0.05
Ally Financial 7.00% 01/02/2012	US	USD	180,000	186,750	0.05
NBTY 9.00% 01/10/2018 144A	US	USD	170,000	185,300	0.05
CSC Holdings 8.50% 15/04/2014	US	USD	165,000	185,212	0.05
Controladora Mabe 7.875% 28/10/2019 144A	MX	USD	165,000	178,200	0.04
Omega Healthcare Investors 6.75% 15/10/2022 144A	US	USD	175,000	178,062	0.04
Energy Transfer Partners 9.00% 15/04/2019	US	USD	140,000	177,035	0.04
Reynolds American 7.30% 15/07/2015	US	USD	155,000	176,894	0.04
Univision Communications 8.50% 15/05/2021 144A	US	USD	170,000	176,375	0.04
TRW Automotive 7.00% 15/03/2014 144A	US	USD	160,000	174,800	0.04
Anadarko Petroleum 6.95% 15/06/2019	US	USD	155,000	174,237	0.04
Ford Motor 6.625% 15/02/2028	US	USD	180,000	174,150	0.04
Ally Financial 6.25% 01/12/2017 144A	US	USD	170,000	173,400	0.04
M/I Homes 8.625% 15/11/2018 144A	US	USD	170,000	172,550	0.04
Navios Maritime Holdings 8.125% 15/02/2019 144A	MH	USD	170,000	171,912	0.04
Fannie Mae 1.125% 30/07/2012	US	USD	170,000	171,450	0.04
Petroleos de Venezuela 8.00% 17/11/2013 144A	VE	USD	185,000	171,009	0.04

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Clear Channel Communications 5.00% 15/03/2012	US	USD	170,000	169,150	0.04
SunGard Data Systems 4.875% 15/01/2014	US	USD	165,000	168,712	0.04
Dominican Republic 7.50% 06/05/2021 144A	DO	USD	165,000	168,712	0.04
Chesapeake Energy 9.50% 15/02/2015	US	USD	135,000	167,400	0.04
Calpine 7.875% 31/07/2020 144A	US	USD	155,000	165,075	0.04
SLM 8.00% 25/03/2020 MTN	US	USD	150,000	163,157	0.04
Vanguard Health Holding 7.75% 01/02/2019 144A	US	USD	160,000	162,400	0.04
Chesapeake Energy 6.875% 15/11/2020	US	USD	150,000	162,000	0.04
Fresenius US Finance II 9.00% 15/07/2015 144A	US	USD	140,000	161,175	0.04
Toys R Us Delaware 7.375% 01/09/2016 144A	US	USD	150,000	160,688	0.04
Omega Healthcare Investors 7.50% 15/02/2020	US	USD	150,000	160,500	0.04
SunGard Data Systems 7.625% 15/11/2020 144A	US	USD	155,000	160,425	0.04
Intelsat Subsidiary Holding 8.875% 15/01/2015	BM	USD	155,000	160,038	0.04
Reynolds Group Issuer 8.25% 15/02/2021 144A	US	USD	160,000	159,600	0.04
Ono Finance II 10.875% 15/07/2019 144A	IE	USD	150,000	159,267	0.04
Dycom Investments 7.125% 15/01/2021 144A	US	USD	155,000	158,100	0.04
Croatia 6.75% 05/11/2019 144A	HR	USD	150,000	157,838	0.04
Energy Future Holdings 6.50% 15/11/2024	US	USD	332,000	157,700	0.04
Quicksilver Resources 9.125% 15/08/2019	US	USD	145,000	157,688	0.04
Ferrellgas 6.50% 01/05/2021 144A	US	USD	160,000	157,600	0.04
CPI International Acquisition 8.00% 15/02/2018 144A	US	USD	155,000	156,744	0.04
Omega Healthcare Investors 7.00% 15/01/2016	US	USD	150,000	155,438	0.04
Celanese US Holdings 6.625% 15/10/2018 144A	US	USD	150,000	155,250	0.04
American Casino & Entertainment 11.00% 15/06/2014	US	USD	145,000	154,788	0.04
Aperam 7.75% 01/04/2018 144A	LU	USD	150,000	154,125	0.04
Kabel BW 7.50% 15/03/2019 144A	DE	USD	150,000	154,125	0.04
International Lease Finance 5.875% 01/05/2013	US	USD	150,000	153,750	0.04
Aperam 7.375% 01/04/2016 144A	LU	USD	150,000	153,375	0.04
Verso Paper Holdings 8.75% 01/02/2019 144A	US	USD	145,000	151,162	0.04
Colombia 11.75% 25/02/2020	CO	USD	100,000	150,958	0.04
Imperial Tobacco Finance 7.75% 24/06/2019 EMTN	GB	GBP	80,000	150,773	0.04
Precision Drilling 6.625% 15/11/2020 144A	CA	USD	145,000	150,619	0.04
Avis Budget Car Rental 7.625% 15/05/2014	US	USD	147,000	150,308	0.04
Terremark Worldwide 9.50% 15/11/2013 144A	US	USD	145,000	149,894	0.04
Steel Dynamics 7.375% 01/11/2012	US	USD	140,000	149,625	0.04
Continental Airlines 2004-ERJ 1 9.558% 01/09/2019	US	USD	141,775	149,573	0.04
Crown Castle International 9.00% 15/01/2015	US	USD	135,000	149,512	0.04
Cencosud 5.50% 20/01/2021 144A	CL	USD	150,000	147,936	0.04
Georgia-Pacific 8.25% 01/05/2016 144A	US	USD	130,000	147,550	0.04
Argentina 2.50% 31/12/2038	AR	USD	340,000	146,965	0.04
Hilcorp Energy 7.625% 15/04/2021 144A	US	USD	140,000	146,475	0.04
BE Aerospace 6.875% 01/10/2020	US	USD	140,000	145,600	0.04
Chesapeake Energy 7.25% 15/12/2018	US	USD	130,000	145,275	0.04
Energy Future Holdings 6.55% 15/11/2034	US	USD	310,000	144,150	0.04
Fidelity National Information Services 7.875% 15/07/2020	US	USD	130,000	143,975	0.04
CCO Holdings Capital 7.00% 15/01/2019 144A	US	USD	140,000	143,500	0.04

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Banco Santander 4.375% 16/03/2015	ES	EUR	100,000	142,241	0.04
UBS London 2.375% 21/01/2013	CH	EUR	100,000	141,879	0.04
Valeant Pharmaceuticals Int'l 7.00% 01/10/2020 144A	US	USD	145,000	141,375	0.04
CM-CIC Covered Bonds 4.375% 17/03/2021 EMTN	FR	EUR	100,000	141,164	0.03
Commercial Vehicle Group 8.00% 01/07/2013	US	USD	140,000	141,050	0.03
Freddie Mac 4.50% 15/01/2014	US	USD	129,000	140,374	0.03
Aviv Healthcare Properties 7.75% 15/02/2019 144A	US	USD	135,000	140,062	0.03
Codelco 5.625% 21/09/2035 144A	CL	USD	135,000	138,565	0.03
Connacher Oil and Gas 10.25% 15/12/2015 144A	CA	USD	130,000	138,450	0.03
International Lease Finance 5.625% 20/09/2013 MTN	US	USD	136,000	138,380	0.03
Helix Energy Solutions Group 9.50% 15/01/2016 144A	US	USD	130,000	137,150	0.03
VEB Finance (Vnesheconombank) 5.45% 22/11/2017 144A	IE	USD	135,000	137,025	0.03
VEB Finance (Vnesheconombank) 6.80% 22/11/2025 144A	IE	USD	135,000	136,008	0.03
Peru 6.55% 14/03/2037	PE	USD	125,000	135,438	0.03
Mylan 7.625% 15/07/2017 144A	US	USD	125,000	135,000	0.03
Pride International 8.50% 15/06/2019	US	USD	110,000	134,888	0.03
Entravision Communications 8.75% 01/08/2017	US	USD	125,000	133,438	0.03
Denbury Resources 8.25% 15/02/2020	US	USD	119,000	133,206	0.03
Univision Communications 7.875% 01/11/2020 144A	US	USD	125,000	132,812	0.03
Petrohawk Energy 7.875% 01/06/2015	US	USD	125,000	132,656	0.03
DISH DBS 7.75% 31/05/2015	US	USD	120,000	131,550	0.03
Revlon Consumer Products 9.75% 15/11/2015	US	USD	120,000	130,650	0.03
Freddie Mac 0.375% 30/11/2012	US	USD	129,000	128,367	0.03
Ivory Coast 2.50% 31/12/2032 Reg S (Defaulted)	CI	USD	270,000	127,676	0.03
Chile 3.875% 05/08/2020	CL	USD	130,000	127,296	0.03
AES 9.75% 15/04/2016	US	USD	110,000	126,775	0.03
Nielsen Finance 11.50% 01/05/2016	US	USD	107,000	126,528	0.03
Freeport-McMoRan Copper & Gold 8.25% 01/04/2015	US	USD	120,000	124,965	0.03
Ipalco Enterprises 7.25% 01/04/2016 144A	US	USD	115,000	124,775	0.03
Continental Airlines 2005-ERJ 1 9.798% 01/04/2021	US	USD	117,089	124,700	0.03
NXP 9.75% 01/08/2018 144A	NL	USD	110,000	124,438	0.03
Tenneco 8.125% 15/11/2015	US	USD	115,000	123,338	0.03
JDA Software Group 8.00% 15/12/2014	US	USD	110,000	121,000	0.03
MGM Resorts International 9.00% 15/03/2020	US	USD	110,000	121,000	0.03
KazMunayGas National 9.125% 02/07/2018 144A	KZ	USD	100,000	120,625	0.03
Mercer International 9.50% 01/12/2017 144A	US	USD	110,000	119,900	0.03
Fannie Mae 1.25% 27/02/2014	US	USD	120,000	119,581	0.03
Pride International 6.875% 15/08/2020	US	USD	105,000	119,306	0.03
Brazil 7.125% 20/01/2037	BR	USD	100,000	118,375	0.03
EXIM Bank of India 0.691% FRN 07/06/2012	IN	JPY	10,000,000	117,905	0.03
Lamar Media 6.625% 15/08/2015 C	US	USD	115,000	117,731	0.03
Tenet Healthcare 9.25% 01/02/2015	US	USD	105,000	116,025	0.03
MTS International Funding 8.625%22/06/2020 144A	IE	USD	100,000	114,528	0.03
Ally Financial 8.00% 01/11/2031 (Unsecured)	US	USD	105,000	114,450	0.03
Reynolds Group Issuer 9.00% 15/04/2019 144A	US	USD	110,000	114,125	0.03
Majapahit Holding 8.00% 07/08/2019 144A	NL	USD	100,000	113,883	0.03
CMS Energy 8.75% 15/06/2019	US	USD	95,000	113,881	0.03

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Petroleum Development 12.00% 15/02/2018	US	USD	100,000	113,500	0.03
Turkey 7.00% 05/06/2020	TR	USD	100,000	113,050	0.03
Energy Future Holdings 5.55% 15/11/2014	US	USD	170,000	113,050	0.03
Turkey 7.00% 11/03/2019	TR	USD	100,000	113,012	0.03
Ford Motor 6.625% 01/10/2028	US	USD	115,000	112,412	0.03
Lithuania 7.375% 11/02/2020 144A	LT	USD	100,000	111,650	0.03
Mexico 5.75% 12/10/2110	MX	USD	124,000	111,540	0.03
Oshkosh 8.25% 01/03/2017	US	USD	100,000	110,500	0.03
Federal Home Loan Banks 1.00% 27/03/2013	US	USD	110,000	110,350	0.03
Valeant Pharmaceuticals Int'l 6.75% 01/10/2017 144A	US	USD	110,000	110,275	0.03
Crown Americas 7.625% 15/05/2017	US	USD	100,000	109,750	0.03
Ineos Finance 9.00% 15/05/2015 144A	GB	USD	100,000	109,500	0.03
Berry Plastics 5.053% FRN 15/02/2015	US	USD	110,000	109,450	0.03
El Salvador 7.375% 01/12/2019 144A	SV	USD	100,000	108,324	0.03
DigitalGlobe 10.50% 01/05/2014	US	USD	95,000	108,181	0.03
Spansion 7.875% 15/11/2017 144A	US	USD	105,000	107,231	0.03
Qwest Communications International 7.50% 15/02/2014 B	US	USD	105,000	107,100	0.03
Congo 3.00% 30/06/2029	CG	USD	175,750	107,020	0.03
Panama 5.20% 30/01/2020	PA	USD	100,000	106,521	0.03
Digicel 8.25% 01/09/2017 144A	BM	USD	100,000	106,500	0.03
Boise Paper Holdings 9.00% 01/11/2017	US	USD	95,000	106,400	0.03
South Africa 5.50% 09/03/2020	ZA	USD	100,000	106,000	0.03
Rotech Healthcare 10.50% 15/03/2018 144A	US	USD	105,000	105,000	0.03
RSHB (Russian Agri. Bank) 6.299% 15/05/2017 144A	LU	USD	100,000	104,988	0.03
Fidelity National Information Services 7.625% 15/07/2017	US	USD	95,000	103,788	0.03
South East Water Finance A2 5.583% 29/03/2029	KY	GBP	65,000	103,355	0.03
Continental Airlines 8.75% 01/12/2011	US	USD	100,000	103,250	0.03
Owens-Brockway Glass Container 6.75% 01/12/2014	US	USD	100,000	102,750	0.03
Reynolds Group Issuer 7.125% 15/04/2019 144A	US	USD	100,000	102,750	0.03
Mac-Gray 7.625% 15/08/2015	US	USD	100,000	102,500	0.03
Kansas City Southern Mexico 6.625% 15/12/2020 144A	MX	USD	100,000	102,342	0.03
Foundation PA Coal 7.25% 01/08/2014	US	USD	100,000	102,250	0.03
Lithuania 6.125% 09/03/2021 144A	LT	USD	100,000	102,233	0.03
Graphic Packaging International 7.875% 01/10/2018	US	USD	95,000	102,125	0.03
DISH DBS 6.375% 01/10/2011	US	USD	100,000	102,062	0.03
Nakilat 6.267% 31/12/2033 Reg S	QA	USD	99,038	101,448	0.03
Jabil Circuit 5.625% 15/12/2020	US	USD	100,000	99,500	0.02
BanColombia 4.25% 12/01/2016 144A	CO	USD	100,000	99,338	0.02
Ford Motor 6.375% 01/02/2029	US	USD	105,000	99,225	0.02
BCP Panama 4.75% 16/03/2016 144A	PE	USD	100,000	99,006	0.02
Uruguay 6.875% 28/09/2025	UY	USD	85,000	98,175	0.02
Lamar Media 6.625% 15/08/2015	US	USD	95,000	97,375	0.02
Lamar Media 7.875% 15/04/2018	US	USD	90,000	96,975	0.02
CCO Holdings Capital 7.875% 30/04/2018	US	USD	90,000	96,075	0.02
Interpublic Group 10.00% 15/07/2017	US	USD	80,000	95,400	0.02
Briggs & Stratton 6.875% 15/12/2020	US	USD	90,000	94,500	0.02

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Navios Maritime Acquisition 8.625% 01/11/2017	MH	USD	90,000	93,620	0.02
Ally Financial 6.625% 15/05/2012 (Unsecured)	US	USD	90,000	93,600	0.02
USI Holdings 4.188% FRN 15/11/2014 144A	US	USD	95,000	92,862	0.02
Boart Longyear Management 7.00% 01/04/2021 144A	AU	USD	90,000	92,700	0.02
Star Gas Partners 8.875% 01/12/2017	US	USD	90,000	92,250	0.02
Exide Technologies 8.625% 01/02/2018 144A	US	USD	85,000	91,162	0.02
Continental Resources 7.125% 01/04/2021	US	USD	85,000	90,631	0.02
Cerveceria Nacional Dominicana 16.00% 27/03/2012 144A	DO	USD	100,000	88,269	0.02
Affinia Group 9.00% 30/11/2014 144A	US	USD	85,000	87,975	0.02
Berry Petroleum 10.25% 01/06/2014	US	USD	75,000	87,469	0.02
Navios Maritime Holdings 8.875% 01/11/2017	MH	USD	80,000	87,346	0.02
Kansas City Southern Railway 8.00% 01/06/2015	US	USD	80,000	87,000	0.02
MGM Resorts International 7.625% 15/01/2017	US	USD	90,000	85,500	0.02
Carrizo Oil & Gas 8.625% 15/10/2018 144A	US	USD	80,000	85,400	0.02
HCA 9.125% 15/11/2014	US	USD	80,000	84,000	0.02
Frac Tech 7.125% 15/11/2018 144A	US	USD	80,000	82,000	0.02
Texas Petrochemical 8.25% 01/10/2017 144A	US	USD	75,000	79,219	0.02
CB Richard Ellis Services 6.625% 15/10/2020	US	USD	75,000	77,625	0.02
Solutia 7.875% 15/03/2020	US	USD	70,000	76,125	0.02
Univision Communications 12.00% 01/07/2014 144A	US	USD	70,000	75,512	0.02
Energy Partners 8.25% 15/02/2018 144A	US	USD	75,000	75,000	0.02
Huntington Ingalls Industries 7.125% 15/03/2021 144A	US	USD	70,000	72,712	0.02
Rexam 4.375% 15/03/2013 EMTN	GB	EUR	50,000	72,581	0.02
Huntington Ingalls Industries 6.875% 15/03/2018 144A	US	USD	70,000	72,362	0.02
Ally Financial 6.875% 15/09/2011 (Guaranteed)	US	USD	70,000	71,225	0.02
Intelsat Subsidiary Holding 8.50% 15/01/2013	BM	USD	70,000	70,324	0.02
US Bank 4.375% VRN 28/02/2017 EMTN	US	EUR	50,000	70,042	0.02
GEO Group 6.625% 15/02/2021 144A	US	USD	70,000	69,650	0.02
Sonic Automotive 9.00% 15/03/2018	US	USD	65,000	69,388	0.02
Associated Materials 9.125% 01/11/2017 144A	US	USD	65,000	69,225	0.02
Gray Television 10.50% 29/06/2015	US	USD	65,000	69,225	0.02
PolyOne 7.375% 15/09/2020	US	USD	65,000	68,819	0.02
Clear Channel Communications 4.90% 15/05/2015	US	USD	80,000	68,400	0.02
Elizabeth Arden 7.375% 15/03/2021	US	USD	65,000	68,331	0.02
Polymer Group 7.75% 01/02/2019 144A	US	USD	65,000	67,681	0.02
MarkWest Energy 6.75% 01/11/2020	US	USD	65,000	67,112	0.02
K Hovnanian Enterprises 11.875% 15/10/2015	US	USD	70,000	66,850	0.02
Aircastle 9.75% 01/08/2018	BM	USD	60,000	66,825	0.02
HCA 6.375% 15/01/2015	US	USD	65,000	66,625	0.02
Ally Financial 6.875% 15/09/2011 (Unsecured)	US	USD	65,000	66,138	0.02
Verso Paper Holdings 4.054% FRN 01/08/2014	US	USD	65,000	63,862	0.02
Sabra Health Care 8.125% 01/11/2018	US	USD	60,000	63,225	0.02
Kansas City Southern Railway 13.00% 15/12/2013	US	USD	52,000	61,815	0.02
Nielsen Finance 11.625% 01/02/2014	US	USD	52,000	61,490	0.02
Arch Coal 7.25% 01/10/2020	US	USD	55,000	59,262	0.01
Berry Petroleum 6.75% 01/11/2020	US	USD	55,000	57,062	0.01
Casella Waste Systems 11.00% 15/07/2014	US	USD	50,000	56,875	0.01

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
TRW Automotive 8.875% 01/12/2017 144A	US	USD	50,000	56,250	0.01
NCL 9.50% 15/11/2018 144A	BM	USD	50,000	53,125	0.01
Asbury Automotive Group 8.375% 15/11/2020 144A	US	USD	50,000	52,125	0.01
NXP 10.00% 15/07/2013 144A	NL	USD	45,000	51,019	0.01
Easton-Bell Sports 9.75% 01/12/2016	US	USD	45,000	50,625	0.01
Landry's Restaurants 11.625% 01/12/2015	US	USD	45,000	48,712	0.01
Tennessee Gas Pipeline 8.00% 01/02/2016	US	USD	40,000	48,236	0.01
GEO Group 7.75% 15/10/2017	US	USD	45,000	48,094	0.01
Delta Air Lines 9.50% 15/09/2014 144A	US	USD	44,000	47,080	0.01
eAccess 8.25% 01/04/2018 144A	JP	USD	45,000	46,406	0.01
Ally Financial 6.00% 15/12/2011 (Unsecured)	US	USD	45,000	45,900	0.01
Viasat 8.875% 15/09/2016	US	USD	40,000	43,000	0.01
Clearwater Paper 7.125% 01/11/2018 144A	US	USD	40,000	42,300	0.01
Granite Mortgages 2004-1 3A 1.126% FRN 20/03/2044	GB	GBP	26,963	41,412	0.01
Claire's Stores 9.25% 01/06/2015	US	USD	40,000	39,800	0.01
Ventas Realty 6.50% 01/06/2016 1	US	USD	35,000	36,312	0.01
Universal Healthcare Services 7.00% 01/10/2018 144A	US	USD	35,000	36,312	0.01
Qwest Communications International 7.50% 15/02/2014 A	US	USD	35,000	35,700	0.01
Federal Home Loan Banks 0.875% 27/12/2013	US	USD	35,000	34,687	0.01
HSBC Bank 5.75% VRN 27/06/2017 EMTN	GB	GBP	20,000	32,875	0.01
Ford Motor 7.45% 16/07/2031	US	USD	30,000	32,588	0.01
Plains Exploration & Production 7.625% 01/06/2018	US	USD	30,000	32,062	0.01
Uncle Acquisition 2010 8.625% 15/02/2019 144A	US	USD	30,000	32,025	0.01
General Cable 7.125% 01/04/2017	US	USD	30,000	30,750	0.01
US Treasury 1.875% 28/02/2014	US	USD	30,000	30,578	0.01
Nexstar Broadcasting 7.00% 15/01/2014	US	USD	31,000	30,419	0.01
American Airlines 2001-02 8.608% 01/04/2011	US	USD	30,000	30,075	0.01
Dignity Finance B 8.151% 31/12/2030	GB	GBP	15,000	29,793	0.01
Tenet Healthcare 9.00% 01/05/2015	US	USD	25,000	27,625	0.01
Sonic Automotive 8.625% 15/08/2013 B	US	USD	27,000	27,472	0.01
SLM 5.625% 01/08/2033 MTN	US	USD	25,000	21,154	0.01
Edison Mission Energy 7.00% 15/05/2017	US	USD	25,000	20,250	0.01
International Lease Finance 6.375% 25/03/2013	US	USD	16,000	16,600	0.00
Motors Liquidation 7.20% 15/01/2011 (Defaulted)	US	USD	40,000	11,450	0.00
MGM Resorts International 6.75% 01/04/2013	US	USD	5,000	5,075	0.00
Bank of America 7.625% 01/06/2019	US	USD	3,000	3,485	0.00
Bank of America 7.375% 15/05/2014	US	USD	1,000	1,131	0.00
Station Casinos 6.00% 01/04/2012 (Defaulted)*	US	USD	255,000	26	0.00
Station Casinos 7.75% 15/08/2016 (Defaulted)*	US	USD	60,000	6	0.00
				<u>356,717,465</u>	<u>88.34</u>

\* 取締役会により価格が決定された証券。

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
非上場					
First Data 8.875% 15/08/2020 144A	US	USD	1,230,000	1,359,150	0.34
Petroleos de Venezuela 4.90% 28/10/2014	VE	USD	1,635,000	1,190,280	0.29
GS (Indonesia Loan) SLP 2.199% 14/12/2019	ID	USD	1,000,000	925,000	0.23
Valeant Pharmaceuticals Int'l 7.25% 15/07/2022 144A	US	USD	950,000	923,875	0.23
UPCB Finance 6.625% 01/07/2020 144A	KY	USD	850,000	837,060	0.21
Petroleos de Venezuela 8.50% 02/11/2017 144A	VE	USD	990,000	701,578	0.17
Freescale Semiconductor 10.125% 15/03/2018 144A	US	USD	620,000	697,500	0.17
Financing of IPSE 8.375% 03/11/2017 144A	UA	USD	640,000	680,464	0.17
GS (Indonesia Loan) SLP 1.25% 14/12/2019	ID	USD	675,000	624,375	0.15
Realogy 11.50% 15/04/2017 144A	US	USD	490,000	507,762	0.13
McJunkin Red Man 9.50% 15/12/2016 144A	US	USD	485,000	492,275	0.12
Citi (Indonesia Loan 1995) SLP 1.25% 14/12/2019	ID	USD	500,058	462,554	0.11
Cengage Learning Acquisitions 10.50% 15/01/2015 Reg S	US	USD	445,000	455,012	0.11
CEVA Group 11.50% 01/04/2018 144A	GB	USD	365,000	398,306	0.10
First Data 7.375% 15/06/2019 144A	US	USD	365,000	370,931	0.09
Barclays Bank Placing 16.507% 18/03/2013 144A	GB	USD	370,000	360,824	0.09
Petco Animal Supplies 9.25% 01/12/2018 144A	US	USD	310,000	332,475	0.08
RDS Ultra-Deepwater 11.875% 15/03/2017 144A	KY	USD	275,000	301,125	0.07
Multiplan 9.875% 01/09/2018 144A	US	USD	265,000	286,200	0.07
Freescale Semiconductor 9.25% 15/04/2018 144A	US	USD	255,000	281,138	0.07
Clayton Williams Energy 7.75% 01/04/2019 144A	US	USD	250,000	251,875	0.06
Sequa 11.75% 01/12/2015 144A	US	USD	230,000	247,538	0.06
Connacher Oil and Gas 11.75% 15/07/2014 144A	CA	USD	195,000	210,356	0.05
North American Energy 10.875% 01/06/2016 144A	US	USD	185,000	209,050	0.05
Tower Automotive Holdings 10.625% 01/09/2017 144A	US	USD	186,000	208,785	0.05
Georgia Gulf 9.00% 15/01/2017 144A	US	USD	185,000	203,500	0.05
Barclays Credit Linked (Ghana) 14.25% 29/07/2013 RegS	GB	USD	200,000	191,360	0.05
CC Holdings GS V 7.75% 01/05/2017 144A	US	USD	170,000	187,000	0.05
Provincia de Buenos Aires 11.75% 05/10/2015 144A	AR	USD	150,000	155,840	0.04
Viasystems 12.00% 15/01/2015 144A	US	USD	130,000	147,225	0.04
Calfrac Holdings 7.50% 01/12/2020 144A	US	USD	135,000	140,062	0.03
Rain CII Carbon 8.00% 01/12/2018 144A	US	USD	130,000	139,425	0.03
OXEA Finance 9.50% 15/07/2017 144A	LU	USD	125,000	137,012	0.03
Petroleos de Venezuela 5.00% 28/10/2015	VE	USD	200,000	132,450	0.03
AMGH Merger Sub 9.25% 01/11/2018 144A	US	USD	115,000	123,625	0.03
Penson Worldwide 12.50% 15/05/2017 144A	US	USD	115,000	119,312	0.03
JMC Steel Group 8.25% 15/03/2018 144A	US	USD	115,000	118,019	0.03
NAI Entertainment Holdings 8.25% 15/12/2017 144A	US	USD	105,000	112,875	0.03
NSG Holdings 7.75% 15/12/2025 Reg S	US	USD	100,000	98,500	0.02
Crestwood Midstream 7.75% 01/04/2019 144A	US	USD	95,000	95,950	0.02
Bresnan Broadband Holdings 8.00% 15/12/2018 144A	US	USD	85,000	90,525	0.02
Drummond 9.00% 15/10/2014 144A	US	USD	65,000	69,225	0.02
Trinidad Drilling 7.875% 15/01/2019 144A	CA	USD	60,000	63,760	0.02
United Airlines 9.875% 01/08/2013 144A	US	USD	58,000	61,625	0.02
Seagate Technology Int'l 10.00% 01/05/2014 144A	KY	USD	50,000	58,075	0.01

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
Eastman Kodak 10.625% 15/03/2019 144A	US	USD	50,000	49,625	0.01
Shingle Springs Tribal G.A. 9.375% 15/06/2015 Reg S	US	USD	50,000	33,000	0.01
Waterford Gaming 8.625% 15/09/2014 Reg S <sup>*</sup>	US	USD	50,000	27,500	0.01
Accuride 9.50% 01/08/2018	US	USD	20,000	22,350	0.01
				15,893,328	3.94
その他				10	0.00
投資有価証券合計 (取得原価358,037,616米ドル)				372,610,803	92.28

\* 取締役会により価格が決定された証券。

	対象エク ス ポージャー	未実現 (損) 益 (米ドル)	純資産に対 する比率 (%)
為替先渡契約 ( Bought : 購入, Sold : 売却, at : レート, 決済日 : 日 / 月 / 年 )			
Bought EUR Sold USD at 0.71241 18/05/2011	3,614,481	34,774	0.01
Bought EUR Sold USD at 0.73934 18/05/2011	646,522	30,893	0.01
Bought JPY Sold USD at 83.51650 18/05/2011	2,672,777	24,822	0.01
Bought EUR Sold USD at 0.72342 18/05/2011	775,484	19,557	0.00
Bought CAD Sold USD at 0.98722 18/05/2011	879,238	13,065	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.41970 18/05/2011	4,403,198	7,819	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.62290 18/05/2011	566,065	6,818	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.60950 18/05/2011	1,831,293	6,756	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.72681 18/05/2011	159,603	4,791	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.71775 18/05/2011	236,853	4,069	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.60895 18/05/2011	1,183,445	3,960	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.72018 18/05/2011	183,289	3,780	0.00
Bought CAD Sold USD at 0.99129 18/05/2011	147,283	2,805	0.00
Bought CAD Sold USD at 0.98385 18/05/2011	187,021	2,131	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70809 18/05/2011	303,635	1,060	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.71018 18/05/2011	161,931	1,046	0.00
Bought JPY Sold USD at 82.84000 18/05/2011	288,508	321	0.00
Bought CAD Sold USD at 0.96899 18/05/2011	150,673	(585)	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.59977 18/05/2011	307,888	(732)	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.62184 18/05/2011	273,382	(773)	0.00
Bought JPY Sold USD at 82.15870 18/05/2011	168,722	(1,202)	0.00
Bought USD Sold CAD at 1.02013 18/05/2011	158,312	(1,212)	0.00
Bought JPY Sold USD at 82.06520 18/05/2011	155,974	(1,287)	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.62031 18/05/2011	1,857,139	(9,810)	0.00
Bought USD Sold CAD at 1.01884 18/05/2011	1,184,256	(10,554)	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.62034 18/05/2011	3,472,313	(18,192)	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.37197 18/05/2011	3,463,604	(110,521)	(0.03)
		13,599	0.00



	通貨	対象エクスポージャー	未実現 (損) 益 (米ドル)	純資産に対する比率 (%)
先物				
Euro-Bund Future 08/06/2011	EUR	(1,091,520)	2,770	0.00
Euro BOBL Future 08/06/2011	EUR	(1,031,130)	2,195	0.00
Japan 10 Years Bond Future 09/06/2011	JPY	279,160,000	(17,675)	0.00
			<u>(12,710)</u>	<u>(0.00)</u>
その他の資産および負債			<u>31,192,729</u>	<u>7.72</u>
純資産			<u>403,804,421</u>	<u>100.00</u>



## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

平成23年6月30日現在の資本金は、50万ユーロ(約6,089万円)で、平成23年6月30日現在全額払込済である。また、1株1,000ユーロ(約121,770円)の記名株式500株を発行済である。

直近5年間において資本の額の増減はない。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=121.77円)による。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、投資信託を設定し、管理および運用を行うことならびにその分割不能な共同持分を証する券面または書面を発行することである。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関連する業務に従事する。管理会社は、投資信託のために、契約の締結、有価証券の購入、販売、交換および交付、投資信託の名義、投資信託の保管受託銀行の名義、または第三者の名義でルクセンブルグまたは外国の会社の株式もしくは債券の登録簿における記名または移転の手続、ならびに、投資信託および投資信託の券面の所有者のための、投資信託の資産を構成する有価証券に付与された議決権をはじめとするすべての権利および特権の行使を行うことができる。これらの権利は、排他的ではなく、宣言的なものに過ぎないと考えられるべきであり、2010年法に従い行使しなければならない。

(注)管理会社の目的は、平成23年7月1日付で、以下の通り変更される。

管理会社の目的は、2010年法第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。管理会社は、常に、少なくとも一つの譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託を管理・運用しなければならない。管理会社は、その目的を達成するために有効であるとみなされる一切の活動に従事するが、2010年法第101条第2項の制限に服し、かつこれが認める許容範囲を遵守しなければならない。

管理会社は、ファンドの受益者のためにすべての現金、有価証券およびその他資産の保管を保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに委託しており、管理事務業務および登録・名義書換の遂行業務を管理事務代行会社、所在地事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社であるF I L (ルクセンブルグ)エス・エイに委託している。

平成23年4月末日現在、管理会社は、ファンドを含む4本のルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託を管理しており、その純資産額は、124,748,414,319.00円および412,006,453.00米ドルの合計額である。

### (3) その他

本書提出前6か月以内において、管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

### 第一部 証券情報

#### (1) ファンドの名称

< 訂正前 >

(前略)

(注1) フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - ミドル・マンスリー・インカム (以下「サブ・ファンド」という。) は、アンブレラ・ファンドであるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ (以下「ファンド」という。) のサブ・ファンドである。現在、ファンドは、本サブ・ファンドのみにより構成されている。サブ・ファンドの受益者は、ファンドの他のサブ・ファンドが設定された場合、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換 (スイッチング) をすることができる。なお、販売取扱会社 (以下に定義される。) により、他のサブ・ファンドへの転換 (スイッチング) を取り扱わないことがある。また、代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(注1) フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - ミドル・マンスリー・インカム (以下「サブ・ファンド」という。) は、アンブレラ・ファンドであるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ (以下「ファンド」という。) のサブ・ファンドである。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む2つのサブ・ファンドにより構成されている。サブ・ファンドの受益者は、ファンドの他のサブ・ファンドが設定された場合、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換 (スイッチング) をすることができる。なお、販売取扱会社 (以下に定義される。) により、他のサブ・ファンドへの転換 (スイッチング) を取り扱わないことがある。また、代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

(後略)

#### (7) 申込期間

< 訂正前 >

(前略)

その他、代行協会員が必要と認める場合には、日本において申込みを取り扱わないことがある。日本における申込取扱時間は、原則として、日本時間午後3時まで (半日営業日の場合には午前11時まで) とする。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

その他、代行協会員が必要と認める場合には、日本において申込みを取り扱わないことがある。日本における申込取扱時間は、原則として、関連する評価日の日本時間午後3時まで (半日営業日の場合には午前11時まで) とする。

(注) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(後略)

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

### (1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの形態、信託金の限度額および基本的性格

< 訂正前 >

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム (Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income) は、アンブレラ・ファンドであるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ (以下「ファンド」という。) のサブ・ファンドである。本書の日付現在、ファンドは、本サブ・ファンドのみにより構成されている。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国 (以下「ルクセンブルグ」という。) の民法および投資信託に関する2010年12月17日法 (随時改正されうる。) (以下「ルクセンブルグ投信法」または「2010年12月17日法」という。) のパート の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行の間の契約 (以下「約款」という。) によってアンブレラ・ファンドであるオープン・エンド型の共有持分型投資信託として設定された投資信託である。

(中略)

管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、約款を改訂して、他のサブ・ファンドを追加設定することができる。ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

< 訂正後 >

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム (Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income) は、アンブレラ・ファンドであるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ (以下「ファンド」という。) のサブ・ファンドである。本書の日付現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む2つのサブ・ファンドにより構成されている。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国 (以下「ルクセンブルグ」という。) の民法および投資信託に関する2010年12月17日法 (随時改正されうる。) (以下「2010年法」という。) のパート の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行の間の契約 (以下「約款」という。) によってアンブレラ・ファンドであるオープン・エンド型の共有持分型投資信託として設定された投資信託である。

(中略)

管理会社は、随時、ファンドの英文目論見書を改訂して、他のサブ・ファンドを追加設定することができる。ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

### (2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

平成21年3月17日 ファンド修正約款締結 (同年3月31日効力発生)

< 訂正後 >

(前略)

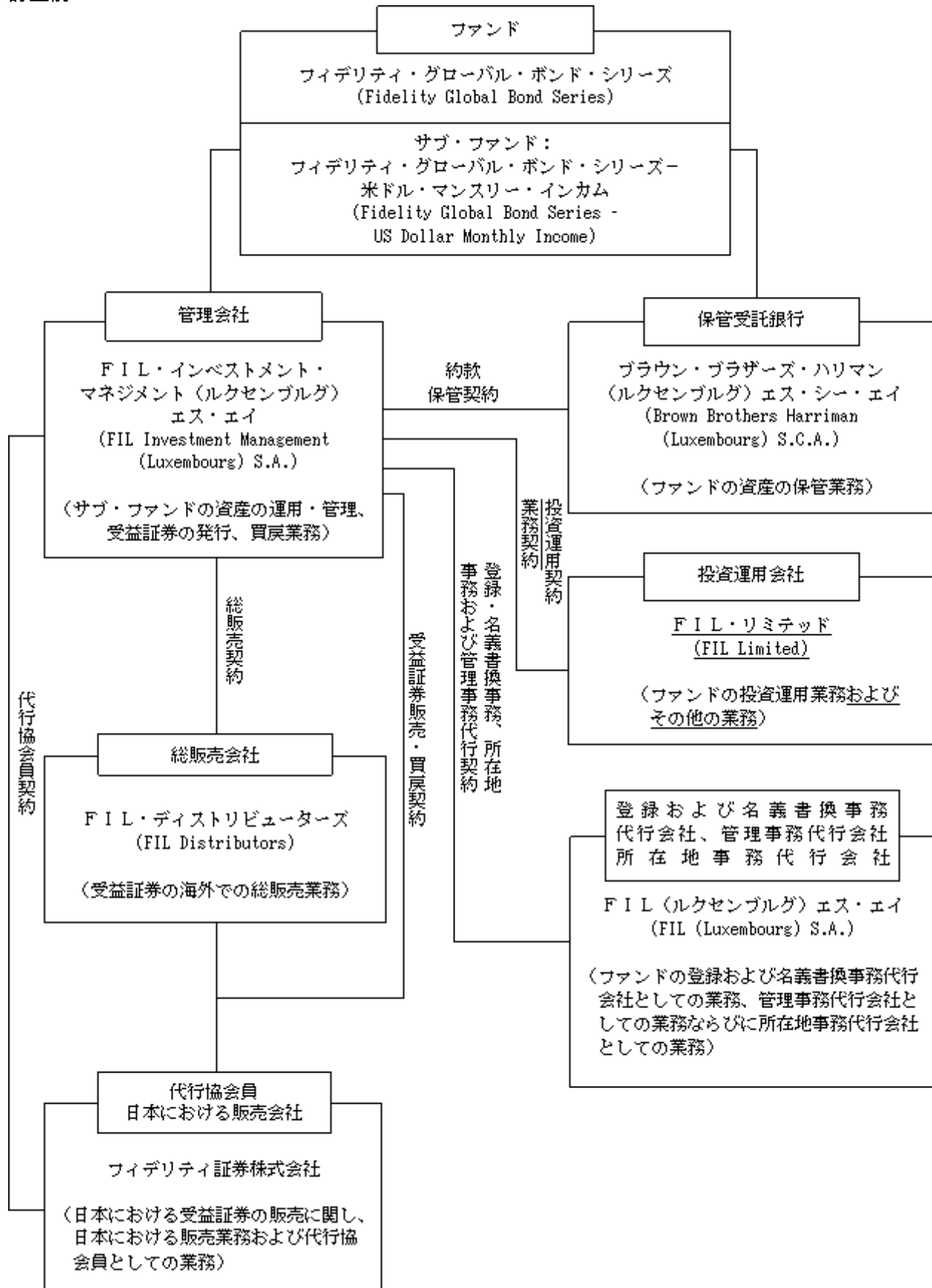
平成21年3月17日 ファンド修正約款締結 (同年3月31日効力発生)

平成23年4月6日 ファンド修正約款締結 (同年4月20日効力発生)

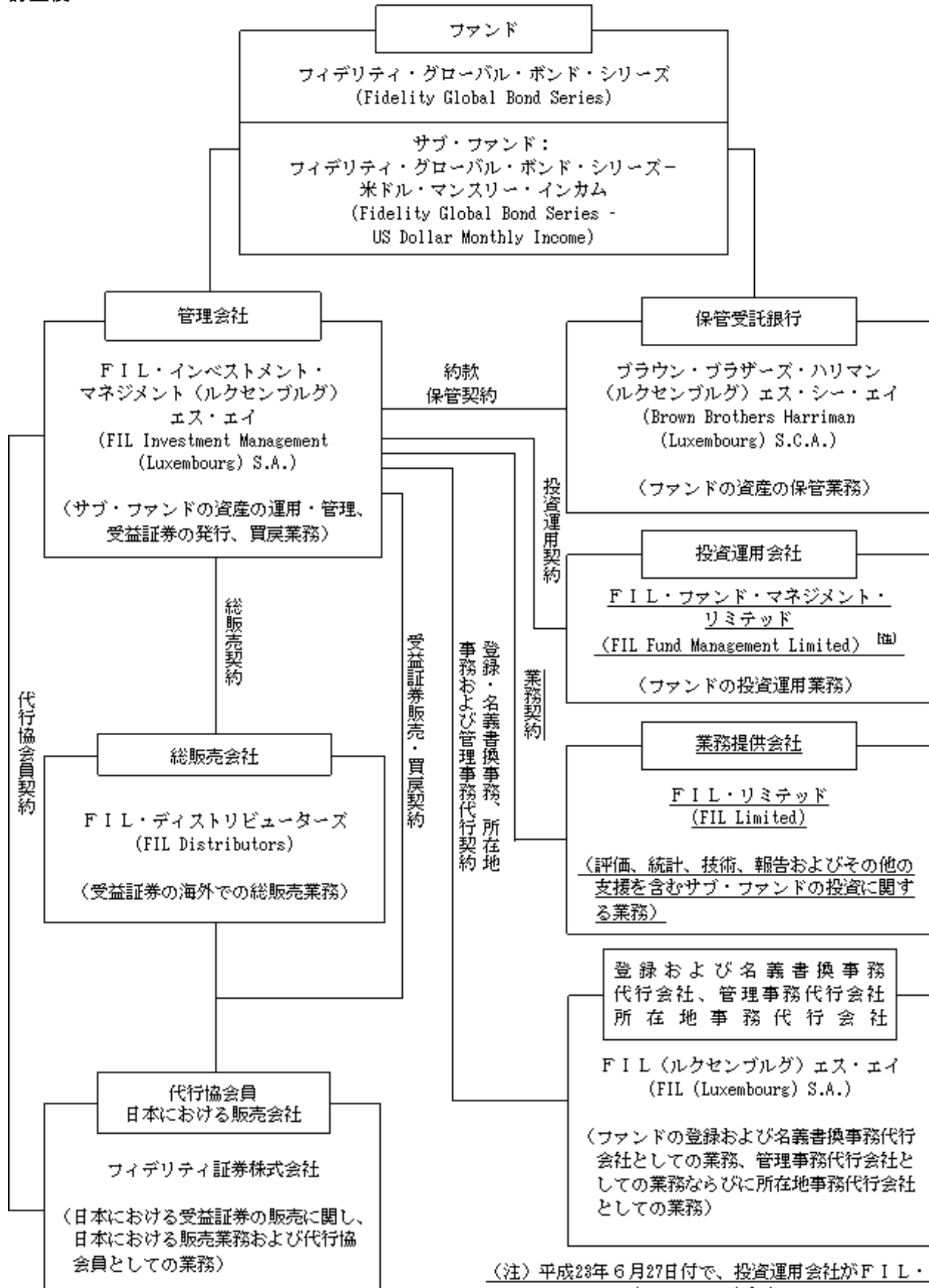
## (3) ファンドの仕組み

## ファンドの仕組み

&lt;訂正前&gt;



&lt;訂正後&gt;



(注) 平成28年6月27日付で、投資運用会社がF I L ・リミテッド (FIL Limited) からF I L ・ファンド・マネジメント・リミテッド (FIL Fund Management Limited) に変更された。

## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

&lt;訂正前&gt;

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管受託銀行	平成18年8月29日付で管理会社との間で保管契約 <sup>(注1)</sup> を締結。ファンドの資産の保管業務について規定している。
<u>F I L ・ リミテッド</u> ( <u>FIL Limited</u> )	投資運用会社	平成18年8月23日付で管理会社との間で投資運用契約 <sup>(注2)</sup> を締結。投資運用業務について規定している。 平成18年8月23日付で管理会社との間で業務契約 <sup>(注3)</sup> を締結。評価、統計、技術、報告およびその他の支援を含むサブ・ファンドの投資に関する業務について規定している。
F I L (ルクセンブルグ) エス・エイ (FIL (Luxembourg) S.A.)	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社 所在地事務代行会社	平成18年8月23日付で管理会社との間で登録および名義書換事務、所在地事務および管理事務代行契約 <sup>(注4)</sup> を締結。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、所在地事務および管理事務代行業務について規定している。

(後略)



&lt; 訂正後 &gt;

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
（中略）		
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管受託銀行	平成18年8月29日付で管理会社との間で保管契約 <sup>(注1)</sup> を締結。ファンドの資産の保管業務について規定している。
F I L ・ファンド・マネジメント・リミテッド (FIL Fund Management Limited)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約（平成23年6月27日効力発生） <sup>(注2)</sup> を締結。投資運用業務について規定している。
F I L ・リミテッド (FIL Limited)	業務提供会社	平成18年8月23日付で管理会社との間で業務契約 <sup>(注3)</sup> を締結。評価、統計、技術、報告およびその他の支援を含むサブ・ファンドの投資に関する業務について規定している。
F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ (FIL (Luxembourg) S.A.)	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社 所在地事務代行会社	平成18年8月23日付で管理会社との間で登録および名義書換事務、所在地事務および管理事務代行契約 <sup>(注4)</sup> を締結。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、所在地事務および管理事務代行業務について規定している。

（後略）

## 管理会社の概要

&lt; 訂正前 &gt;

## （イ）設立準拠法

（中略）

1915年商事会社法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第16章のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

## （ロ）会社の目的

管理会社は、投資信託を設定し、管理および運用を行うことならびにその分割不能な共同持分を証する券面または書面を発行することを目的とする。管理会社は、当該投資信託の運営、管理および販売に関する活動を行う。管理会社は、投資信託のため、契約を締結し、証券を購入、販売、交換および交付し、ルクセンブルグまたはその他の国の株式・債券の名簿に、投資信託もしくは投資信託の保管受託銀行の名義または第三者の名義で記入または移転を行い、投資信託および投資信託証券の保有者のため、投資信託資産を構成する証券に付随するすべての権利、特権、とりわけすべての議決権を行使するものとする。上記権限は、網羅的と解釈されてはならず、単に宣言的なものに過ぎず、2010年12月27日法に従って実行されるものとする。受益者に代わり、ファンドの管理運用業務を行うとともに、ファンドの資産に直接または間接に付随するすべての権利を行使することができる。

## （ハ）会社の沿革

管理会社は、平成14年8月14日に設立された。管理会社の定款は、平成14年12月17日、平成15年12月19日および平成20年4月8日に変更された。

## （ニ）資本金の額

資本金は、50万ユーロ（約5,581万円）で、平成23年1月31日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ（約111,610円）で記名株式500株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成23年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=111.61円)による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

(ホ)大株主の状況

(平成23年1月31日現在)

名称	住所	保有株数	比率
F I L ・ リミテッド (FIL Limited)	バミュダ、HM19 ペンブローク、 クロウ・レーン42、ペンブローク・ ホール	499株	99.80%

<訂正後>

(イ)設立準拠法

(中略)

1915年商事会社法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。管理会社は、平成23年6月30日現在、2010年法第16章のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

(注)管理会社は、2010年法第16章に基づく管理会社から2010年法第15章に基づく管理会社へとその地位を変更する。かかる変更は、平成23年6月22日に行われ、平成23年7月1日に効力を発生する。この変更の完了をもって、管理会社は、2010年法第15章のもとで、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託の管理会社としての資格を有することになる。

(ロ)会社の目的

管理会社は、投資信託を設定し、管理および運用を行うことならびにその分割不能な共同持分を証する券面または書面を発行することを目的とする。管理会社は、当該投資信託の運営、管理および販売に関する活動を行う。管理会社は、投資信託のため、契約を締結し、証券を購入、販売、交換および交付し、ルクセンブルグまたはその他の国の株式・債券の名簿に、投資信託もしくは投資信託の保管受託銀行の名義または第三者の名義で記入または移転を行い、投資信託および投資信託証券の保有者のため、投資信託資産を構成する証券に付随するすべての権利、特権、とりわけすべての議決権を行使するものとする。上記権限は、網羅的と解釈されてはならず、単に宣言的なものに過ぎず、2010年法に従って実行されるものとする。

(注)管理会社の定款は、平成23年7月1日を効力発生日として、平成23年6月22日に変更された。この変更を受けて、管理会社の目的は、以下の通り変更される。

管理会社の目的は、2010年法第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。管理会社は、常に、少なくとも一つの譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託を管理・運用しなければならない。管理会社は、その目的を達成するために有効であるとみなされる一切の活動に従事するが、2010年法第101条第2項の制限に服し、かつこれが認める許容範囲を遵守しなければならない。

(ハ)会社の沿革

管理会社は、平成14年8月14日に設立された。管理会社の定款は、平成14年12月17日付、平成15年12月19日付、平成20年4月8日付および平成23年6月22日付(平成23年7月1日効力発生)で変更された。

(ニ)資本金の額

平成23年6月30日現在の資本金は、50万ユーロ(約6,089万円)で、平成23年6月30日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ(約121,770円)で記名株式500株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=121.77円)による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

(ホ)大株主の状況

名称	住所	保有株数	比率
F I L ・ リミテッド (FIL Limited)	バミューダ、HM19 ペンブローク、 クロウ・レーン42、ペンブローク・ ホール	499株	99.80%

(注)平成23年7月1日に、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 aに登記上の住所を有するF I L ・ ホールディングス(ルクセンブルグ) エス ・ エイが、管理会社の株式資本の100%を取得し、単独株主となる。

#### (4) ファンドに係る法制度の概要

##### <訂正前>

##### a . 準拠法の名称

(中略)

また、ファンドは、ルクセンブルグ投信法、勅令、命令、金融監督委員会 (Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「C S S F」という。)の通達等の規則に従っている。

##### b . 準拠法の内容

##### 民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる非会社型の財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者には投資会社における株主と同様の権利はなく、その権利は、受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法 (すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条) および下記のルクセンブルグ投信法に従っている。

##### ルクセンブルグ投信法

ルクセンブルグ投信法により、ルクセンブルグは、U C I T S 通達85 / 611 / C E E を改正する2009 / 65 / C E (以下「欧州共同体通達」という。)を実施した。このルクセンブルグ投信法は、平成22年12月24日にメモリアルに公告され、平成23年1月1日から施行された。

ルクセンブルグ投信法は、5つのパートから構成されている。

パート - U C I T S

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社の認可

パート - U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (U C I T S)」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

##### <訂正後>

##### a . 準拠法の名称

(中略)

また、ファンドは、2010年法、勅令、命令、金融監督委員会 (Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「C S S F」という。)の通達等の規則に従っている。

##### b . 準拠法の内容

##### 民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる非会社型の財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者には投資会社における株主と同様の権利はなく、その権

利は、受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

#### 2010年法

2010年法により、ルクセンブルグは、U C I T S 通達85 / 611 / C E E を改正する2009 / 65 / C E（以下「欧州共同体通達」という。）を実施した。この2010年法は、平成22年12月24日にメモリアルに公告され、平成23年1月1日から施行された。

2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート - U C I T S

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社

パート - U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

### （5）開示制度の概要

#### a . ルクセンブルグにおける開示

< 訂正前 >

##### C S S F に対する開示

（中略）

さらに、後記「（6）監督官庁の概要 d . 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、C S S Fにより承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・エス・イー・アール・エル（PricewaterhouseCoopers S. à .r.l）のルクセンブルグ事務所である。さらに、ファンドは、平成9年6月13日付通達97 / 136（C S S Fの通達08 / 348により改正済）に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

##### 受益者に対する開示

受益者は、監査済の年次報告書および未監査の半期報告書を、管理会社および保管受託銀行の事務所において無料で入手できる。かかる年次報告書の写しは受益者の登録住所宛で受益者に送付される。半期報告書は、請求することにより、管理会社、総販売会社および日本における代行協会員より入手可能である。

ファンドの各サブ・ファンドまたは管理会社に関して公表されるべきその他のあらゆる財務情報（受益証券の日々の純資産価格およびその価格決定の停止を含む。）については、受益者は、管理会社および保管受託銀行の事務所において無料で入手可能である。

あらゆる通知は、登録された受益者宛に郵送され、必要な場合は、ルクセンブルグのいずれかの新聞、メモリアル紙および / または国において管理会社が随時決定する一般新聞において公告される。

< 訂正後 >

##### C S S F に対する開示

（中略）

さらに、後記「（6）監督官庁の概要 d . 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査されなければならない。ファンドの独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・エス・イー・アール・エル（PricewaterhouseCoopers S. à .r.l）のルクセンブルグ事務所である。さらに、ファンドは、1997年6月13日付通達97 / 136（C S S F通達08 / 348により改正済）に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

## 受益者に対する開示

受益者は、監査済の年次報告書および未監査の半期報告書を、管理会社および保管受託銀行の事務所において無料で入手できる。かかる年次報告書および半期報告書の写しは、請求することにより、管理会社、総販売会社および日本における代行協会員より入手可能である。

サブ・ファンドまたは管理会社に関して公表されるべきその他のあらゆる財務情報（受益証券の日々の純資産価格およびその価格決定の停止を含む。）については、受益者は、管理会社および保管受託銀行の事務所において無料で入手可能である。

あらゆる通知は、登録された受益者宛に郵送され、必要な場合は、ルクセンブルグのいずれかの新聞、メモリアル紙および/または管理会社が随時決定する国における管理会社が随時決定する一般新聞において公告される。

## (6) 監督官庁の概要

### a . 登録の届出の受理

#### < 訂正前 >

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）第93条またはルクセンブルグ投信法第129条のいずれかに従い認可されている場合）は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

U C I T Sで、E U加盟国で設立され、かつ欧州共同体通達の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるU C I T Sは、C S S Fに通知を行うとともに、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつC S S Fが、かかる通知および書類の提出から2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、販売することができる。U C I T Sがその投資口/受益証券を他のE U加盟国で販売する可能性をさらに推進することを目的に、規制当局間における新しい通知規則および適用される期限が、投資信託法において実施され、挿入される。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型の契約型投資信託である。ファンドは、その他の投資信託に関するルクセンブルグ投信法のパートに基づき登録されている。ファンドの受益証券につき、ルクセンブルグ以外のE U加盟国で公衆に対する販売活動は行われない。

外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を**保証**するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

#### < 訂正後 >

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託にかかる2002年12月20日法第93条または2010年法第129条に従い認可されている投資信託）は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型の契約型投資信託である。ファンドは、2010年法のパートに基づき登録されている。ファンドの受益証券につき、E U加盟国またはその一部において公衆に対する販売活動は行われ

ない。外国法に準拠して設立または設定され、運営されている投資信託（E U加盟国で設立され、かつ欧州共同体通達の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているU C I T Sを除く。）は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を**確保**するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

## 2 投資方針

## (3) 運用体制

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

フィデリティの企業調査情報の活用

フィデリティの企業調査

(中略)

フィデリティの運用・調査体制

(平成22年12月31日現在)

(単位：人)

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	110	63	16	23	212
	ハイ・イールド債券	9	0	0	0	9
	投資適格債券	27	8	0	2	37
アナリスト	株式	220	97	36	58	411
	ハイ・イールド債券	27	0	0	0	27
	投資適格債券	60	29	0	9	98
トレーダー	株式	44	12	0	15	71
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	30	8	0	4	42
合計		530	217	52	111	910
運用に関するコンプライアンス部門		49	9	4	14	76

(中略)

フィデリティの運用哲学

(中略)

債券の運用においては、運用哲学の基礎を、「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにおいている。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としている。ハイ・イールド債券のうち高利回り社債の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行い、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行うことに注力している。エマージング債券の運用においては、トップ・ダウンによるソブリン・リサーチと、ボトム・アップによる発行体の信用分析を組み合わせ、リスクを抑制しながら超過収益の創出を目指す。

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

（前略）

フィデリティの企業調査情報の活用  
 フィデリティの企業調査

（中略）

フィデリティの運用・調査体制

（平成23年3月31日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	106	64	16	24	210
	ハイ・イールド債券	13	0	0	0	13
	投資適格債券	27	8	0	2	37
アナリスト	株式	210	97	36	52	395
	ハイ・イールド債券	25	0	0	0	25
	投資適格債券	63	29	0	7	99
トレーダー	株式	45	11	0	15	71
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	28	8	0	4	40
合計		520	217	52	104	893
運用に関するコンプライアンス部門		49	8	4	15	76

（中略）

フィデリティの運用哲学

（中略）

債券の運用においては、運用哲学の基礎を、「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにおいている。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クォンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としている。ハイ・イールド債券のうち高利回り社債の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行い、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行うことに注力している。エマージング債券の運用においては、トップ・ダウンによるソブリン・リサーチと、ボトム・アップによる発行体の信用分析を組み合わせ、リスクを抑制しながら超過収益を創出することを目的としている。

（後略）

（４）分配方針

&lt; 訂正前 &gt;

管理会社は、サブ・ファンドの会計年度における純投資収益の実質的にすべてについて分配を推奨する予定である。

分配は、分配の支払われるすべての受益証券について、各暦月の第一評価日に宣言される。

&lt; 訂正後 &gt;

管理会社は、サブ・ファンドの会計年度における純投資収益の実質的にすべてについて分配を推奨する予定である。

クラスA受益証券およびクラスB受益証券の分配は、分配の支払われるすべての受益証券について、各暦月の第一評価日に宣言される。

## (5) 投資制限

## &lt; 訂正前 &gt;

(前略)

12. 欧州連合加盟国に所在を置くか否かを問わず、サブ・ファンドは、その純資産の10%を上限として、欧州共同体通達85/611/EEC(修正済)第1条2項の2段落目が意味する範囲における譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)および/または他の投資信託(以下「UCIs」という。)の受益証券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

(中略)

- ・ その他のUCIsは、欧州連合加盟国の法律、またはカナダ、香港、日本、ノルウェー、スイスもしくはアメリカ合衆国等のCS SFによって同等であると承認されている法律に基づいて認可されていること。
- ・ その他のUCIsの受益者に対する保護レベルは、UCITSの受益者に提供される保護レベルと同等であり、特に、資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡可能証券および金融市場商品のアンカバード・セールsの規則について、欧州共同体通達85/611/EEC(修正済)の要件と同等であること。

(後略)

## &lt; 訂正後 &gt;

(前略)

12. 欧州連合加盟国に所在を置くか否かを問わず、サブ・ファンドは、その純資産の10%を上限として、欧州共同体通達85/611/EEC(修正済)第1条2項の2段落目または欧州共同体通達2009/65/CEが意味する範囲における譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)および/または他の投資信託(以下「UCIs」という。)の受益証券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

(中略)

- ・ その他のUCIsは、欧州連合加盟国の法律、またはカナダ、香港、アイスランド、日本、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスもしくはアメリカ合衆国等のCS SFによって同等であると承認されている法律に基づいて認可されていること。
- ・ その他のUCIsの受益者に対する保護レベルは、UCITSの受益者に提供される保護レベルと同等であり、特に、資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡可能証券および金融市場商品のアンカバード・セールsの規則について、欧州共同体通達85/611/EEC(修正済)または欧州共同体通達2009/65/CEの要件と同等であること。

(後略)

## 3 投資リスク

## a. リスク要因

## &lt; 訂正前 &gt;

(前略)

新興市場の証券に一部またはすべての投資を行うサブ・ファンドに関して、投資者は、かかるサブ・ファンドは、先進国市場に投資するサブ・ファンドと比べて値動きが激しい可能性があることを理解すべきである。その結果、かかるサブ・ファンドは、より成熟した市場に投資を行う投資信託と比べて、より大きな価格の変動または買戻停止のリスクにさらされる。このような価格の変動性は、政治的および経済的要因に由来し、法律、取引における流動性、決済、証券の譲渡および通貨といった要因によって拡大する可能性がある。新興市場国の中には経済が比較的発展している国もあるが、世界の商品価格の影響を受けやすい場合がある。その他の新興市場国は、特に他の国の経済状況に対して脆弱である。これらのリスクの理解および管理には注意が払われるものの、これらの市場への投資に付随するリスクを最終



的に負担するのは、個々のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの受益者である。

## ロシアへの投資

いくつかのサブ・ファンドは、本書の「投資制限」の項において記載されるように、その純資産の一部をロシアに投資する場合がある。これらのサブ・ファンドは、欧州共同体通達2004 / 39 / E C 第4.1.14条が意味する範囲における市場として定義される規制市場または規制され、定期的に運営され、公認され一般公衆に開かれているその他いずれかの市場に投資することができる。疑義を避けるために付言すると、これには米国店頭債券市場、ロシア取引システム証券取引所 (RTS Stock Exchange) およびモスクワ銀行間通貨取引所 (M I C E X) が含まれる。サブ・ファンドはまた規制されていない市場に投資することもできる。現行のルクセンブルグ規制に基づき、サブ・ファンドは、その純資産の10%未満を規制された市場で取引されていない未上場証券に対して投資できるものと解されている。ロシア証券の投資対象のいくつかは、かかる制限内に含まれるとみなされることがある。ロシアへの投資には、これに連動した特有のリスクが存在する。投資者は、ロシア市場が、証券の決済および保管に関する特有のリスクや、登録機関が効果的な政府またはその他の監督に常に従うわけではない場合の資産の登録に関する特有のリスクを呈していることに留意すべきである。ロシア証券は、保管会社またはロシアの現地代理機関に物理的に保管されない。したがって、保管会社およびロシアの現地代理機関が、国際的に認められた基準に従い、物理的な保護預かり機能および保管機能を果たしているとみなすことはできない。保管会社の義務は、その過失および故意の不履行ならびにロシアの現地代理機関の過失および故意の不正行為にのみ及び、登録機関の清算、破産、過失および故意の不履行による損失には及ばない。かかる損失が生じた場合、ファンドは証券の発行体および / または任命された登録機関に対して、ファンドが有する権利を追及しなければならない。

## リスクに関する警告

(中略)

## 経済リスク

エマージング市場の経済は、その他の先進国に比べてより大幅に変動する金利およびインフレ率の変動の影響を受けやすい。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資先の政治リスクおよび経済リスクにさらされる。多数の国に投資するサブ・ファンドは、一つの国のリスクから受ける影響は少なくなるが、多数の国のリスクにさらされる。

(中略)

非譲渡可能証券、公開市場で取引されていない証券、私募証券および譲渡制限証券

ポートフォリオは、私募証券および譲渡制限証券を含む証券取引所に上場されていないまたは店頭市場で取引されていない証券に投資することができる。これらの非上場証券は、より高い業務上および財務上のリスクを有している場合があり、結果として重大な損失を被る可能性がある。これらの証券について公開取引市場がないため、公開市場で取引されている証券に比べて流動性が乏しい場合がある。また、非譲渡可能証券には第三者または発行者の同意がなければ他の者への譲渡が制限されているものがある。これらの証券は個別交渉により転売することが可能であるが、当該売却により実現した価格は、ポートフォリオが当初支払った金額または当該証券の公正価値と考えられる金額を下回る場合がある。さらに、公開市場で取引されていない証券の発行会社には、その証券が公開市場で取引されていたならば適用があったであろう開示義務その他の投資者保護規制の適用がない場合がある。

## 流動性に乏しい証券

原則として、ポートフォリオは、その純資産の15%を上限として、容易に利用できる流通市場がない証券または一般公衆への売却が制限されている証券などの流動性に乏しい証券に投資することができる。

< 訂正後 >

(前略)

新興市場の証券に一部またはすべての投資を行うサブ・ファンドに関して、投資者は、かかるサブ・ファンドは、先進国市場に投資するサブ・ファンドと比べて値動きが激しい可能性があることを理解すべきである。その結果、かかるサブ・ファンドは、より成熟した市場に投資を行う投資信託と比べて、より大きな価格の変動または買戻停止のリスクにさらされる。このような価格の変動性は、政治的および経済的要因に由来し、法律、取引における流動性、決済、証券の譲渡および通貨といった要因によって拡大する可能性がある。新興市場国の中には経済が比較的発展している国もあるが、世界の商品価格の影響を受けやすい場合がある。その他の新興市場国は、特に他の国の経済状況に対して脆弱である。これらのリスクの理解および管理には注意が払われるものの、これらの市場への投資に付随するリスクを最終的に負担するのは、個々のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの受益者である。

いくつかのサブ・ファンドは、本書の「投資制限」の項において記載されるように、その純資産の一部をロシアに投資する場合がある。これらのサブ・ファンドは、欧州共同体通達2004/39/EC第4.1.14条が意味する範囲における市場として定義される規制市場または規制され、定期的に運営され、公認され一般公衆に開かれているその他いずれかの市場に投資することができる。疑義を避けるために付言すると、これには米国店頭債券市場、ロシア取引システム証券取引所 (RTS Stock Exchange) およびモスクワ銀行間通貨取引所 (M I C E X) が含まれる。サブ・ファンドはまた規制されていない市場に投資することもできる。現行のルクセンブルグ規制に基づき、サブ・ファンドは、その純資産の10%未満を規制された市場で取引されていない未上場証券に対して投資できるものと解されている。ロシア証券の投資対象のいくつかは、かかる制限内に含まれるとみなされることがある。ロシアへの投資には、これに連動した特有のリスクが存在する。投資者は、ロシア市場が、証券の決済および保管に関する特有のリスクや、登録機関が効果的な政府またはその他の監督に常に従うわけではない場合の資産の登録に関する特有のリスクを呈していることに留意すべきである。ロシア証券は、保管会社またはロシアの現地代理機関に物理的に保管されない。したがって、保管会社およびロシアの現地代理機関が、国際的に認められた基準に従い、物理的な保護預かり機能および保管機能を果たしているとみなすことはできない。保管会社の義務は、その過失および故意の不履行ならびにロシアの現地代理機関の過失および故意の不正行為にのみ及び、登録機関の清算、破産、過失および故意の不履行による損失には及ばない。かかる損失が生じた場合、ファンドは証券の発行体および/または任命された登録機関に対して、ファンドが有する権利を追及しなければならない。

## リスクに関する警告

(中略)

### 経済リスク

エマージング市場の経済は、その他の先進国に比べてより大幅に変動する金利およびインフレ率の変動の影響を受けやすい。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資対象国の政治リスクおよび経済リスクにさらされる。多数の国に投資するサブ・ファンドは、一つの国のリスクから受ける影響は少なくなるが、多数の国のリスクにさらされる。

(中略)

非譲渡可能証券、公開市場で取引されていない証券、私募証券および譲渡制限証券

サブ・ファンドは、私募証券および譲渡制限証券を含む証券取引所に上場されていないまたは店頭市場で取引されていない証券に投資することができる。これらの非上場証券は、より高い業務上および財務上のリスクを有している場合があり、結果として重大な損失を被る可能性がある。これらの証券について公開取引市場がないため、公開市場で取引されている証券に比べて流動性が乏しい場合がある。また、非譲渡可能証券には第三者または発行者の同意がなければ他の者への譲渡が制限されているものがある。これらの証券は個別交渉により転売することが可能であるが、当該売却により実現した価格は、サブ・ファンドが当初支払った金額または当該証券の公正価値と考えられる金額を下回る場合がある。さらに、公開市場で取引されていない証券の発行会社には、その証券が公開市場で取引されていたならば適用があったであろう開示義務その他の投資者保護規制の適用がない場合がある。

### 流動性に乏しい証券

原則として、サブ・ファンドは、その純資産の15%を上限として、容易に利用できる流通市場がない証券または一般公衆への売却が制限されている証券などの流動性に乏しい証券に投資することができる。

#### 4 手数料等及び税金

##### (4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

一定のポートフォリオ取引に関して選択されたブローカーに支払われた委託手数料の一部は、当該ブローカーに対する委託手数料を発生させたサブ・ファンドに払い戻される場合があり、費用を相殺するために充当されることがある。

上記の手数料等が、ファンドおよびサブ・ファンドにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなるが、運用状況等により変動したり、料率等が開示されていなかったりするため、事前に料率、上限額等を示すことができない。また、上記の手数料等の合計額については、投資者がサブ・ファンドの受益証券を保有する期間等に応じて異なるので、表示することができない。

平成22年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、316,067米ドルだった。

<訂正後>

(前略)

一定のポートフォリオ取引に関して選択されたブローカーに支払われた委託手数料の一部は、当該ブローカーに対する委託手数料を発生させたサブ・ファンドに払い戻される場合があり、費用を相殺するために充当されることがある。

平成22年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、316,067米ドルだった。

上記の報酬は、永続的または一時的に放棄または投資運用会社により負担されうる。

上記の手数料等が、ファンドおよびサブ・ファンドにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなるが、運用状況等により変動したり、料率等が開示されていなかったりするため、事前に料率、上限額等を示すことができない。また、上記の手数料等の合計額については、投資者がサブ・ファンドの受益証券を保有する期間等に応じて異なるので、表示することができない。

##### (5) 課税上の取扱い

###### (A) 日本

<訂正前>

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

<訂正後>

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合、本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合、平成23年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

本書の日付現在、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

## （B）ルクセンブルグ

&lt; 訂正前 &gt;

ファンドに対する課税

ファンドは、その課税上の地位に関してルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法規の下で、ファンドは、日々発生し、四半期毎に納税する、ファンドの純資産に対する年率0.05%の税金を課せられる。ただし、ファンドは、その資産のうちルクセンブルグで設立された投資信託に投資された資産部分については、この税金を課せられない。

（後略）

&lt; 訂正後 &gt;

ファンドに対する課税

ファンドは、その課税上の地位に関してルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法規の下で、クラスA 受益証券およびクラスB 受益証券は、日々発生し、四半期毎に納税する、ファンドの純資産に対する年率0.05%の申込税を課せられる。ただし、ファンドは、その資産のうちルクセンブルグで設立された投資信託に投資された資産部分については、この税金を課せられない。

（後略）

## 5 運用状況

## （2）投資資産

&lt; 訂正前 &gt;

投資有価証券の主要銘柄

（平成23年1月31日現在）

順位	銘柄	国名	種類	償還日	利率 (%)	額面	米ドル		投資 比率 (%)
							取得価額	時価	
1	USTN 1% 15/01/2014	米国	政府債券	平成26年1月15日	1.000	6,370,000米ドル	6,365,488.79	6,380,948.44	1.66
2	OBL 159 2% 26/02/2016	ドイツ	政府債券	平成28年2月26日	2.000	4,200,000ユーロ	5,761,511.91	5,654,939.59	1.47
3	USTN 1.75% 15/04/2013	米国	政府債券	平成25年4月15日	1.750	5,070,000米ドル	5,096,090.46	5,194,175.40	1.35
4	ITALY 3% 15/06/2015	イタリア	政府債券	平成27年6月15日	3.000	3,400,000ユーロ	4,618,868.50	4,535,065.95	1.18
5	USTN 3.125% 31/10/2016	米国	政府債券	平成28年10月31日	3.125	4,262,000米ドル	4,267,314.59	4,468,107.68	1.17
6	ITALY 3.75% 01/03/2021	イタリア	政府債券	平成33年3月1日	3.750	3,350,000ユーロ	4,252,263.03	4,261,545.94	1.11
7	USTN 2.375% I/L 15/04/2011	米国	政府債券	平成23年4月15日	2.375	3,651,000米ドル	4,062,338.61	4,063,234.15	1.06
8	EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.4% 20/06/2017 INTL	イタリア	社債 (銀行)	平成29年6月20日	1.400	310,000,000円	3,907,037.56	3,916,461.29	1.02
9	FHLMC 0.625% 28/12/2012	米国	社債 (貯蓄金融 および住宅 ローン金 融)	平成24年12月28日	0.625	3,470,000米ドル	3,465,350.20	3,469,784.86	0.90
10	USTN 1% 30/04/2012	米国	政府債券	平成24年4月30日	1.000	3,317,000米ドル	3,333,892.22	3,344,792.84	0.87

11	CIT GROUP 7% 01/05/2017	米国	社債 (総合金融 機関)	平成29年5月1日	7.000	3,175,000米ドル	3,033,568.75	3,210,718.75	0.84
12	USTN 1.375% 30/11/2015	米国	政府債券	平成27年11月30日	1.375	3,129,000米ドル	3,110,503.16	3,061,530.94	0.80
13	USTN 2.625% 15/08/2020	米国	政府債券	平成32年8月15日	2.625	3,060,000米ドル	3,069,613.20	2,893,015.80	0.75
14	USTN 3.875% 15/08/2040	米国	政府債券	平成52年8月15日	3.875	3,133,000米ドル	3,147,412.46	2,786,662.52	0.73
15	USTN 2.25% 30/11/2017	米国	政府債券	平成29年11月30日	2.250	2,800,000米ドル	2,691,609.38	2,734,320.32	0.71
16	USTN 1.125% 15/06/2013	米国	政府債券	平成25年6月15日	1.125	2,500,000米ドル	2,530,770.09	2,525,097.65	0.66
17	USTN 1.5% 31/12/2013	米国	政府債券	平成25年12月31日	1.500	2,381,000米ドル	2,439,960.22	2,421,411.90	0.63
18	USTN 1.75% 31/03/2014	米国	政府債券	平成26年3月31日	1.750	2,300,000米ドル	2,385,089.74	2,353,277.34	0.61
19	USTN 2.75% 15/02/2019	米国	政府債券	平成31年2月15日	2.750	2,350,000米ドル	2,437,767.21	2,323,057.63	0.61

順位	銘柄	国名	種類	償還日	利率 (%)	額面	米ドル		投資 比率 (%)
							取得価額	時価	
20	BUNDESSCHATZANWEISUN 1% 14/12/2012	ドイツ	政府債券	平成24年12月14日	1.000	1,575,000ユーロ	2,153,516.93	2,145,188.61	0.56
21	CANADA 2.5% 01/06/2015	カナダ	政府債券	平成27年6月1日	2.500	2,125,000カナダドル	2,170,579.68	2,135,902.39	0.56
22	USTN 0.75% 15/12/2013	米国	政府債券	平成25年12月15日	0.750	2,106,000米ドル	2,090,615.04	2,096,991.92	0.55
23	USTN 1.75% 15/11/2011	米国	政府債券	平成23年11月15日	1.750	2,050,000米ドル	2,081,877.96	2,074,263.68	0.54
24	CANADA 3.5% 01/06/2020	カナダ	政府債券	平成32年6月1日	3.500	1,950,000カナダドル	2,026,876.29	1,990,668.40	0.52
25	UST BOND 6.25% 15/08/2023	米国	政府債券	平成35年8月15日	6.250	1,570,000米ドル	1,836,020.54	1,962,193.36	0.51
26	USTN 2.125% 31/12/2015	米国	政府債券	平成27年12月31日	2.125	1,896,000米ドル	1,904,116.09	1,917,700.31	0.50
27	USTN 5.125% 15/05/2016	米国	政府債券	平成28年5月15日	5.125	1,639,000米ドル	1,809,292.39	1,896,502.27	0.49
28	JAPAN FINANCE 2% 09/05/2016	日本	社債 (総合金融 機関)	平成28年5月9日	2.000	140,000,000円	1,805,026.53	1,830,188.50	0.48
29	GMAC 8% 31/12/2018	米国	社債 (消費者金 融)	平成30年12月31日	8.000	1,655,000米ドル	1,602,012.50	1,824,637.50	0.48
30	RUSSIA 5% 31/03/2030 REGS	ロシア	政府債券	平成42年3月31日	5.000	1,570,725米ドル	1,692,872.23	1,800,333.58	0.47

#### 投資不動産物件

該当事項なし(平成23年1月31日現在)。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(平成23年1月31日現在)。

&lt; 訂正後 &gt;

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成23年4月30日現在)

順位	銘柄	国名	種類	償還日	利率 (%)	額面	米ドル		投資 比率 (%)
							取得価額	時価	
1	US Treasury 1.25% 15/04/2014	米国	政府債券	2014年4月15日	1.25	15,027,000米ドル	15,010,496.14	15,128,549.61	3.67
2	US Treasury 2.00% 30/04/2016	米国	政府債券	2016年4月30日	2.00	7,843,000米ドル	7,837,224.69	7,847,313.65	1.90
3	US Treasury 4.75% 15/02/2041	米国	政府債券	2041年2月15日	4.75	5,817,905米ドル	6,032,243.95	6,156,070.35	1.49
4	US Treasury 0.625% 30/04/2013	米国	政府債券	2013年4月30日	0.63	5,221,000米ドル	5,219,495.63	5,221,203.93	1.27
5	US Treasury 1.75% 15/04/2013	米国	政府債券	2013年4月15日	1.75	5,070,000米ドル	5,096,090.46	5,182,094.56	1.26
6	Canada 1.00% 01/09/2011	カナダ	政府債券	2011年9月1日	1.00	4,450,000カナダドル	4,691,929.45	4,693,398.39	1.14
7	US Treasury 2.625% 30/04/2018	米国	政府債券	2018年4月30日	2.63	4,696,000米ドル	4,668,618.45	4,676,187.58	1.14
8	Italy 4.75% 01/09/2021	イタリア	政府債券	2021年9月1日	4.75	2,950,000ユーロ	4,355,200.36	4,366,571.03	1.06
9	CIT Group 7.00% 01/05/2017	米国	社債 (金融機関)	2017年5月1日	7.00	4,215,000米ドル	4,077,300.00	4,259,784.38	1.03
10	Italy 3.00% 15/06/2015	イタリア	政府債券	2015年6月15日	3.00	2,800,000ユーロ	4,065,890.57	4,036,073.96	0.98
11	European Investment Bank 1.40% 20/06/2017	イタリア	社債 (金融機関)	2017年6月20日	1.40	310,000,000円	3,938,753.25	3,979,995.08	0.97
12	Italy 3.00% 01/04/2014	イタリア	政府債券	2014年4月1日	3.00	2,475,000ユーロ	3,624,968.38	3,629,913.95	0.88
13	US Treasury 3.125% 31/10/2016	米国	政府債券	2016年10月31日	3.13	3,249,000米ドル	3,253,051.41	3,408,467.52	0.83
14	US Treasury 3.625% 15/02/2021	米国	政府債券	2021年2月15日	3.63	3,261,000米ドル	3,298,065.61	3,349,913.22	0.81
15	US Treasury 1.00% 30/04/2012	米国	政府債券	2012年4月30日	1.00	3,317,000米ドル	3,333,892.22	3,341,488.78	0.81
16	UK Treasury 4.25% 07/12/2040	英国	政府債券	2040年12月7日	4.25	1,825,000英ポンド	2,971,640.51	3,078,474.35	0.75
17	US Treasury 2.625% 15/08/2020	米国	政府債券	2020年8月15日	2.63	3,060,000米ドル	3,069,613.20	2,909,509.20	0.71
18	UK Treasury 3.25% 07/12/2011	英国	政府債券	2011年12月7日	3.25	1,650,000英ポンド	2,800,814.38	2,800,479.99	0.68
19	Canada 3.50% 01/06/2020	カナダ	政府債券	2020年6月1日	3.50	2,500,000カナダドル	2,695,790.67	2,720,407.09	0.66
20	HCA Holdings 7.75% 15/05/2021 144A	米国	社債 (ヘルスケア)	2021年5月15日	7.75	2,550,000米ドル	2,610,618.75	2,690,250.00	0.65
21	US Treasury 1.125% 15/06/2013	米国	政府債券	2013年6月15日	1.13	2,500,000米ドル	2,530,770.09	2,523,486.33	0.61
22	France 2.50% 25/10/2020	フランス	政府債券	2020年10月25日	2.50	1,825,000ユーロ	2,500,673.32	2,477,629.02	0.60
23	Germany 3.25% 04/07/2015	ドイツ	政府債券	2015年7月4日	3.25	1,550,000ユーロ	2,380,955.42	2,373,306.80	0.58

順位	銘柄	国名	種類	償還日	利率(%)	額面	米ドル		投資比率(%)
							取得価額	時価	
24	Ally Financial 8.00% 01/11/2031 (Guaranted)	米国	社債 (金融機関)	2031年11月1日	8.00	2,081,000米ドル	1,987,070.25	2,338,523.75	0.57
25	US Treasury 2.75% 15/02/2019	米国	政府債券	2019年2月15日	2.75	2,350,000米ドル	2,437,767.21	2,328,427.73	0.57
26	UK Treasury 3.75% 07/09/2020	英国	政府債券	2020年9月7日	3.75	1,350,000英ポンド	2,254,297.51	2,302,217.44	0.56
27	France 2.25% 25/02/2016	フランス	政府債券	2016年2月25日	2.25	1,400,000ユーロ	2,032,005.43	2,018,722.77	0.49
28	US Treasury 6.25% 15/08/2023	米国	政府債券	2023年8月15日	6.25	1,570,000米ドル	1,836,020.54	1,972,435.16	0.48
29	US Treasury 5.125% 15/05/2016	米国	政府債券	2016年5月15日	5.13	1,639,000米ドル	1,809,292.39	1,888,115.20	0.46
30	Japan Finance Organization for Municipalities 2.00% 09/05/2016	日本	社債 (金融機関)	2016年5月9日	2.00	140,000,000円	1,819,678.99	1,848,833.41	0.45

### 投資不動産物件

該当事項なし(平成23年4月30日現在)。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(平成23年4月30日現在)。

### (3) 運用実績

#### 純資産の推移

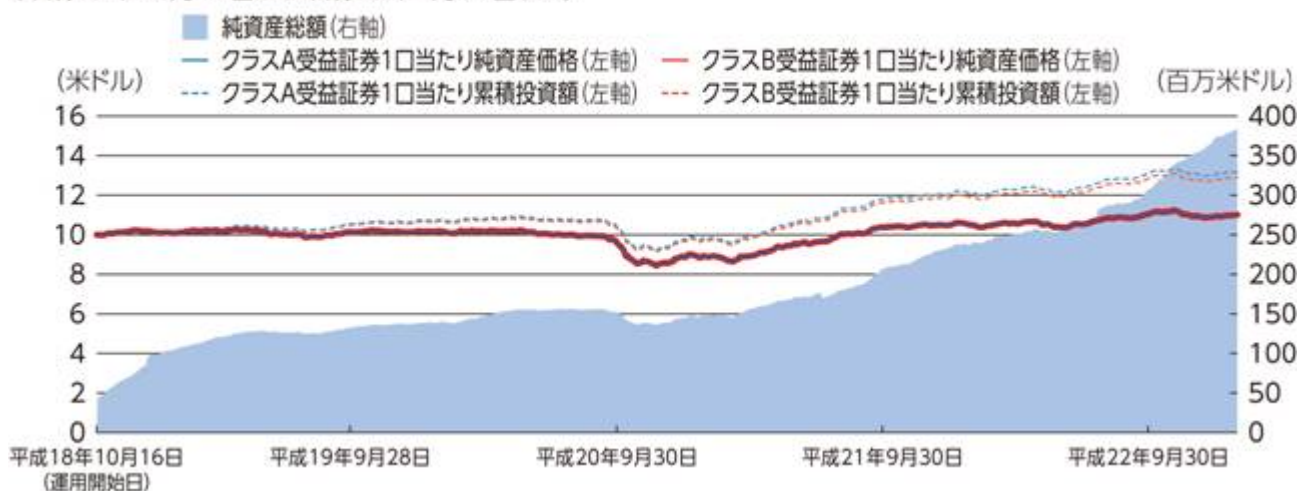
<訂正前>

(前略)

<参考情報>

#### 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(平成18年10月16日から平成23年1月31日まで)



(後略)



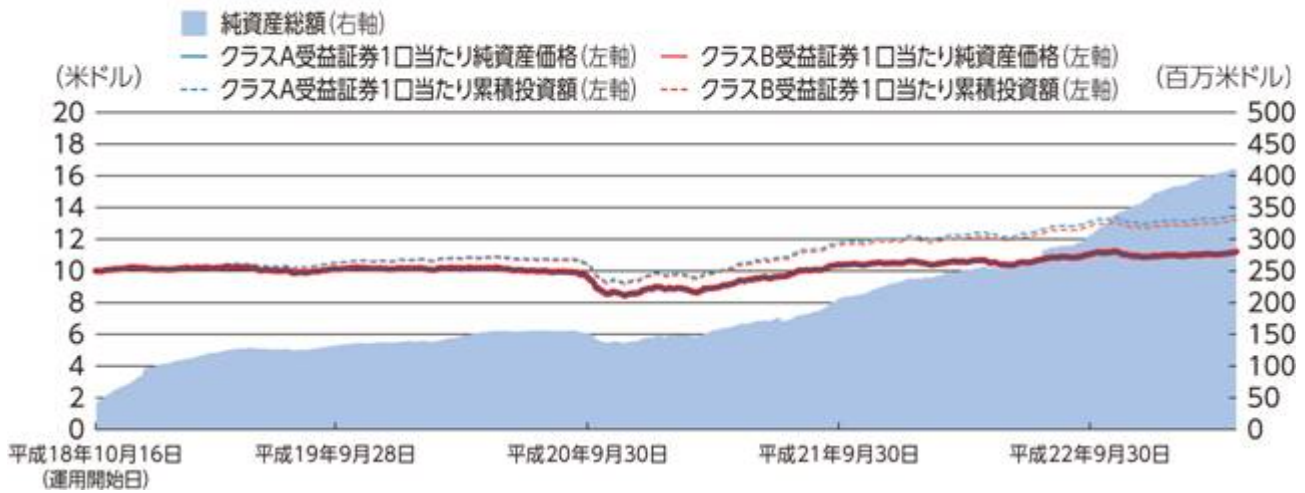
&lt; 訂正後 &gt;

（前略）

&lt; 参考情報 &gt;

## 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

（平成18年10月16日から平成23年4月30日まで）



（後略）

## 収益率の推移

&lt; 訂正前 &gt;

	収益率 (%) (注)	
	クラス A 受益証券	クラス B 受益証券
第 1 会計年度	5.49	4.93
第 2 会計年度	- 1.30	- 1.70
第 3 会計年度	12.63	12.20
第 4 会計年度	10.65	10.05

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

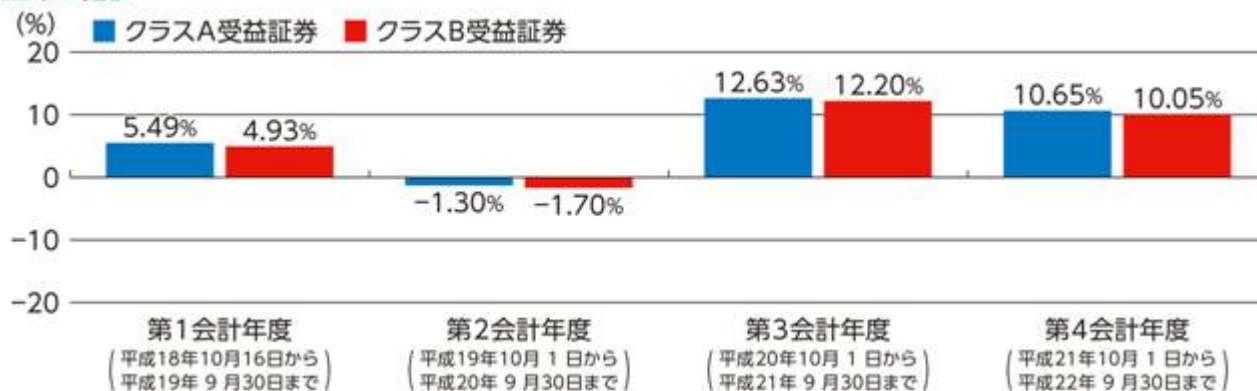
a = 当該会計年度末の受益証券 1 口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金 (税引き前) の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券 1 口当たり純資産価格 (分配落ちの額)

ただし、第 1 会計年度については、当初発行価格 (10米ドル)

## &lt; 参考情報 &gt;

## 収益率の推移



(注) 過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

## &lt; 訂正後 &gt;

	収益率 (%) (注)	
	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
第1会計年度	5.49	4.93
第2会計年度	-1.30	-1.70
第3会計年度	12.63	12.20
第4会計年度	10.65	10.05
第5会計年度中 (平成22年10月1日～ 平成23年3月31日)	1.64	1.43

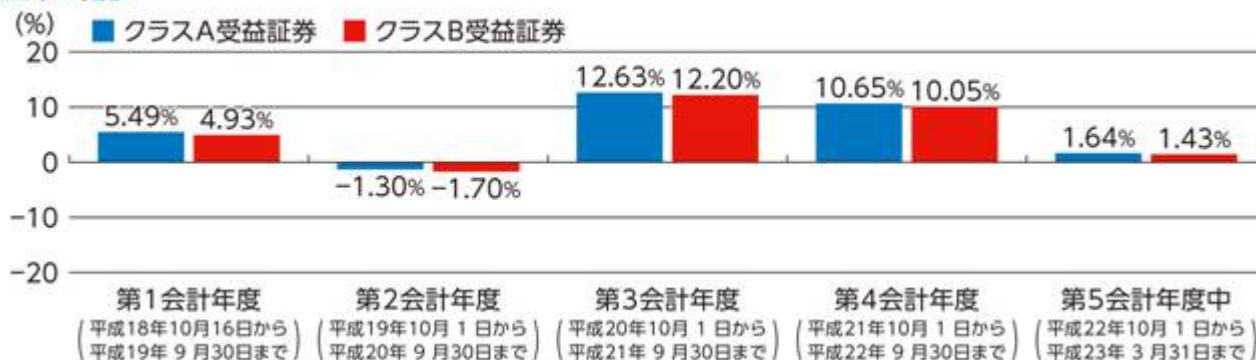
(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末または当該期間末の受益証券1口当たり純資産価格（当該会計年度または当該期間の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度または当該期間の直前の会計年度末の受益証券1口当たり純資産価格（分配落ちの額）  
ただし、第1会計年度については、当初発行価格（10米ドル）

## &lt; 参考情報 &gt;

## 収益率の推移



(注) 過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

## 第2 管理及び運営

## 1 申込 ( 販売 ) 手続等

## (1) 海外における申込手続等

## &lt; 訂正前 &gt;

( 前略 )

購入価格は、評価日における当該クラスの基準通貨による受益証券の1口当たり純資産価格と適用ある申込手数料の合計額である。受益証券口数は、小数第二位で四捨五入される。

( 中略 )

## 受益証券の様式

クラスA受益証券は、記名式で申込者の名義で発行される。クラスB受益証券は、記名式で発行されるが、決済機関を利用することはできない。

( 後略 )

## &lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

購入価格は、評価日における当該クラスの基準通貨による受益証券の1口当たり純資産価格と適用ある申込手数料の合計額である。受益証券口数は、小数第三位以下が四捨五入される。

( 中略 )

## 受益証券の様式

クラスA受益証券およびクラスB受益証券は、記名式で申込者の名義で発行される。クラスB受益証券は、記名式で発行されるが、決済機関を利用することはできない。

( 後略 )

## 2 買戻し手続等

## (1) 海外における買戻し手続等

## &lt; 訂正前 &gt;

( 前略 )

ある買戻日において、買戻請求がサブ・ファンドの発行済受益証券総数の25%を超える場合、管理会社は、25%を超える分の買戻請求につき、翌買戻日へ延期することを決定することができる。

( 中略 )

## 決済

決済は、通常、銀行電信送金により行われる。通常、支払は、書面により指示の受領後、当該受益証券クラスの主要取引通貨の一つによって3営業日以内に行われる。管理会社の制御しえない例外的な状況において当該期間内に支払いを行うことが不可能である場合、その後の合理的に可能な限り早い時点で、利

息を付さずに、支払うものとする。決済金額には、受益者自らのまたはコルレス銀行により手数料が課される場合がある。指示の時点で受益者が要求した場合は、自由に転換可能な主要通貨のうちの一つで支払うことができる。現時点では、サブ・ファンドに対して売却手数料または買戻し手数料は適用されていない。しかし、管理会社が将来決定した場合、費用を含む純資産価額の1.00%を上限として売却手数料または買戻し手数料を賦課する権限が留保されており、当該手数料は、総販売会社に返金される。買戻し手数料が適用される場合、英文目論見書が更新され、投資者には適切に通知される。

本書の「日本国内における申込手数料」に記載される期間内に投資者により売却されるクラスB受益証券の代金に対しては、同項に記載される料率で計算されるC D S Cが課される。

< 訂正後 >

( 前略 )

ある買戻日において、買戻請求がサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の25%を超える場合、管理会社は、25%を超える分の買戻請求につき、翌買戻日へ延期することを決定することができる。

( 中略 )

決済

決済は、通常、銀行電信送金により行われる。通常、支払は、書面により指示の受領後、当該受益証券クラスの主要取引通貨の一つによって3営業日以内に行われる。管理会社の制御しえない例外的な状況において当該期間内に支払いを行うことが不可能である場合、その後の合理的に可能な限り早い時点で、利息を付さずに、支払うものとする。決済金額には、受益者自らのまたはコルレス銀行により手数料が課される場合がある。指示の時点で受益者が要求した場合は、自由に転換可能な主要通貨のうちの一つで支払うことができる。

本書の「日本国内における申込手数料」に記載される期間内に投資者により売却されるクラスB受益証券の代金に対しては、同項に記載される料率で計算されるC D S Cが課される。

### 3 ファンド証券の転換 (スイッチング)

< 訂正前 >

(1) 海外における転換

( 中略 )

クラスA受益証券およびクラスB受益証券のいずれについても、転換請求は、評価日における適切な締切時間前に受益者から販売会社または管理会社に対してなされなければならない。最低転換口数は、1口以上とする。受益証券の口数は、小数第二位で四捨五入される。

( 中略 )

(2) 日本における転換

( 中略 )

最低転換口数は、1口以上とする。受益証券の口数は、小数第二位で四捨五入される。

( 後略 )

< 訂正後 >

(1) 海外における転換

( 中略 )

クラスA受益証券およびクラスB受益証券のいずれについても、転換請求は、評価日における適切な締切時間前に受益者から販売会社または管理会社に対してなされなければならない。最低転換口数は、1口以上とする。受益証券の口数は、小数第三位以下が四捨五入される。

( 中略 )

(2) 日本における転換

( 中略 )

最低転換口数は、1口以上とする。受益証券の口数は、小数第三位以下が四捨五入される。

（後略）

## 5 資産管理等の概要

### （5）その他

<訂正前>

ファンドおよびサブ・ファンドの解散等

（中略）

管理会社は、同様に、ファンドを終了させることなくサブ・ファンドを解散することを決定できる。その場合、管理会社は、かかるサブ・ファンドの各クラスの受益証券の保有者に対して、そのサブ・ファンドの各クラスの受益証券の純資産価格全額を払い戻す。かかるサブ・ファンドを解散する決定は、当該サブ・ファンドの受益者に書面により通知され、また、当該サブ・ファンドのファンド証券がルクセンブルグ証券取引所に上場されている場合には、ルクセンブルグの新聞において公告される。払戻手取金は、権利を有する旧受益者による回収のために6か月間保管受託銀行に預託され、その後ルクセンブルグの供託機関に預託される。

（中略）

約款の修正

ファンドは、約款に従い管理会社により管理される。ファンドの約款は、平成18年8月29日付（改訂済）であり、商業および法人登記所への提出の通知は、平成18年9月15日にメモリアル紙にて公告された。約款は、随時、管理会社が必要とみなす目的のためにこれを修正することができる。約款は商業および法人登記所に保管され、同所にてこれを縦覧し、写しを入手することができる。約款に対する修正は、すべて、当該文書の商業および法人登記所への提出を参照する方法でメモリアル紙に公告される。修正は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に預託された旨の記載がルクセンブルグのメモリアル紙に公告された日または当該変更約款に記載されたその他の日に発効する。

関係法人との契約の更改等に関する手続

（中略）

投資運用契約

投資運用契約は、90日間の事前の書面による通知により、一方の当事者により解除されない限り、ファンドの設定日（平成18年10月16日）から30年間有効である。

（後略）

<訂正後>

ファンドおよびサブ・ファンドの解散等

（中略）

管理会社は、同様に、ファンドを終了させることなくサブ・ファンドを解散することを決定できる。その場合、管理会社は、かかるサブ・ファンドの各クラスの受益証券の保有者に対して、そのサブ・ファンドの各クラスの受益証券の純資産価格全額を払い戻す。かかるサブ・ファンドを解散する決定は、当該サブ・ファンドの受益者に書面により通知され、また、当該サブ・ファンドのファンド証券がルクセンブルグ証券取引所に上場されている場合には、ルクセンブルグの新聞において公告される。清算終了時に権利を付与された者に分配できない払戻手取金の残金は、適用ある時効期間が満了するまで、供託機関に預託される。

（中略）

約款の修正

ファンドは、約款に従い管理会社により管理される。ファンドの約款は、平成18年8月29日付（改訂済）であり、商業および法人登記所への提出の通知は、平成18年9月15日にメモリアル紙にて公告された。約款は、随時、管理会社が必要とみなす目的のためにこれを修正することができる。約款は商業および法人登記所に保管され、同所にてこれを縦覧し、写しを入手することができる。約款に対する修正は、すべて、当該文書の商業および法人登記所への提出を参照する方法でメモリアル紙に公告され

る。約款の直近の修正は、平成23年4月6日に、平成23年4月20日を効力発生日として行われた。

関係法人との契約の更改等に関する手続

（中略）

投資運用契約

投資運用契約は、90日間の事前の書面による通知により、一方の当事者により解除されない限り、効力発生日（平成23年6月27日）から30年間有効である。

（後略）

## 6 受益者の権利等

（3）本邦における代理人

<訂正前>

（前略）

管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社またはサブ・ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

（後略）

## 第三部 特別情報

### 第 1 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

##### (2) 会社の機構

< 訂正前 >

(前略)

取締役会の招集通知は、遅くとも開催日の24時間前に取締役全員に送付されるものとする。通知は、航空便、速達、クーリエ、テレファックス、テレックス、電子メールまたはケーブルで送られる。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、電子メールまたはテレファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができ、取締役会において出席または代理委任状による代表者の代理出席した取締役によって省略されたとみなされる。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、ケーブル、電報、テレックス、電子メールまたはテレファックスにより、他の取締役を代理人として指名することができる。取締役は、電話またはビデオを使って取締役会議に出席することができる。取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議または行為することができる。決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。欠席または代理委任状による代表者が代理出席していない取締役は、書面、ケーブル、電報、テレックス、電子メールまたはテレファックスで議決権を行使できる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

< 訂正後 >

(前略)

取締役会の招集通知は、遅くとも開催日の24時間前に取締役全員に送付されるものとする。通知は、航空便、速達、クーリエ、テレファックス、テレックス、電子メールまたはケーブルで送られる。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、電子メールまたはテレファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、放棄することができ、取締役会において出席または代理委任状による代表者の代理出席した取締役によって放棄されたとみなされる。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、ケーブル、電報、テレックス、電子メールまたはテレファックスにより、他の取締役を代理人として指名することができる。取締役は、電話またはビデオを使って取締役会に出席することができる。取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議または行為することができる。決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。欠席または代理委任状による代表者が代理出席していない取締役は、書面、ケーブル、電報、テレックス、電子メールまたはテレファックスで議決権を行使できる。

全取締役が署名した決議は、適式に招集および開催された取締役会において可決された場合と同様に有効とされ、効力を発生する。かかる署名は、同一の書面または同一の決議の複数の写しに記載することができ、書簡、電報、テレグラム、テレックス、電子メールまたはテレファックスにより証拠付けられることができる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

(注)平成23年7月1日付で、「会社の機構」は以下の通り変更される。

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任および/または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出することができる。取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる役員1名ないし数名を随時任命し、その者に権限を委任することができる。より具体的には、2010年法の適用要件に従い、取締役は、「主導する者」(管理会社の株主または取締役であることを要しない。)として知られる最低2名の役員を任命するものとする。

取締役会の招集通知は、遅くとも開催日の24時間前に取締役全員に送付されるものとする。かかる通知は、ファックスもしくは電子メールまたはかかる通知を証拠付けることのできるその他の通信手段によって、書面により取締役に送付されるものとする。かかる通知は、ファックスもしくは電子メールまたはかかる同意を証拠付けることのできるその他の通信手段により、各取締役の書面による同意が得られた場合には、放棄することができ、取締役会において出席または代理委任状による代理人の代理出席した取締役によって放棄されたとみなされる。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催される個別の取締役会については、個別にかかる通知をする必要はない。

取締役は、書面により、またはファックスもしくは電子メール、もしくはかかる委任状を証拠付けることのできるその他の通信手段により、他の取締役を代理人として指名することができる。取締役は、電話またはビデオを使って取締役会に出席することができる。取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議しまたは行為することができる。決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。欠席または代理委任状による代理人が代理出席していない取締役は、書面により、または電子メールもしくはファックス、もしくはかかる議決権行使を証拠付けることのできるその他の通信手段によって、議決権を行使できる。

全取締役が署名した決議は、適式に招集および開催された取締役会において可決された場合と同様に有効とされ、効力を発生する。かかる署名は、同一の書面または同一の決議の複数の写しに記載することができ、電子メールもしくはファックスまたはかかる署名を証拠付けることのできるその他の通信手段により証拠付けられることができる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

#### 4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

- a) 管理会社は、F I L ・ リミテッドまたはその子会社により助言されまたは運用される他のファンドと同様に、ファンドのために、ファンドが投資する証券の購入または売却の注文を、F I L ・ リミテッドの関係会社および米国マサチューセッツ州ボストン所在のエフ・エム・アール・エルエルシーの関係会社に出すことができる。ただし、これらの会社が、当該取引を、当該取引を執行する資格を有する他のブローカーから取得されうると予想できる条件と同等に有利な条件で、かつ、かかる他のブローカーにより課されるであろう手数料率と同等の手数料率で執行すると合理的に予想できることなどを条件とする。

(後略)

<訂正後>

- a) 管理会社は、F I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッドまたはその子会社により助言されまたは運用される他のファンドと同様に、ファンドのために、ファンドが投資する証券の購入または売却の注文を、F I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッドの関係会社および米国マサチューセッツ州ボストン所在のエフ・エム・アール・エルエルシーの関係会社に出すことができる。ただし、これらの会社が、当該取引を、当該取引を執行する資格を有する他のブローカーから取得されうると予想できる条件と同等に有利な条件で、かつ、かかる他のブローカーにより課されるであろう手数料率と同等の手数料率で執行すると合理的に予想できることなどを条件とする。

(後略)

#### 5 その他

##### (1) 定款の変更



< 訂正前 >

管理会社の定款の変更または解散に関しては、臨時株主総会の決議が必要である。

< 訂正後 >

管理会社の定款の変更または解散に関しては、臨時株主総会の決議が必要である。なお、管理会社の定款は、平成23年6月22日付（平成23年7月1日効力発生）で変更された。

## 第2 その他の関係法人の概況

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

（前略）

(2) F I L ・リミテッド（FIL Limited）（「投資運用会社」）

（中略）

(3) F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ（FIL（Luxembourg）S.A.）（「登録および名義書換事務代行会社」ならびに「管理事務代行会社および所在地事務代行会社」）

（中略）

(4) F I L ・ディストリビューターズ（FIL Distributors）（「総販売会社」）

（中略）

(5) フィデリティ証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(2) F I L ・ファンド・マネジメント・リミテッド（FIL Fund Management Limited）（「投資運用会社」）

資本金の額

平成23年6月末日現在、200,000米ドル（約1,643万円）

事業の内容

F I L ・ファンド・マネジメント・リミテッドは、バミューダの法律に基づき平成16年7月14日に設立された。同社は、投資運用業務を行っている。

(3) F I L ・リミテッド（FIL Limited）（「業務提供会社」）

（中略）

(4) F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ（FIL（Luxembourg）S.A.）（「登録および名義書換事務代行会社」ならびに「管理事務代行会社および所在地事務代行会社」）

（中略）

(5) F I L ・ディストリビューターズ（FIL Distributors）（「総販売会社」）

（中略）

(6) フィデリティ証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（後略）

### 2 関係業務の概要

< 訂正前 >

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.) (「保管受託銀行」)

管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.) を、平成18年8月29日付契約により、受益者のためにあらゆる現金、証券その他の財産を保管する保管受託銀行に任命している。保管受託銀行は、管理会社の承認を得て、他の銀行および金融機関を、受益者のためにファンドの資産を保管するよう任命することができる。保管受託銀行は、ルクセンブルグ投信法の第90条により指定される保管受託銀行のすべての任務を遂行しなければならない。保管受託銀行は、株式合資会社 (société en commandite par actions) として設立された銀行である。保管受託銀行は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.) の子会社である。保管受託銀行の任命は、保管受託銀行または管理会社が90日間の事前の通知によりこれを解除することができる。ただし、解除は、不可抗力の発生の場合を除き、新保管受託銀行が退任保管受託銀行に替わり解除日より就任されることを条件とする。退任保管受託銀行は、新保管受託銀行への資産の確実な譲渡を実行するために必要な期間を通じて受益者の権利の保全を確保するために必要なあらゆる措置をとるものとする。

(2) F I L ・ リミテッド (FIL Limited) (「投資運用会社」)

管理会社は、F I L ・ リミテッドを、管理会社の監督および管理会社の支配の下でサブ・ファンドのために日々の投資運用業務を統計的業務その他の関連業務と共に提供する投資運用会社に任命している。投資運用会社は、管理会社のために行為する権限および取引の執行を行う代理人、ブローカーおよびディーラーを選任する権限を付与されており、管理会社に対して管理会社が要求する報告を提供する。投資運用会社およびその子会社は、フィデリティの他のミューチュアル・サブ・ファンドおよびユニット・トラスト、機関投資家ならびに個人投資家に対しても投資運用業務および投資顧問業務を提供している。投資運用会社は、投資運用会社のいずれの関連当事者 (フィデリティの組織内のあらゆる会社 (関係会社を含む。)) からも投資助言を受けることができ、かかる助言に基づき行為することができる。関連当事者 (約款において定義されている。) と共に、または関連当事者を通じて、その職務、任務および義務を執行し、処理し、その他遂行することができる。投資運用会社は、このような会社によるこれらの責任の適切な履行に対して責任を負い続ける。

管理会社は、平成18年8月23日付業務契約により F I L ・ リミテッドをサブ・ファンドの投資に係る業務 (評価、統計、技術、報告その他に補助業務) を提供するよう任命している。

(3) F I L (ルクセンブルグ) エス・エイ (FIL (Luxembourg) S.A.) (「登録および名義書換事務代行会社」ならびに「管理事務代行会社および所在地事務代行会社」)

(中略)

(4) F I L ・ ディストリビューターズ (FIL Distributors) (「総販売会社」)

(中略)

(5) フィデリティ証券株式会社 (「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(後略)

<訂正後>

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.) (「保管受託銀行」)

管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.) を、平成18年8月29日付契約により、受益者のためにあらゆる現金、証券その他の財産を保管する保管受託銀行に任命している。保管受託銀行は、他の銀行および金融機関を、受益者のためにファンドの資産を保管するよう任命することができる。保管受託銀行は、2010年法第90条により指定される保管受託銀行のすべての任務を遂行しなければならない。保管受託銀行は、株式合資会社 (société en commandite par actions) として設立された銀行である。保管受託銀行は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.) の

子会社である。保管受託銀行の任命は、保管受託銀行または管理会社が90日間の事前の通知によりこれを解除することができる。ただし、解除は、不可抗力の発生の場合を除き、新保管受託銀行が退任保管受託銀行に替わり解除日より就任されることを条件とする。退任保管受託銀行は、新保管受託銀行への資産の確実な譲渡を実行するために必要な期間を通じて受益者の権利の保全を確保するために必要なあらゆる措置をとるものとする。

(2) F I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッド (FIL Fund Management Limited) (「投資運用会社」)

管理会社は、F I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッドを、管理会社の監督および管理会社の支配の下でサブ・ファンドのために日々の投資運用業務を統計的業務その他の関連業務と共に提供する投資運用会社に任命している。投資運用会社は、管理会社のために行為する権限および取引の執行を行う代理人、ブローカーおよびディーラーを選任する権限を付与されており、管理会社に対して管理会社が要求する報告を提供する。投資運用会社およびその子会社は、フィデリティの他のミューチュアル・ファンドおよびユニット・トラスト、機関投資家ならびに個人投資家に対しても投資運用業務および投資顧問業務を提供している。投資運用会社は、投資運用会社のいずれの関連当事者(フィデリティの組織内のあらゆる会社(関係会社を含む。))からも投資助言を受けることができ、かかる助言に基づき行為することができ、関連当事者(約款において定義されている。)と共に、または関連当事者を通じて、その職務、任務および義務を執行し、処理し、その他遂行することができる。投資運用会社は、このような会社によるこれらの責任の適切な履行に対して責任を負い続ける。

(3) F I L ・ リミテッド (FIL Limited) (「業務提供会社」)

管理会社は、平成18年8月23日付業務契約により、F I L ・ リミテッドを、評価、統計、技術、報告およびその他の支援を含むサブ・ファンドの投資に関する業務を提供する者として任命している。

(4) F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ（FIL（Luxembourg）S.A.）（「登録および名義書換事務代行会社」ならびに「管理事務代行会社および所在地事務代行会社」）

（中略）

(5) F I L ・ディストリビューターズ（FIL Distributors）（「総販売会社」）

（中略）

(6) フィデリティ証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（後略）

### 3 資本関係

<訂正前>

F I L ・リミテッドは、管理会社の親会社（99.80%を保有）であり、また、F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ、F I L ・ディストリビューターズおよびフィデリティ証券株式会社の最終的な親会社である。また、F I L（ルクセンブルグ）エス・エイは、管理会社の株主（0.20%を保有）である。

<訂正後>

平成23年6月30日現在、F I L ・リミテッドは、管理会社の親会社（99.80%を保有）であり、また、F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ、F I L ・ディストリビューターズおよびフィデリティ証券株式会社の最終的な親会社である。また、F I L（ルクセンブルグ）エス・エイは、管理会社の株主（0.20%を保有）である。

（注）平成23年7月1日付で、「資本関係」は以下のとおり変更される。

平成23年7月1日現在、F I L ・リミテッドは、管理会社により発行された株式資本の100%を保有するF I L ・ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイの単独株主である。F I L ・リミテッドはまた、F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ、F I L ・ディストリビューターズおよびフィデリティ証券株式会社の最終的な親会社である。管理会社と上記の関係会社の間において、その他の資本関係はない。

## 第3 投資信託制度の概要

（全文変更のため、下線を省略しています。）

<訂正前>

ルクセンブルグ議会において、投資信託に関する2010年12月17日法（「新法」）が採択された。新法は段階的に投資信託に関する2002年12月20日法（「2002年法」）を置き換える。新法は主として譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する2009年7月13日付EU通達2009/65/CE（いわゆるパート UCITS）を施行することにあるが、現在のUCITSおよび投資信託（UCIs）（非UCITS）に関する現行ルクセンブルグ法令の改正も含まれる。

新法の構成は2002年法を踏襲しており、同法と同様の方法で、UCITSを規定するパート UCITS、他のUCIsを規定するパート UCITSは、2009年7月13日付EU通達2009/65/CEに従っている。

新法第25章および第26章は、新法の異なる内容の規定の効力発生について、以下の帰結をもたらす経過規定および修正規定により構成されている。

- 既存のUCITSは、2011年1月1日以降、2002年法または新法に従うかの選択権がある。既存のUCITSは、自動的に2011年7月1日に新法の適用対象となる。（ただし、2011年7月1日前に新法の適用対象となることを選択しなかった場合、2012年7月1日までは簡易目論見書についての例外措置の効力を害するものではない。）
- 2011年1月1日から2011年7月1日までに新たに設立されたUCITSは、新法または2002年法に従うかの選択権がある。2002年法に従ったUCITSは自動的に2011年7月1日に新法の対象となる。（ただし、2002年法に従った場合、2012年7月1日までは簡易目論見書についての例外措置の効力を害するものではない。）
- 既存のUCIsは、法律の効力により、2011年1月1日以降新法の適用対象となる。（ただし、2012年7月1日までは一定の機能の授権に関する例外的措置の効力を害するものではない。）

- 既存および新たに設立されたU C I T Sの管理会社は、U C I T Sと同様の経過規定が適用される。
- 既存および新たに設立された非U C I T Sの管理会社は、法律の効力により、2011年1月1日以降新法の適用対象となる。（ただし、2012年7月1日までは一定の機能の授権に関する例外的措置の効力を害するものではない。）
- 新法により導入された財務に関する規定は2011年1月1日に効力が発生する。
- パート 非U C I T Sに関連する他の大部分の変更も2011年1月1日に効力が発生する。

## 定義

本項において、以下の各用語は以下の通り定義される。

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体 (現在はE Cが継承)
E U	欧州連合 (特に、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国である国
パート ファンド	2002年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (通達85 / 611 / E E C (改正済) をルクセンブルグ法に導入) - かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2002年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する会社型投資信託
S I C A V	変動資本を有する会社型投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

#### ・ ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2009年12月末日現在でファンド数は1,907、その純資産総額は6,018億ユーロ (67兆1,億円) に達している。

会社型の投資信託は1959年から1960年にかけてはじめて設立され、このタイプの代表的な投資信託として、パン・ホールディング (Pan-Holding)、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ (Selected Risks Investments) およびコモンウェルス・アンド・ヨーロッパ・インベストメント・トラスト (Commonwealth and European Investment Trust) があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する会社型投資信託は1967年から1968年にかけてはじめて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド (United States Trust Investment Fund) である。2009年12月末日現在で会社型投資信託の数は1,556、その純資産総額は、1兆2,392億ユーロ (138兆3,071億円) に達している。

ルクセンブルグの監督当局 (以下「金融監督委員会」という。) が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億 ルクセンブルグ ・フランで2001 年以降は億ユー ロ	億円	2000年までは億 ルクセンブルグ ・フランで2001 年以降は億ユー ロ	億円	2000年までは億 ルクセンブルグ ・フランで2001 年以降は億ユー ロ	億円
1981年末	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	538,072	4,463	498,115	9,284	1,036,187
2002	4,358	486,396	4,087	456,150	8,445	942,546
2003	4,662	520,326	4,871	543,652	9,533	1,063,978
2004	5,040	562,514	6,023	672,227	11,062	1,234,630
2005	6,243	696,781	9,009	1,005,494	15,252	1,702,276
2006	6,813	760,399	11,635	1,298,582	18,449	2,059,093
2007	7,487	835,624	13,107	1,462,872	20,594	2,298,496
2008	5,672	633,052	9,925	1,107,729	15,597	1,740,781
2009	6,018	671,669	12,392	1,383,071	18,410	2,054,740

(注) 2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場(1ルクセンブルグ・フラン=2.68円)により、ユーロの円貨換算は、平成23年1月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=111.61円)による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付勅令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月

22日勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁 ( I M L ) に付託され (金融庁は同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。)、 I M L は1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行 ( 「中央銀行」 ) となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会 ( “ C S S F ” ) によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、証券取引所および証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

## ・ルクセンブルグの投資信託の形態

### 1 . 前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法 (改正済み) (以下「1988年3月30日法」という。) が制定された。1988年3月30日法は、通達85 / 611 E E C (以下「U C I T S 通達」という。) の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法 (改正済み) (以下「2002年法」という。) により、ルクセンブルグは、U C I T S 通達を改正する通達2001 / 107 / E C および通達2001 / 108 / E C を実施した。この法律は、2002年12月31日に「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」 (以下「メモリアル」という。) に公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日以降、2002年法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。

機関投資家向け投資信託に関する1991年法は専門投資信託に関する2007年2月13日法 (改正済み) に改訂されている。これらの投資信託は、かかるヴィークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供されなければならない。専門投資信託 (以下「S I F s」という。) は、リスク拡散の原則に従う集团的投資スキームであり、したがってU C I s に区分されている。S I F s は企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけ金融監督委員会に認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

## 2 . 投資信託に関する2002年12月20日法

### 2.1. 一般規定とその範囲

#### 2.1.1. 2002年法は、5つのパートから構成されている。

パート	U C I T S
パート	その他の投資信託
パート	外国の投資信託
パート	管理会社の認可
パート	U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

2002年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」 ( U C I T S ) とパート が適用される「その他の投資信託」 ( U C I s ) を区分して取り扱っている。

#### 2.1.2. 欧州連合 (以下「E U」という。) のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 ( 「パート U C I T S」 ) としての適格性を有しているすべてのファンドは、E U の他の加盟国において、適用あるE U 通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

#### 2.1.3. 2002年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート ファンドとみなされる投資信託を、



以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
  - 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。
- 2.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。
- a) クローズド・エンド型のUCITS
  - b) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
  - c) 設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
  - d) 2002年法第5章によりパート UCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS
- 2.1.5. 上記d)の種類は金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88によって以下のとおり規定されている。
- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
  - b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
  - c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託(「レバレッジ・ファンド」)
  - d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2002年法のパート の条項を充足していない投資信託
- 2.1.6. 2002年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。
- 投資信託には以下の形態がある。
- 1) 契約型投資信託 ("fonds commun de placement" (FCP), common fund)
  - 2) 会社型投資信託 (investment companies)
    - 変動資本を有する会社型投資信託 (「SICAV」)
    - 固定資本を有する会社型投資信託 (「SICAF」)
- 上記の投資信託は、投資信託に関する2002年法、商事会社に関する1915年8月10日法(改正済み)ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

## 2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

### 2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。  
ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の複合投資からなる2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条)および2002年法に従っている。

投資者は、F C Pに投資することにより投資者自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款 (以下参照) に基づく。投資者は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券 (以下「受益証券」という。) を受領することができ、「受益者」と称する。

#### 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、約款に詳細に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2002年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第5条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条および第116条は、特定の特性を設定し、または、ルクセンブルグ大公規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも一か月に二度は計算されること。その他のF C Pの場合は、少なくとも一か月に一度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
  - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
  - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
  - (c) 分配方針。
  - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
  - (e) 公告に関する規定。
  - (f) F C Pの会計期間。
  - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由。
  - (h) 約款変更手続。
  - (i) 受益証券発行手続。
  - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。

(注) 緊急を要する場合、即ち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

#### 2.2.1.1. 投資制限

A) F C Pに適用される投資制限に関しては、2002年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I Sに適用される制限とを明確に区別している。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。

- (2) U C I T S は、通達85 / 611 / E E C に従い認可された U C I T S または同通達第 1 条第 2 項第 1 号および第 2 号に規定するその他の投資信託の受益証券に ( 設立国が E U 加盟国であるか否かに拘わらず ) 投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- かかる投資信託は、金融監督委員会が E U 法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
  - かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準は U C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85 / 611 / E E C の要件と同等であること。
  - かかる投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
  - 取得が予定されている U C I T S またはその他の投資信託は、その設立文書に従い、その他の U C I T S または投資信託に合計して資産の10%超を投資しないこと。
- (3) U C I T S は、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が E U 加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合は E U 法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) U C I T S は、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品 ( 現金決済商品と同等のものを含む。 ) または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品 ( 「 O T C デリバティブ 」 という。 ) に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- U C I T S が投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T S の設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
  - O T C デリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
  - O T C デリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、U C I T S の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- デリバティブ商品を利用する U C I T S に適用される条件および制限について、金融監督委員会は、2007年 8 月 2 日付金融監督委員会通達07 / 308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、取引の相手方のリスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。更に、通達では、洗練された U C I T S と洗練されていない U C I T S を区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、金融監督委員会に提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) U C I T S は、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2002年法第 1 条 ( すなわち上記(1) ) に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1 ) 中央政府、地方政府、E U 加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、E U 非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または E U 加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
  - 2 ) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
  - 3 ) E C 法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくとも E C 法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
  - 4 ) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1 ) ないし 3 ) に規定するものと同程度の投資者

保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78 / 660 / E E C に従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されている U C I T S は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T S は、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。
- (9) (a) U C I T S は、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S は、O T C デリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。U C I T S は、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
- (b) U C I T S は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。
- (c) U C I T S は、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- U C I T S は、以下の(10) (e) に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10) に規定する投資制限を超過してはならない。U C I T S が指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10) に規定する制限と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の相手方に対する O T C デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。
- (b) U C I T S がその資産の5%を超えて投資する発行体について、U C I T S が保有する譲渡性を有する証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関との O T C デリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限に拘わらず、U C I T S は、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金およびその O T C デリバティブ取引へのエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、E U 加盟国、その地方自治体、非加盟国、E U 加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とする。
- (d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所が E U 加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額

は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。

U C I T S がその資産の 5 % 超を第 1 項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該 U C I T S の資産価額の 80 % を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される 40 % の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該 U C I T S の資産の 35 % を超えてはならない。

通達 83 / 349 / E E C または公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

U C I T S は、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の 20 % まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、U C I T S の設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および債券への投資については、20 % まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での異常な市況により正当化される場合は、35 % に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、U C I T S に対し、リスク分散の原則に従い、その資産の 100 % まで、E U 加盟国、その地方自治体、非加盟国または一以上の E U 加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することを許可することができる。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合する U C I T S の受益者への保護と同等の保護を当該 U C I T S の受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらの U C I T S は、少なくとも 6 つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の 30 % をこえることはできない。

(b) (a)に記載する U C I T S は、その設立文書において、明示的に、その資産の 35 % 超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。

(c) 更に、(a)に記載する U C I T S は、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の 35 % 超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) U C I T S は、(2)に記載する U C I T S またはその他の投資信託に投資することができるが、一つの U C I T S または投資信託にその資産の 20 % を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有する投資信託の一つのコンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対するコンパートメントの債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) U C I T S 以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該 U C I T S の資産の

30%を超えてはならない。

UCITSが他のUCITSおよび投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよび投資信託の資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSまたは投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSまたは投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追隨する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料は、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および主たるカテゴリーの商品のリスクおよび利回りについての直近の評価に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2002年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 更に、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- ( ) 同一発行体の議決権のない株式の10%
  - ( ) 同一発行体の債券の10%
  - ( ) 同一UCITSまたはその他の投資信託受益証券の25%
  - ( ) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記( )ないし( )の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 3) EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券へ唯一の投資方法である場合に限る。しかし、この例外は、その投資方針中に、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用され

- る。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T S は、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたU C I T S には、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がU C I T S の監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益証券保有者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家およびそのコンパートメントの設立、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはF C P のために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T S は、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) U C I T S は、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
  - 2) 投資法人の場合、借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはF C P のために活動する管理会社または保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはF C P のために活動する管理会社または保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の定義に関する2008年2月8日付大公規則(「1996年12月24日付大公規則」)(「大公規則」)は、定義の明確化に関するU C I T S 通達およびU C I T S の投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S R ガイドラインを実施する2007年3月18日付E U 通達2007 / 16 / C E (「2007 / 16通達」)をルクセンブルグにおいて実施した。

C S S F は2008年2月19日、大公規則を参照して大公規則の条文を明確化する金融監督委員会通達08 / 339 (「通達」)を示達した。

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かの評価に当たって、U C I T S がこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。当該通達は、2008年11月26日にC S S F より示達された通達08 / 380により修正された。

C S S F は2008年6月4日、特定の証券貸借取引においてU C I T S が利用することのできる技術と商品の詳細について示した通達08 / 356を示達した。

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、U C I T S のカウンター・パーティ・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってU C I T S のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の順守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載す

べき情報について定めている。

B) パート ファンドに該当しない F C P に適用される制限は、2002年法第67条第 1 項に従い、金融監督委員会の提案に基づき発せられる大公規則によって決定され得る。

(注) かかる大公規則は未だ出されていない。

#### 2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドのみを管理するすべての管理会社には、2002年法第14章が適用される。

パート ファンドを管理する管理会社には、2002年法第13章が適用される (以下参照)。

##### 2.2.1.2.1 2002年法第14章

同法第91条および第92条は、第14章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない (ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する投資信託でなければならない。

本店 (中央管理機構) および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(2) 金融監督委員会は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、ルクセンブルグ大公規則により625,000ユーロまで引き上げることができる (現在はかかる規則は存在しない)。

b) 第93条第 3 項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

c) 管理会社の株主またはメンバーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。

d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(5) 金融監督委員会は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または 6 か月以上第14章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。

(7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

##### 2.2.1.2.2 2002年法第13章

同法第77条ないし第90条は、第13章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 第13章の意味における管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。



- (2) 管理会社は、通達85 / 611 / E E C に従い認可される U C I T S の管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85 / 611 / E E C の下で他の E C 加盟国に販売できない。

F C P および会社型投資信託の管理のための活動は、2002年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理 (年金基金が保有するものも含む)
- (b) 付随的業務として、投資顧問業および投資信託の受益証券に関する保管および事務業務  
管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。
- (4) 通達93 / 22 / E E C 第2条第4項、第8条2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。
- (5) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、少なくとも125,000ユーロなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
  - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
    - ( ) 管理会社が運用機能を委託した F C P のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
    - ( ) 管理会社が指定管理会社とされた会社型投信
    - ( ) その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
  - これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93 / 6 / E E C 別添 に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、当該金額分自己資本の追加分の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または追加機関は、E U 加盟国または金融監督委員会が E C 法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理する U C I T S に関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (d) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (6) 更に、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視するに必要な情報の提供を継続的に求める。

- (7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

- (8) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

- (9) 金融監督委員会は、以下の場合、第13章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
  - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
  - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
  - (d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達93 / 6 / E E C の施行の結果である金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。
  - (e) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
  - (f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (10) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接・間接、自然人・法人を問わず）の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の関与資格は、上記1993年4月5日法の規定と同様の規定に服する。
- 金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

#### 運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な理由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを許すことができる。
- (13) 管理会社が管理するU C I T Sの性格に関し、またパート ファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、U C I T Sの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するF C Pまたは会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。
  - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反によるU C I T Sまたは顧客の利益を最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、
- ( ) 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するF C Pまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
  - ( ) (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）に基づく通達97 / 9 / E Cの施行する2000年7月17日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。
- a) 金融監督委員会に上記を適切に報告しなければならない。
  - b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げることのないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、U C I T Sがそのように管理されることを妨げてはならない。
  - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている機関で慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

- d ) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の機関に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
  - e ) 投資管理の中核的機能の権限付与は保管受託機関または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。
  - f ) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。
  - g ) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
  - h ) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
  - i ) U C I T S の目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。  
管理会社および保管受託機関の責任は、第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社が郵便受けとなるようなかたちの機能委託をしてはならない。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- a ) 事業活動の遂行に際し、顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。
  - b ) 顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
  - c ) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
  - d ) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、顧客が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
  - e ) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、顧客の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

#### 設立の権利およびサービス提供の自由

- (17) 通達85 / 611 / E E C に従い、E U加盟国の他の国において認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。
- (18) 第13章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、他のE U加盟国で、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03 / 108により更に整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し主張することであり、より重要なこととして、当該規定および要件をいかに解釈するべきかに関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に金融監督委員会の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを金融監督委員会に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達は更に、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管会社の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連

性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らまたは委任を通じその職務を遂行する程度に依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

更に、通達では、管理会社がその職務の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から職務を委任された企業を監視することができるように用意されるべきシステムと取決めである。これについて、通達はまた、かかる2名が、職務の委任先企業が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。更に、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管者に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能をかかえる企業に委託できると重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上金融監督委員会に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係している。

#### 2.2.1.3. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること (パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って処分されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その業務の不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登記上の事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

#### 2.2.1.4. 関係法人

##### ( ) 投資運用・顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用・顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内であつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

投資運用会社の中核的機能についての管理会社による委託は上記2.2.1.2.2の(15)に従う。

##### ( ) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない)。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

## 2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当り純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はS I C A Vには適用されない(下記参照)。

### 2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託(S I C A V)

2002年法に従い変動資本を有する会社型投資信託(société d'investissement à capital variable - SICAV)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法(改正済み)の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロである。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および外部監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する)。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。

- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること (パート ファンドについては最低一か月に2回、または金融監督委員会が許可する場合は一か月に1回とし、パート ファンドについては最低一か月に1回とする。 )。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。

#### 2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の前で陳述され、更に1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

#### 2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

#### 2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

#### 2.2.2.5. 関係法人

投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

#### 2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年法27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

(1) S I C A Vが、通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。
  - S I C A Vの取締役は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに關し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
  - 更に、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。  
金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行することが困難な場合は、認可を付与しない。  
S I C A Vは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。  
S I C A Vは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。  
金融監督委員会は、以下の場合、S I C A Vに付与した認可を取り消すことがある。
    - (a) S I C A Vが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
    - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
    - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
    - (d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
    - (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(15)および(16)は、通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定しているS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。  
S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。  
特に、金融監督委員会は、S I C A Vの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、U C I T Sの各取引を遡り、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

### 2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関するその他の規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかった。法律に基づく大公規則により、政府は投資信託を監督する権限を与えられており、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告ならびに運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状態は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日に投資信託に関する2002年法が施行された。

2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

#### 2.3.1. 設立関係法令

##### 2.3.1.1. 1915年8月10日商事会社法（改正済み）

この法律は、F C Pの管理会社、（2002年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vであると公開有限責任会社であるとを問わず投資法人（会社型投資信託）（および会社型投資信託における買戻子会社）に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件 (1915年 8月10日法 (改正済み) 第26条)

最低一名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロである。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項 (1915年 8月10日法 (改正済み) 第27条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ( ) 発起人の氏名
- ( ) 会社の形態および名称
- ( ) 本店の所在地
- ( ) 会社の目的
- ( ) 払込資本および授權資本の額
- ( ) 募集に際し払い込まれた額
- ( ) 払込資本および授權資本を構成する株式の種類に記載
- ( ) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権 (もし存在すれば) に対する制限規定
- ( ) 現金払込以外の出資の内容および条件および出資者の氏名

(注) 1915年 8月10日法の直近の改正では、規制された市場において取引された適格性を有する譲渡性のある証券および短期金融商品への出資の場合、外部監査人の報告書の必要なく現物出資による増資が認められる。しかし、実際には、金融監督委員会は今もなお投資信託の報告書を強く要求している。

- ( ) 発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式 (もし存在すれば) に関する記載
- (x) 取締役および外部監査人の選任に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に際しまた設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件 (1915年 8月10日法 (改正済み) 第29条)

会社が公募によって設立される場合、以下の要件が適用される。

- ( ) 設立定款を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- ( ) 応募者は、会社設立のための設立定款の公告から 3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任 (1915年 8月10日法 (改正済み) 第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込責任、および会社が当該法令に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害に対し、それに反する応募者に不利益な定めがあったとしても応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2002年法

投資信託に関する2002年法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- ( ) 次の投資信託はルクセンブルグの金融監督委員会から正式な認可を受けることを要する。



(a) ルクセンブルグの投資信託は設立もしくは設定の日から 1 か月以内に監督当局の認可を受けること。

(b) E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他の E U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものについては、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

- ( ) 認可を受けた U C I s は、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- ( ) ルクセンブルグ法、規則および金融監督委員会の通達の条項に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から 1 か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所 (the Council of State) に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該ルクセンブルグの U C I の解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日の大公規則に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日 I M L 通達91 / 75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかにかわからず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、またはかかる証券もしくは証書を表象しもしくはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2002年法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁 (Institut Monétaire Luxembourgeois) によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2002年法第97条に定められている。

2.3.1.3.3. 2002年法第109条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。また同条は、パート ファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易な目論見書を義務づけている。

2002年法第109条および第110条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- ファンドの完全な目論見書、簡易な目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。
- 簡易な目論見書は、契約締結前に無料で買付申込者に提供されなければならない。更に、完全な目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、要求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、完全なまたは簡易な目論見書に特定する場所または金融監督委員会が承認する方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- 監査済年次報告書は 4 か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は 2 か月以内に公表されなければならない。関係する期間末から効力を有する。

2.3.1.4. 2002年法によるその他の要件

- ( ) 公募または販売の承認

2002年法第93条第 1 項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには金融監督委員会の認可を受けなければならない旨規定している。

- ( ) 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項は、金融監督委員会が設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

- ( ) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて金融監督委員会に提出された場合の事前の承認

金融監督委員会の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、金融監督委員会に事前の承認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付金融監督委員会通達05/177に基づき、販売文書が利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合でも、意見を求めるためかかる文書を金融監督委員会に提出する必要はない。ただし、金融監督委員会の監督に服するUCIsは、誤解を招くような宣伝文書を発行してはならず、必要に応じてUCIsに固有の特別リスクを言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

- ( ) 目論見書の記載内容

完全なおよび簡易な目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資対象の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、2002年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する文書に記載される場合はこの限りではない。

- ( ) 誤解をまねく表示の禁止

2002年法第112条は、完全なおよび簡易な目論見書の主要事項は常に更新されなければならない旨規定している。

- ( ) 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条は、年次報告書に記載される財務情報は承認された外部監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない旨規定している。外部監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、外部監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。外部監査人は、金融監督委員会に対して、外部監査人がその職務遂行に知りまたは知るべきすべての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な金融監督委員会通達02/81に基づき、金融監督委員会は、外部監査人 (réviseur d'entreprises agréé) に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。金融監督委員会通達02/81により、外部監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用 (その中央管理事務および保管会社を含む。) および (資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別管理について) 適切な監督手続の評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIsの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的に検討することであると述べている。

- ( ) 財務報告書の提出

2002年法第114条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

2002年法第118条は、金融監督委員会が投資信託に対して、その義務の遂行に関する情報の提供を要求でき、このため、自らあるいは任命する者を通じて、投資信託の帳簿、会計書類、登録簿その

他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

金融庁通達97 / 136 (金融監督委員会通達08 / 348により改正) に基づき、2002年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を提出しなければならない。

( ) 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商會社法および2002年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

## 2.4. 清算

### 2.4.1. 投資信託の清算

2002年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款および適用法令の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

#### 2.4.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a . 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- b . 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- c . 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が法律で規定されている最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

#### 2.4.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

#### 2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

### 2.4.2. 清算の方法

#### 2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

##### a ) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もし存在すれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

##### b ) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2002年法第106条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

#### 2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行為する清算人に選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

## 2.5. 税制

### 2.5.1. ファンドの税制

#### 2.5.1.1. 発行税

2002年法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2002年法に準拠する投資信託の設立に際しては、発行税は課されなくなった。

#### 2.5.1.2. 年次税

2002年法第129条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2002年法第129条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 専門投資信託に関する2007年2月13日法に服するルクセンブルグの投資信託
- 2002年法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2002年法第129条における「短期金融商品」の概念は、2002年12月20日法第41条における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融上の諸手当（金融デリバティブ商品等）を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

上記の第129条はまた、第3項（改正済）において、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のサブ・ファンドについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 最高の格付けを受け得ると認められた場合

最後に、2004年6月15日法の改正第129条により、かかる免税が同様に適用されるのは、（ ）その従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または類似投資ヴィークルおよび（ ）従業員に年金給付を提供するため会社が保有するファンドに投資する当該グループ会社に対し受益証券が限定されるUCIsである。

#### 2.5.2. 日本の株主の税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグに住所、居所また恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

会社型投資信託の株主が当該投資信託の発行済株式の10%を保有する場合、かかる株式の全部または一部売却する際に、かかる売却が取得後6か月以内に行われた場合、当該投資家が、ルクセンブルグと二

重課税回避条約を締結していない国の居住者であったなら、キャピタル・ゲインに対し課税されることがある。

(注) 二重課税回避条約はルクセンブルグと日本との間で締結されており、それゆえルクセンブルグの国内税法は日本の居住者に影響を与えない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

### 3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法(以下「S I F法」という。)を承認した。

S I F法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度に基づき創設されるヴィークルと2002年法に準拠するU C I sを更に区別するため、S I F法では新規ヴィークルを「専門投資信託」(以下「S I F s」という。)と称する。

既存の機関U C I sは、自動的に2007年2月13日付で、S I F法に準拠するS I F sになった。

#### 3.1 範囲

S I F制度は、( )その証券が一または複数の情報通の投資家向けに限定されるU C I sおよび( )その設立文書によりS I F制度に服するU C I sに適用される。

S I F sは、リスク分散原則に従う投資信託であり、U C I sとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I F sは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報通の投資家向けのものである。

S I F法では、機関投資家および専門投資家を含む情報通の投資家のみならず、その他の情報通投資家で、情報通の投資家の地位を確保する旨および最低125,000ユーロの投資を行うか、または想定上の投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定から利益を得る旨を書面で確認する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報通の投資家は、洗練された個人投資家がS I F sへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書(定款または約款)に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ヴィークルの募集書類を提供しなければならない。そのため、一または複数の情報通の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

#### 3.2 投資規則

EU圏外の統一U C I sについて定める2002年法パート と同様に、S I F法は、S I F sが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、本制度については、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、選択することができる。

S I F sはリスク分散原則を遵守する。S I F法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。金融監督委員会は、個人投資家への販売が可能なU C I sよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売できるU C I sに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

#### 3.3 構造的側面および機能上の規則

##### 3.3.1. 法律上の形態および仕組み

##### 3.3.1.1. 法律上の形態

S I F法は、特に、契約型投資信託（「F C P」）および変動資本を有する会社型投資信託（「S I C A V」）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 会社型投資信託（S I C A VまたはS I C A F）

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

S I F法に基づき、S I C A Vは、2002年法に準拠するS I C A V sの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I Fは、S I F法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

S I F法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法（改正済）の条項に服する。しかし、S I F法は、S I F sについて柔軟な会社組織を提供するため一連の側面に関する規則とは一線を画している。

### 3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を創設できると規定している。

更に、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内に、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

### 3.3.1.3 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法に準拠するU C I sについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、その形態を問わず、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。更に、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび/または申込みについて）オープンエンド型またはクローズドエンド型とすることができる。

### 3.3.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法に準拠するU C I sに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および適用ある場合の証券の買戻しまたは償還に適用ある条件および手続は、更に厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価額に基づくことを要求されない。新制度の下で、S I F sは、このため、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができる、または（例えば、クローズドエンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部で構成される可能性もある。

S I F sは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式および、追加の割賦で支払われる当初に発行された株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

## 3.4 規制上の側面

### 3.4.1 慎重な制度

S I F s は、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報通の投資家は個人投資家と同様の保護を要しないという事実を照らし、S I F s は、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法に準拠するU C I s の場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法に準拠するU C I s について、金融監督委員会は、設立文書、S I F s の取締役 / マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および外部監査人の選任を承認しなければならない。S I F の存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

S I F 法の規定により、S I F s は、規制当局の承認を得る前に創設することができる。ただし、認可申請書が、創設された月の翌月のうちに金融監督委員会に提出されることを条件とする。これにより、S I F s を設立し、金融監督委員会の承認を得る前に運用を開始することができる。

### 3.4.2 保管受託銀行

U C I s と同様に、S I F は、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはE Uの他の加盟国に登記上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管預託銀行は、常にS I F の資産の投資方法ならびに当該資産が提供される場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な安全保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

S I F 法は、保管受託銀行に対し、2002年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益になると思われる。

### 3.4.3 外部監査人

S I F の財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの外部監査人による監査を受けなければならない。

### 3.4.4 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F 法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I F s は、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I F s は、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

## 3.5 S I F の税制の特徴

S I F s は、0.01%の年次税 (2002年法に基づき存続する大部分のU C I s について、0.05%) を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2002年法と同様の方法により、S I F 法は、かかる税金を課される他のルクセンブルグU C I s に投資された資産部分、一定の機関の現金および年金プール基金に対し年次税を免除している。年金プール基金について、S I F 法が新たに取り入れた点は、参加している年金制度が同一グループに属することを (2002年法とは異なり) 要求しないことおよび年金制度向けの個々のコンパートメントおよびクラスに対し同じく免税の利益を認めていることである。

S I F s が受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

S I F 法第67条の廃止に従い、会社型S I F s は、設立時に1,250ユーロの発行税を支払う必要はなくなった。

[次へ](#)

## &lt; 訂正後 &gt;

## 定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法 (改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法 (改正済)
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法 (改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法 (改正済)
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体 (現在はE Cが継承)
E U	欧州連合 (特に、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009 / 65 / E C 第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国
メモリアル	メモリアル ・ セ ・ ルクイ ・ デ ・ ソシエテ ・ エ ・ アソシアシオン
パート ファンド	2011年7月1日までは (通達85 / 611 / E E C (改正済) のルクセンブルグ法への導入に関する) 2002年法パート 、それ以降は (通達2009 / 65 / E C のルクセンブルグ法への導入等に関する) 2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づきパート ファンドを運用するための認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 管理会社	2011年7月1日までは2002年法第13章に基づき、2002年法パート に従うU C I T Sを運用するための認可を受けた管理会社、それ以降は、2010年法第15章に基づき2010年法パート に従うU C I T Sを運用するための認可を受けた管理会社

## ．ルクセンブルグの投資信託の形態

## 1. はじめに

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、通達85 / 611 / E E C (以下「U C I T S 通達」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法 (改正済) に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法 (改正済) (以下「2002年法」という。)は、U C I T S 通達を改正する通達2001 / 107 / E C および通達2001 / 108 / E C (以下「U C I T S 通達」という。)をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法 (改正済) (以下「S I F 法」という。)は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託 (以下「S I F」という。)は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってU C I の一種として区分されている。S I F



は、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、とりわけC S S Fに認可されるためにプロモーターを必要としない点で監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

投資信託に関する2010年12月17日付法律 (以下「2010年法」という。) は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達である通達2009/65/EC (以下「UCITS 通達」という。) をルクセンブルグ法に導入した。

## 2. 2010年法の効力発生および経過規定

2010年法パート 第25章および第26章は、2011年1月1日の2010年法の効力発生から2012年7月1日における2002年法の廃止までの移行期間に関する経過規定および修正規定を含む。かかる移行期間においては、以下が適用される。

- ・ 既存のUCITSまたはUCITS管理会社は、2011年1月1日以降、2002年法または2010年法のいずれに従うかの選択権があり、2010年法に従う場合は、自動的に2011年7月1日に新法の適用対象となる。かかるUCITSは、2012年7月1日までに簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書 (以下「KIID」という。) に取って代える必要がある。
- ・ 2011年1月1日から2011年7月1日までに創設された新規のUCITSおよび新規のUCITS管理会社は、2011年7月1日以降、2010年法または2002年法のいずれに従うかの選択権があり、2002年法に従う場合は、自動的に2011年7月1日に2010年法の適用対象となる。この場合も、かかるUCITSは、2012年7月1日までにその簡易目論見書をKIIDに取って代える必要がある。
- ・ これまで2002年パート に従っていたUCIは、2011年1月1日以降、2010年法パート の適用対象となる。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- ・ 既存のUCI管理会社は、2011年1月1日以降、2010年法の適用対象となる。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- ・ 2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生する。

### 2. 2002年法または2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよび2010年法に従うルクセンブルグのUCI

上記の経過規定に定めるとおり、2010年法は、直ちに2002年法を取って代わるものではない。したがって、2011年7月1日まで、ルクセンブルグのUCITSは、2002年法パート または2010年法パート のいずれかに従うことができる。一方、パート に従うルクセンブルグのすべてのUCIは、2011年1月1日以降、2010年法パート に従う。

## 1. 2002年法に従うルクセンブルグのUCITS

### 1.1. 一般規定とその範囲

#### 1.1.1. 2002年法は、5つのパートから構成されている。

- パート UCITS (以下「パート 」という。)
- パート その他のUCI (以下「パート 」という。)
- パート 外国のUCI
- パート 管理会社の認可
- パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2002年法は、パート が適用されるUCITSとパート が適用されるUCIを区分して取り扱っている。上記のとおり、2002年法パート はもはや適用されない。

#### 1.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において適用あるEU通達が当該国において立法化されている限り、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

#### 1.1.3. 2002年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを以下のような投資ファンドとして定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2002年法第41条第1項に記載され

るその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的としており、かつ

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託 (受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするための U C I T S の行為は、かかる買戻しに相当するものとみなされる。)

1.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条の U C I T S の定義に該当するものの、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型の U C I T S
- b) E U またはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達する U C I T S
- c) 設立文書に基づき、E U 加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうる U C I T S
- d) 2002年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であると C S S F が判断する種類の U C I T S

1.1.5. 上記 d) の分類は、2003年1月22日付 C S S F 通達 03 / 88 によって、以下のように定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および / またはその他の流動性のある金融資産に純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をベンチャー・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ベンチャー・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で、少なくとも純資産の25%に相当する額を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託 (以下「レバレッジ・ファンド」という。)
- d) 複数のコンパートメントから構成され、その一つが投資方針または借入方針を理由として2002年法のパート の条項に従っていない投資信託

#### 1.1.6. 法的形態

2002年法パート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)
  - 変動資本を有する投資法人 (以下「S I C A V」という。)
  - 固定資本を有する投資法人 (以下「S I C A F」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2002年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

## 1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

### 1.2.1. 契約型投資信託 ( F C P )

契約型の投資信託は、F C P それ自体、その管理会社 (以下「管理会社」という。 ) およびその保管受託銀行 (以下「保管受託銀行」という。 ) の三要素から成り立っている。

#### F C P の概要

F C P は法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の流動金融資産についての分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産に参加する権利を有する。F C P は会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家と F C P との関係は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2002年法に従っている。

投資家は、F C P に投資することにより、管理会社の間に確立される F C P に関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C P の約款 (以下を参照のこと。 ) に基づく。F C P への投資後、投資家は、F C P の受益証券 (以下「受益証券」という。 ) に対する権利を与えられる。

#### F C P の受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2002年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第9条、第11条および第23条は、大公規則により特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、F C Pとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
  - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
  - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
  - (c) 分配方針
  - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
  - (e) 公告に関する規定
  - (f) F C Pの会計の決算日
  - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
  - (h) 約款変更手続
  - (i) 受益証券発行手続
  - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

#### 1.2.1.1. 投資制限

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開された他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、通達85 / 611 / E E Cに従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および / または第2号の意味におけるその他のU C Iの受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
  - 当該その他のU C Iは、C S S FがE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可

されたものであること。

- 当該その他の U C I の受益者に対する保護水準は U C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達 85 / 611 / E E C の要件と同等であること。
  - 当該その他の U C I の業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
  - (合計で) 取得が予定されている U C I T S またはその他の U C I の資産の 10% 超が、その設立文書に従い、その他の U C I T S または U C I の受益証券に投資されないこと。
- (3) U C I T S は、信用機関の要求払いの預金または 12 か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が E U 加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合は E U 法の規定と同等と C S S F が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) U C I T S は、上記(1)に記載される規制された市場で取引される金融デリバティブ商品 (現金決済商品と同等のものを含む。) および / または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品 (以下「O T C デリバティブ」という。) に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- U C I T S が投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1) から (5) に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T S の設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
  - O T C デリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、C S S F が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
  - O T C デリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、U C I T S の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- デリバティブ商品を利用する U C I T S に適用される条件および制限について、C S S F は、財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた 2007 年 8 月 2 日付 C S S F 通達 07 / 308 を制定している。さらに、同通達は、洗練された U C I T S と洗練されていない U C I T S を区別し、その各々のデリバティブ商品の利用に関する相違点を規定している。同通達は、これに関連し、C S S F に提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) U C I T S は、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2002 年法第 1 条 (すなわち上記(1)) に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
  - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
  - E U 法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくとも E U 法が規定するのと同じ程度厳格であると C S S F が判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
  - C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記 3 項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも 10,000,000 ユーロの資本金および準備金を有し、通達 78 / 660 / E E C に従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されている U C I T S は、その事業の遂行のために不可欠な動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T S は、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) U C I T S は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S はまた、O T C デリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T S は、C S S F が規定する詳細な規則に従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。
- (b) U C I T S は、C S S F が定める条件と制限の範囲内で、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を用いることもできる。ただし、この技法と手段は、ポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) U C I T S は、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期を勘案して計算する。
- U C I T S は、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T S が指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の取引の相手方に対する O T C デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) U C I T S がその資産の5%を超えて投資する発行体について、U C I T S が保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関との O T C デリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T S は、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金および/またはその O T C デリバティブ取引において発生するエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、E U 加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が E U 加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。
- U C I T S がその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資す

る場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたく場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場において、例外的な市況により正当化される場合には、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%を超えることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他の U C I T S および / または他の U C I の受益証券に、U C I T S が投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先 U C I T S および / または U C I の受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他の U C I T S および / または他の U C I にその資産の相当部分を投資する U C I T S は、目論見書において、当該 U C I T S ならびに投資を予定している投資先 U C I T S および / または U C I の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該 U C I T S ならびに投資先 U C I T S および / または U C I の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、U C I T S が投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) U C I T S が、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) U C I T S の純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法により、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売促進文書において、当該 U C I T S の特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T S のリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該主要カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関して行為する管理会社で、2002年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、U C I T S は、以下を超えた取得してはならない。
- ( ) 同一発行体の議決権のない株式の10%
  - ( ) 同一発行体の債務証券の10%
  - ( ) 同一 U C I T S および / またはその他の U C I の受益証券の25%
  - ( ) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記( )ないし( )の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) E U加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 2) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 3) 一または複数の E U加盟国が所属する公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 4) E U非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T S がその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有が U C I T S による当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

- 5) 子会社の資本で一または複数の投資法人が保有する株式、ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T S は、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。  
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたU C I T S には、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がU C I T S の支配の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関して生じる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはF C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T S は、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) U C I T S は、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
  - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、U C I T S の資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはF C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはF C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびU C I T S の投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S R ガイドラインを実施する2007年3月19日付E U 通達2007 / 16 / E C をルクセンブルグにおいて実施している。
- C S S F は、2008年2月19日に、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する通達08 / 339 (以下「通達08 / 339」という。)を示達した。
- 通達08 / 339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、U C I T S がこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08 / 339は、2008年11月26日にC S S F より示達された通達08 / 380により改正された。
- C S S F は、2008年6月4日に、特定の証券貸借取引においてU C I T S が利用することのできる技法と商品の詳細について示した通達08 / 356を示達した。
- 通達08 / 339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達08 / 339は、U C I T S のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通



達は、証券貸借取引によって U C I T S のポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を重ねて規定している。さらに、当該通達は、目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

#### 1.2.1.2. 管理会社

2010年法に従っていないパート ファンドを運用する管理会社には、2002年法第13章が適用される。2002年法第77条ないし第90条は、2002年法第13章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

##### 業務を行うための条件

(1) 2002年法第13章の意味における管理会社の業務の開始には、C S S F の事前の認可が必要となる。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

(2) 管理会社は、通達85 / 611 / E E C に従い認可される U C I T S の運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他の U C I の運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服する場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85 / 611 / E E C の下でその他の加盟国において販売することはできない。

F C P および投資法人の運用のための活動は、2002年法別表 に記載されている業務が含まれるが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用 (年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務および U C I の受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

(4) 通達93 / 22 / E E C 第2条第4項、第8条第2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)の業務提供に適用される。

(5) C S S F は、以下を条件として、管理会社に対して認可を付与する。

(a) 管理会社は、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

( ) 管理会社が運用する F C P ( 管理会社が運用権限を委託した当該 F C P のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。 )

( ) 管理会社が管理会社として指定した投資法人

( ) 管理会社が運用する U C I ( 管理会社が運用権限を委託した当該 U C I のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。 )

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93 / 6 / E E C 別表 に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、E U 加盟国または C S S F が E U 法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用する U C I T S に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのた

め、これらの者およびすべての後継者は、C S S F に直ちに報告されなければならない、  
管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければ  
ならない。

(c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない、

(d) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない、

(6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する、

C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない、

C S S F は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める、

(7) 記入済みの申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない、認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない、

(8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる、

(9) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2002年法第13章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる、

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または 6 か月以上活動を中止する場合

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達93 / 6 / E E C の施行の結果、1993年法に適合しなくなった場合

(e) 2002年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合

(f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(10) C S S F は、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主または構成員 (直接か間接か、自然人か法人かを問わない。) の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない、管理会社への一定の保有資格は、上記金融セクターに関する1993年法第18条の規定と同様の規定に服する、

C S S F は、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主または構成員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない、

(11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる、承認された法定監査人の変更は、事前に C S S F の承認を得なければならない、

#### 運用条件

(12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない、管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる、

(13) 管理会社が運用する U C I T S の性格に関し、またパート ファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる、

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム (特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。) を有すること、とりわけ、U C I T S に係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用する F C P または投資法人の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする、

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- ( ) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するFCPまたは投資法人の受益証券に投資してはならない。
  - ( ) (3)の業務に関し、1993年法に基づく通達97 / 9 / ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件が充足されなければならない。
- a) 上記につきCSSFに対して適切に報告を行わなければならない。
  - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
  - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
  - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
  - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、預託機関または管理会社もしくは受益者の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
  - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
  - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
  - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
  - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託することを許可された権限を列挙しなければならない。
- いかなる場合においても、管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
  - (b) 顧客の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
  - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
  - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、顧客が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
  - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、顧客の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

設立の権利および業務提供の自由

(17) 通達85 / 611 / E E C に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(18) 2002年法第13章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他のE U加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付C S S F 通達03 / 108によりさらに整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し、かつ強調することであり、より重要なこととして、当該規定および要件の解釈方法に関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前にC S S F の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムをC S S F に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管銀行の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

さらに、通達では、管理会社がその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジである。これについて、通達はまた、かかる2名が、権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にU C I T S に関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達は、投資運用権限の保管銀行に対する委託を禁止している。通達は、法律と同様に、E U非加盟国の企業が当該E U非加盟国において慎重な監督に服している場合のみ、投資運用権限をかかる企業に委託することができるのと重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上C S S F に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係するものである。

#### 1.2.1.3. 保管受託銀行

C S S F により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C P の有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C P の資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C P のためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。

- ファンドの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行について、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。かかる保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

#### 1.2.1.4. 関係法人

##### ( ) 投資運用会社・投資顧問会社

FCPの管理会社は、他の会社との間で、頻繁に、投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による投資運用会社の中核的業務の委託は上記1.2.1.2.の(15)に従う。

##### ( ) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主総会において1口につき1個の議決権を有する。

##### 1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人

会社型投資信託は、2002年法に従い、変動資本を有する投資法人(société d'investissement à capital variable)(以下「SICAV」という。)の形態により設立することができる。

SICAVは、投資主の利益のために証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない S I C A V の最低資本金は認可時においては 300,000 ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定した S I C A V を含めすべての S I C A V の資本金は、認可後 6 か月以内に 1,250,000 ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金はそれぞれ 600,000 ユーロおよび 2,500,000 ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更は C S S F に届け出ることを要し、C S S F の異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A V はいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A V は、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A V の純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買い戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は、C S S F の提案または助言に基づき大公令により決定することができる (このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い C S S F が決定する。 )。
- 通常の期間内に S I C A V の資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A V の投資口は発行されない。
- 規約は、発行および買い戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A V の資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約中に、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買い戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買い戻し価格の計算を行う頻度を規定する (パート ファンドについては最低 1 か月に 2 回、または C S S F が許可する場合は 1 か月に 1 回とし、パート 以外のファンドについては最低 1 か月に 1 回とする。 )。
- 規約は、S I C A V が負担する費用の性質を規定する。

#### 1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買い戻取引を容易にするため別に子会社として買い戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。しかしながら、買い戻会社の投資口買い戻義務は、常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている (買い戻会社の投資口は、通常、1 株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。 )。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買い戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その規約に、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

#### 1.2.2.3. 投資制限

上記 1.2.1.1. 記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託に適用される。

#### 1.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買い戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

#### 1.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

1.2.1.4. 「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

#### 1.2.2.6. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2002年法第27条に S I C A V に関し定められているが、パート ファンドである他の

形態の会社型投資信託にも適用される。

- (1) S I C A V が、通達85 / 611 / E E C に従い認可された管理会社を指定しない場合
- 認可の申請は、S I C A V の組織構造等を記載した事業計画を添付しなければならない。
  - S I C A V の業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該 S I C A V が遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその後任者の氏名が C S S F に直ちに報告されなければならない。S I C A V の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも 2 名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づき S I C A V を代理するか、または S I C A V の方針を実質的に決定する者をいう。
  - さらに、S I C A V と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- また、C S S F は、S I C A V が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- S I C A V は、C S S F に対して、要求される情報を提供しなければならない。
- 記入済の申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- S I C A V は、認可付与後、直ちに業務を開始することができる。
- C S S F は、S I C A V が以下のいずれかに該当する場合に限り、当該 S I C A V に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または 6 か月以上活動を中止する場合
  - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
  - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
  - (d) 2002年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ / または組織的に違反した場合
  - (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記1.2.1.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達85 / 611 / E E C に従い認可された管理会社を指定していない S I C A V に適用される。ただし、「管理会社」を S I C A V と読み替える。
- S I C A V は、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達85 / 611 / E E C に従い認可された管理会社を指定していない S I C A V は、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、C S S F は、S I C A V の性格にも配慮し、当該 S I C A V が健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム (特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。) を有するものとする。少なくとも、当該 S I C A V に係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用する S I C A V の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

## 2. 2010年法に従うルクセンブルグの U C I T S または U C I

### 2.1. 一般規定とその範囲

#### 2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート U C I T S (以下「パート 」という。)
- パート その他の U C I (以下「パート 」という。)
- パート 外国の U C I

パート 管理会社

パート U C I T S およびその他のU C I に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用されるU C I T Sとパート が適用されるU C I を区分して取り扱っている。

2.1.2. E U のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において適用あるE U通達が当該国において立法化されている限り、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的としており、かつ
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資信託（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するものとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のU C I T Sの定義に該当するものの、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売するU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.5. 法的形態

2010年法パート またはパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP), contractual common fund）
- 2) 投資法人（investment companies）

- 変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）
- 固定資本を有する投資法人（以下「S I C A F」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託（F C P）

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

F C Pの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、管理会社との間に確立されるF C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。F C Pへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

F C Pの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められ



る。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

パート ファンドについて、受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

パート ファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。I M L通達91 / 75は、パート ファンドがその受益証券 (または投資口) の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で (原則として月に一度以上) 決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買い戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのF C Pについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
  - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
  - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
  - (c) 分配方針
  - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
  - (e) 公告に関する規定
  - (f) F C Pの会計の決算日
  - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
  - (h) 約款変更手続
  - (i) 受益証券発行手続
  - (j) 受益証券買い戻しの手続ならびに買い戻しの条件および買い戻しの停止の条件

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買い戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

#### 2.2.1.1. 保管受託銀行

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買い戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること (パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。

- F C P の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C P の収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート に従いF C P の所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、その権限を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するU C I T S に関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S F に直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

#### 2.2.1.2. 関係法人

##### ( ) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C P の管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内であつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の2.4.2.の(15)に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の2.4.1.の(1)に定められた前提条件に従う。

##### ( ) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C P の受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社 (sociétés anonymes) として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

##### 2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人 (S I C A V)

2010年法に従い変動資本を有する投資法人 (société d'investissement à capital variable) (以下「S I C A V」という。)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A V は、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社 (société anonyme) として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は、認可時においては300,000ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、600,000ユーロおよび2,500,000ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。 )。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

#### 2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えてはならない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

#### 2.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パート ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、その権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

## 2.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

## 2.2.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の2.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」はS I C A Vと解釈される。

2011年1月より前に設立され、上述のとおり2010年法に従うことになったパート S I C A Vは、2012年7月1日まで以下の2.4.2.(15)のa)からe)に定められている前提条件を遵守しなければならない。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を

含む。)を有すること、とりわけ、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

## 2.3. 2010年法によるルクセンブルグのU C I T SおよびU C Iの投資制限

### A) パート ファンド / U C I T S

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、F C Pおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開された他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、通達2009 / 65 / E Cに従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および第2号a)およびb)の意味におけるその他のU C Iの受益証券に(設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
  - 当該その他のU C Iは、C S S FがE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
  - 当該その他のU C Iの受益者に対する保護水準はU C I T Sの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009 / 65 / E Cの要件と同等であること。
  - 当該その他のU C Iの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
  - (合計で)取得が予定されているU C I T Sまたはその他のU C Iの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のU C I T SまたはU C Iの受益証券に投資されないこと。
- (3) U C I T Sは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がE U加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はE U法の規定と同等とC S S Fが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) U C I T Sは、上記(1)に記載される規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「O T Cデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
  - U C I T Sが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T Sの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
  - O T Cデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、C S S Fが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
  - O T Cデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、U C I T Sの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するU C I T Sに適用される条件および制限について、C S S Fは、財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2007年8月2日付C S S F通達07 / 308を制定し

ている。さらに、同通達は、洗練された U C I T S と洗練されていない U C I T S を区別し、その各々のデリバティブ商品の利用に関する相違点を規定している。同通達は、これに関連し、C S S F に提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) U C I T S は、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第 1 条 ( すなわち上記(1) ) に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- E U 法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくとも E U 法が規定するのと同じ程度厳格であると C S S F が判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記 3 項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも 10,000,000 ユーロの資本金および準備金を有し、第 4 通達 78 / 660 / E E C に従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されている U C I T S は、その事業の遂行のために不可欠な動産または不動産資産を取得することができる。

(8) U C I T S は、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社は、運用する U C I T S ごとに、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S はまた、O T C デリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T S は、C S S F が規定する詳細な規則に従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。

(b) U C I T S は、C S S F が定める条件と制限の範囲内で、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を用いることもできる。ただし、この技法と手段は、ポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) U C I T S は、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期を勘案して計算する。

U C I T S は、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T S が指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の 10% を超えて投資することができない。

U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の取引の相手方に対する O T C デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) U C I T S がその資産の5%を超えて投資する各発行体について、U C I T S が保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関との O T C デリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T S は、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われた O T C デリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

U C I T S がその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該 U C I T S の資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該 U C I T S の資産の35%を超えてはならない。

通達83 / 349 / E E C または公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

U C I T S は、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、U C I T S の約款または設立文書に従って、その投資方針の目的が C S S F の承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および / または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限り。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場において、例外的な市況により正当化される場合には、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、C S S F は、U C I T S に対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数の E U 加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

C S S F は、(10)および(11)に記載する制限に適合する U C I T S の受益者への保護と同等の保護を当該 U C I T S の受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらの U C I T S は、少なくとも 6 つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の 30% を超えてはならない。

- (b) (a) に記載する U C I T S は、その約款または設立文書において、その資産の 35% 超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a) に記載する U C I T S は、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の 35% 超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) U C I T S は、(2) に記載する U C I T S および / またはその他の U C I の受益証券を取得することができるが、単一の U C I T S またはその他の U C I の受益証券にその資産の 20% を超えて投資することはできない。
- この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有する U C I の各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていないなければならない。
- (b) U C I T S 以外の U C I の受益証券への投資は、合計して、一つの U C I T S の資産の 30% を超えてはならない。
- U C I T S が U C I T S および / またはその他の U C I の受益証券を取得した場合、U C I T S またはその他の U C I のそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他の U C I T S および / または他の U C I の受益証券に、U C I T S が投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先 U C I T S および / または U C I の受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他の U C I T S および / または他の U C I にその資産の相当部分を投資する U C I T S は、目論見書において、当該 U C I T S ならびに投資を予定している投資先 U C I T S および / または U C I の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該 U C I T S ならびに投資先 U C I T S および / または U C I の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、U C I T S が投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) U C I T S が、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) U C I T S の純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法により、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該 U C I T S の特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T S のリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なりスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関して行為する管理会社で、2010年法パート または通達2009 / 65 / E C に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、U C I T S は、以下を超えた取得してはならない。



- ( ) 同一発行体の議決権のない株式の10%
- ( ) 同一発行体の債務証券の10%
- ( ) 同一 U C I T S またはその他の U C I の受益証券の25%
- ( ) 一発行体の短期金融商品の10%

上記( )ないし( )の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 2) E U 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 3) 一または複数の E U 加盟国が所属する公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 4) E U 非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T S がその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有が U C I T S による当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U 非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
  - 5) 子会社の資本で一または複数の投資法人が保有する株式。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T S は、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。  
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可された U C I T S には、認可を受けた日から 6 か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限が U C I T S の支配の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人または F C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T S は、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) U C I T S は、借入れが一時的な場合は、投資法人の場合その資産の10%まで、または F C P の場合そのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。
  - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- U C I T S が、1) および 2) に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でその U C I T S の資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人または F C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人または F C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達および U C I T S の投資対象としての適格資産に関する2007年3月付 C E S R ガイドラインを実施す

る、2007年3月19日付E U通達2007 / 16 / E Cを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、C S S Fは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08 / 339 (以下「通達08 / 339」という。)を示達した。

通達08 / 339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、U C I T Sがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08 / 339は、2008年11月26日にC S S Fにより示達された通達08 / 380により改正された。

2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F通達08 / 356を示達した。

通達08 / 339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達08 / 339は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を重ねて規定している。さらに、当該通達は、目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

#### B) パート ファンド / U C I

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) かかる規則は未だ出されていない。

I M L通達91 / 75は、パート ファンドについて投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE E Cの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該U C Iがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型U C Iの受益証券の購入にも適用される。

#### 2.4. 管理会社

パート ファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

2011年7月1日より後に設立されたかまたは2010年法に従っているパート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される (以下を参照のこと。 )。

##### 2.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

管理会社は、UCIの運用以外の活動に従事してはならない(ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる。)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うUCIでなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

2011年1月1日より前に設立され、それにより2010年法第16章に従うことになった管理会社は、2012年1月1日まで、上記の前提条件を遵守しなければならない。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

(7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前に C S S F の承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

#### 2.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S F の事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前に C S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / E C に従い認可される U C I T S の運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他の U C I の運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / E C の下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T S の運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用 (年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務および U C I の受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 1993年法第 1 - 1 条、第37 - 1 条および第37 - 3 条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) C S S F は、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

( ) 管理会社が運用する F C P (管理会社が運用権限を委託した当該 F C P のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

( ) 管理会社が管理会社として指定した投資法人

( ) 管理会社が運用する U C I (管理会社が運用権限を委託した当該 U C I のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006 / 49 / E C 第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) 5 (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
  - (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
  - (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
  - (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
  - (f) 取締役は、当該U C I T SまたはU C Iの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。  
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (9) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
  - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
  - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
  - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
  - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006 / 49 / E Cの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
  - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
  - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

- (10) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主または構成員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主または構成員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する

ことが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前に C S S F の承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (13) 管理会社が運用する U C I T S の性格に関し、また U C I T S の管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009 / 65 / E C に従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム (特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。) を有すること。少なくとも、U C I T S に係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用する U C I T S の資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客と U C I T S または U C I T S 間の利益の相反により害される U C I T S または顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用する U C I T S の受益証券に投資してはならない。
  - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97 / 9 / E C を施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならず、C S S F は、U C I T S 所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T S が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T S の目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委

託をすることはしないものとする。

(16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用する U C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用する U C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用する U C I T S が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

(17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定された U C I T S を運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

#### 設立の権利および業務提供の自由

(18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用する U C I T S の受益証券を支店を設置せずに U C I T S 所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

(19) 通達2009 / 65 / E C に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

U C I T S 管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付 C S S F 通達03 / 108によりさらに整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し、かつ強調することであったが、より重要なこととして、当該規定および要件の解釈方法に関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に C S S F の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを C S S F に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務める U C I T S の保管銀行の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権

限を遂行するかに依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

さらに、通達では、管理会社がその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジである。これについて、通達はまた、かかる2名が、権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達は、投資運用権限の保管銀行に対する委託を禁止している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用権限をかかせる企業に委託することができるものと重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上CS SFに提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に係るものである。

### 3. 2002年法または2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上の規定

#### 3.1. 設立に関する法律および法令

##### 3.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、FCPの管理会社、および(2002年法または2010年法それぞれにより明示的に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。

##### 3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第26条)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

##### 3.1.1.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第27条)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ( ) 設立者の身元
- ( ) 会社の形態および名称
- ( ) 本店の所在地
- ( ) 会社の目的
- ( ) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- ( ) 発行時に払込済の額
- ( ) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- ( ) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定
- ( ) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

(注) 1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CS SFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- ( ) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

##### 3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)



会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- ( ) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- ( ) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

#### 3.1.1.4. 発起人および取締役の責任 ( 1915年法第31条および第32条の1 )

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

#### 3.1.2. 2002年法および2010年法

投資信託に関する2002年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

##### 3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特別の要件が必要とされている。

##### 3.1.2.2. 規約の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

#### 3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2002年法第93条および第94条、ならびに2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- ( ) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。
  - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
  - E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 ( U C I T S ) でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- ( ) 認可を受けたU C I は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- ( ) ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所 ( tribunal administratif ) に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁 ( Institut Monétaire Luxembourgeois ) ( I M L ) によりとってかわられた。I M L は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会 ( C S S F ) に移転された。

C S S F の権限と義務は、2002年法第97条および2010年法第133条に、定められている。

2002年法第109条および2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2011年1月1日より前に設立されたU C I T S および2011年1月1日から2011年7月1日の間に設立されたU C I T S で、2002年法に従うことを選択したものは、2012年7月1日までに、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、2010年法第159条に言及される主要投資家情報に取って代える必要がある。

2002年法および2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各 F C P のために、その目論見書および主要投資家情報文書<sup>(注)</sup>ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書を C S S F に送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家が U C I T S の受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。  
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4 か月および 2 か月以内に公表されなければならない。  
(注) 簡易目論見書を主要投資家情報文書に取って代えていない U C I T S については、本項における主要投資家情報文書への言及は、簡易目論見書への言及と解釈する必要がある。

#### 3.1.4. 2002年法および2010年法によるその他の要件

- ( ) 公募または販売の承認  
2002年法第93条第 1 項および2010年法第129条第 1 項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためには C S S F の認可を受けなければならない旨規定している。
- ( ) 設立文書の事前承認  
2002年法第93条第 2 項および2010年法第129条第 2 項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。  
2010年法に従う U C I T S は、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S F により認可されないものとする。
  - a ) F C P は、当該 F C P を運用するための管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。
  - b ) 上記 a ) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立された U C I T S が通達 2009 / 65 / E C に従う管理会社により運用され、通達 2009 / 65 / E C に基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S F は、2010年法第123条に従い、当該 U C I T S を運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。  
2010年法第129条第 4 項に基づき、C S S F は、以下の場合、2010年法第 2 条の範囲内において U C I T S の認可を拒否することがある。
    - a ) 投資法人が2010年法第 3 章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
    - b ) 管理会社が2010年法第15章に基づき U C I T S を運用することを認可されていない場合
    - c ) 管理会社がその所在加盟国において U C I T S を運用することを認可されていない場合  
2010年法第27条第 1 項を損なうことなく、管理会社または投資法人 ( 該当する場合 ) は、完全な申請書が提出されてから 2 か月以内に、U C I T S の認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。
- ( ) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて C S S F に提出された場合の事前の意見確認  
C S S F の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S F の事前のコメントを得るために提出することが要求されている。  
2005年 4 月 6 日付 C S S F 通達 05 / 177 によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために C S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

( ) 目論見書の記載内容

目論見書 (および簡易目論見書 (依然として該当する場合)) は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2002年法または2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

( ) 誤解を招く表示の禁止

2002年法第112条は、完全な目論見書 (および簡易目論見書 (依然として該当する場合)) の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

( ) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解 (該当する場合) の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条および2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用 (その中央管理事務および保管者を含む。) および (マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について) 監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。

( ) 財務報告書の提出

2002年法第114条および2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2002年法第118条および2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136 (C S S F通達08/348により改正) に従い、2002年法および現在の2010年

法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を C S S F に提出しなければならない。

( ) 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2002年法、ならびに2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

### 3.2. 清算

#### 3.2.1. 投資信託の清算

2002年法および2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

##### 3.2.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a . 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b . 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c . 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

##### 3.2.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

##### 3.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

#### 3.2.2. 清算の方法

##### 3.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

###### a ) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

###### b ) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2002年法第106条第1項および2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

##### 3.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S F の請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条または2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S F の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記3.2.2.1.に記載された方法で預託される。

### 3.3. 税制

#### 3.3.1. ファンドの税制

##### 3.3.1.1. 資本税 (droit d'apport)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2002年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない、2010年法に従う投資信託についても同様とされている。

##### 3.3.1.2. 年次税 (taxe d'abonnement)

2010年法第174条第1項 (2002年法第129条第1項) に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項 (2002年法第129条第2項) に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2002年法または2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス、ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条 (2002年法第129条) における「短期金融商品」の概念は、2002年法および2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書 (CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条 (2002年法第129条第3項) はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。( )2010年法第175条 (2002年法のもとで既に適用されている。) に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、(ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。) および( )従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント

( ) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および

( ) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

### 3.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

#### ・ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法(以下「S I F法」という。)を採択した。

S I F法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度の下で設定されたピークルと2002年法に従うU C Iをさらに区別するため、S I F法は、前者を「専門投資信託」(以下「S I F」という。)と称している。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、S I F法に従うS I Fになった。

## 1. 範囲

S I F制度は、( )その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび( )その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに適用される。

S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

S I F法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

## 2. 投資規則

EU圏外の統一U C Iについて定める2002年法パート または2010年法パート と同様に、S I F法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。S I F法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。C S S Fは、個人投資家への販売が可能なU C Iよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができるU C Iに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

### 3. 構造的側面および業務上の規則

#### 3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

##### 3.1.1. 法律上の形態

S I F 法は、特に、契約型投資信託（以下「F C P」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）について言及しているが、S I F が設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づく S I F の設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

F C P への投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（S I C A V または S I C A F）

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

S I F 法に基づき、S I C A V は、2002年法または2010年法に従う S I C A V の場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A V の形態で設立される S I F は、S I F 法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

S I F 法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、S I F 法は、S I F について柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

##### 3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F 法は、特に、複数のコンパートメントを有する S I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、S I F 内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立された S I F のコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。

##### 3.1.3. 資本構造

S I F 法の規定により、S I F の最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I F の認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法または2010年法に従う U C I については6か月以内である。F C P に関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I F は、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有する S I F を設立することができる。さらに、S I F は、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび / または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

#### 3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法または2010年法に従う U C I に適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F 法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法または2010年法に従う S I C A V または F C P の場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I F は、（例えば、S I F が発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型 S I F の場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I F は、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によつてのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によつて行うこともできる。

#### 4. 規制上の側面

##### 4.1. 慎重な制度

S I F は、C S S F による恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I F は、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法または2010年法に従うU C I の場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法または2010年法に従うU C I について、C S S F は、S I F の設立文書、S I F の取締役 / マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。S I F の存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S F の承認を必要とする。

S I F 法の規定により、S I F は、規制当局の承認を得る前に設立することができる。ただし、設立された月の翌月にC S S F に認可申請書が、提出されることを条件とする。これにより、C S S F の承認を得る前にS I F を設立し、運用を開始することができる。

##### 4.2. 保管受託銀行

U C I と同様に、S I F は、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはE U の他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にS I F の資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

S I F 法は、保管受託銀行に対し、2002年法または2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

##### 4.3. 承認された法定監査人

S I F の年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（*r é v i s e u r d ' e n t r e p r i s e s a g r é é*）による監査を受けなければならない。

##### 4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F 法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I F は、監査済年次報告書とその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I F は、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

#### 5. S I F の税制の特徴

S I F については、0.01%（これに対して、2002年法または2010年法に基づき存続する大部分のU C I については、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。S I F 法は、2002年法または2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグU C I に投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

S I F が受領する収益およびS I F によつて実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。



## 別紙 A

&lt; 訂正前 &gt;

## 定義

営業日	関係法域において、銀行が通常営業している日。なお、販売会社および管理会社は、関係法域において少なくとも各営業日に営業する。販売会社は販売会社が定めるその他の日付にも営業する場合がある。
日本における販売会社	フィデリティ証券株式会社
（中略）	
評価日	12月25日(以下「クリスマス」という。)、1月1日(以下「元日」という。)およびニューヨーク証券取引所の休業日を除く月曜日から金曜日までの各日

&lt; 訂正後 &gt;

## 定義

営業日	関係法域において、銀行が通常営業している日。なお、販売会社および管理会社は、関係法域において少なくとも各営業日に営業する。販売会社は販売会社が定めるその他の日付にも営業する場合がある。
<u>C S S F</u>	<u>ルクセンブルグの金融監督委員会</u>
日本における販売会社	フィデリティ証券株式会社
（中略）	
評価日	12月25日(以下「クリスマス」という。)、1月1日(以下「元日」という。)およびニューヨーク証券取引所の休業日を除く月曜日から金曜日までの各日
<u>2010年法</u>	<u>ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正される。）</u>